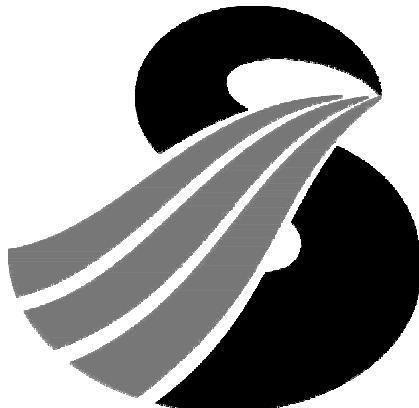


# 薩摩川内市の環境

平成19年度版(平成18年度報告)

(第3号)



平成20年2月

鹿児島県 薩摩川内市

## はじめに

鹿児島県北西部に位置する本市は、ラムサール条約登録湿地（平成17年11月登録）となつた「藪牟田池」、本市の中央部を貫流する「川内川」、東シナ海に浮かぶ「甑島」など美しい水辺の空間に恵まれ、その多彩な自然環境の下で様々な動植物が生息しています。

しかしながら、昨年7月に見舞われた県北部豪雨災害を始めとする自然災害が、日本国内のみならず、全世界規模で近年顕著に見られ、今や環境問題は地球規模にまで広がり、人類の存立基盤に深く関わる問題となっています。

このような状況の中、本市では、環境保全施策を計画的に進め、また、緊急課題である地球温暖化から生活環境の保全までの幅広い環境保全対策に対応していくため、本年9月に薩摩川内市環境基本計画を策定しました。

今後とも自然環境の保全、公害の防止の対策を本市の重要な施策として位置づけ、薩摩川内市発展のために環境保全対策をさらに推進してまいりたいと考えております。

本書を通じて、本市の環境の状況と施策についての理解を一層深めていただき、市民・事業者・市が協働して環境の保全と創造に向けた具体的な取り組みを進めていくための一助となれば幸いです。

平成20年2月

薩摩川内市長 森 卓朗

<b>第1章 薩摩川内市の概要</b>	1
<b>第1節 自然環境</b>	1
1 位置・地勢	1
2 気象	2
<b>第2節 社会環境</b>	3
1 人口及び世帯数	3
2 産業	3
3 土地利用	4
<b>第2章 環境行政の概要</b>	5
<b>第1節 環境行政機構</b>	5
1 行政組織	5
2 環境審議会	6
<b>第2節 環境保全に関する施策</b>	7
1 環境保全に関する条例	7
2 薩摩川内市環境基本計画	7
3 薩摩川内市地球温暖化防止実行計画	9
4 環境影響評価制度	10
5 環境保全のための協定	13
6 環境保全資金	14
<b>第3章 環境の現況</b>	15
<b>第1節 大気汚染</b>	15
1 大気汚染の監視	15
2 発生源対策	18
<b>第2節 騒音・振動</b>	19
1 環境騒音の監視	19
2 自動車騒音の監視	20
3 新幹線鉄道騒音・振動の監視	21
4 道路交通振動の監視	22
5 発生源対策	23
<b>第3節 悪臭</b>	24
1 悪臭の監視	24
2 発生源対策	24
<b>第4節 水質汚濁</b>	25
1 水質汚濁の監視	25
2 発生源対策	29
3 生活排水対策	29
<b>第5節 ダイオキシン類</b>	30
1 ダイオキシン類の監視	30
2 発生源対策	30
3 クリーンセンターの状況	31
<b>第6節 環境放射線</b>	33
1 環境放射線の監視	33
2 広報	33
<b>第7節 廃棄物</b>	34
1 廃棄物処理の概要	34
2 ごみの収集状況	36
3 ごみの減量化・資源化対策	38
<b>第8節 自然保護</b>	41
1 自然公園	41
2 蘭牟田池	41
3 鳥獣保護	42
4 ウミガメ保護	42
<b>第9節 環境衛生</b>	43
1 衛生害虫駆除	43
2 墓地	43
3 葬斎場	43
4 狂犬病予防対策	43
<b>第10節 苦情処理</b>	44

<b>第4章 資料編</b>	<b>45</b>
<b>1 環境行政</b>	<b>45</b>
資料 1-1 環境行政の推移資料	45
<b>2 大気</b>	<b>45</b>
(1) 環境基準・規制基準	45
資料 2-1 大気汚染に係る環境基準	45
資料 2-2 硫黄酸化物の排出基準	46
資料 2-3 ばいじんの排出基準（抄）	46
資料 2-4 室素酸化物の排出基準（抄）	47
資料 2-5 塩化水素の排出基準（抄）	47
資料 2-6 一般粉じん発生施設の構造基準（抄）	47
(2) 大気環境の測定結果	48
資料 2-7 二酸化硫黄（SO <sub>2</sub> ）濃度の測定結果	48
資料 2-8 二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）濃度の測定結果	49
資料 2-9 浮遊粒子状物質（SPM）濃度の測定結果	50
資料 2-10 一酸化炭素（CO）濃度の測定結果	51
資料 2-11 光化学オキシダント（O <sub>x</sub> ）濃度の測定結果	51
資料 2-12 非メタン炭化水素濃度の測定結果	51
資料 2-13 有害大気汚染物質濃度の測定結果	52
資料 2-14 酸性雨の状況	52
(3) 届出状況	53
資料 2-15 ばい煙発生施設に係る届出数	53
資料 2-16 一般粉じん発生施設に係る届出数	53
<b>3 騒音・振動</b>	<b>55</b>
(1) 環境基準	55
資料 3-1 騒音に係る環境基準	55
資料 3-2 新幹線騒音に係る環境基準	55
(2) 規制基準	56
資料 3-3 工場等に係る騒音規制基準	56
資料 3-4 建設作業に係る騒音規制基準	56
資料 3-5 自動車騒音に係る要請限度（薩摩川内市全域で適用）	57
資料 3-6 音響機器の使用に係る規制	57
資料 3-7 深夜営業騒音に係る規制	58
資料 3-8 扩声機の使用的制限	58
資料 3-9 工場等に係る振動規制（川内地域の都市計画区域のみ適用）	59
資料 3-10 建設作業に係る振動規制（川内地域の都市計画区域のみ適用）	59
資料 3-11 道路交通振動の限度に係る振動規制（川内地域の都市計画区域のみ適用）	59
(3) 測定結果	60
資料 3-12 環境騒音測定結果	60
資料 3-13 環境騒音測定結果（経年）	61
資料 3-14 自動車騒音常時監視結果	62
資料 3-15 新幹線鉄道騒音・振動測定結果	62
資料 3-16 道路交通振動測定結果	63
(4) 届出状況	63
資料 3-17 騒音規制に係る届出状況	63
資料 3-18 振動規制に係る届出状況	64
資料 3-19 建設作業に係る届出状況	65
(5) 参考	66
資料 3-20 騒音・振動規制の対象施設	66
資料 3-21 騒音及び振動の大きさ	68
<b>4 悪臭</b>	<b>69</b>
(1) 規制基準	69
資料 4-1 悪臭防止法に基づく敷地境界における規制	69
(2) 測定結果	70
資料 4-2 悪臭物質測定結果	70
資料 4-3 中越パレプ工業の悪臭物質自主測定結果	71
資料 4-4 中越パレプ工業の悪臭物質自主測定結果の経年変化	71
(3) 届出状況	72
資料 4-5 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設設置状況	72
資料 4-6 旧川内市公害防止条例に基づく指定施設設置状況	72
(4) 参考	73
資料 4-7 悪臭物質及びその主要発生源事業場	73
資料 4-8 悪臭物質濃度と臭気強度の関係	74
<b>5 水質</b>	<b>75</b>
(1) 環境基準	75
資料 5-1 水質汚濁に係る環境基準	75
資料 5-2 地下水の水質汚濁に係る環境基準	76
資料 5-3 水道水質基準	76

<b>(2) 規制基準</b>	77
資料 5-4 水質汚濁防止法に基づく排水基準	77
資料 5-5 鹿児島県条例に基づく上乗せ排水基準	78
資料 5-6 鹿児島県公害防止条例に基づく排水基準	79
資料 5-7 旧川内市公害防止条例に基づく排水基準	79
<b>(3) 測定結果</b>	80
資料 5-8 河川の生活環境項目に係る水質測定結果（薩摩川内市調査分）	80
資料 5-9 河川の生活環境項目に係る水質測定結果（川内川河川事務所調査分）	81
資料 5-10 海域の生活環境項目に係る水質測定結果	82
資料 5-11 湖沼の生活環境項目に係る水質・底質測定結果	83
資料 5-12 河川の健康項目に係る水質測定結果	84
資料 5-13 河川の要監視項目に係る水質測定結果	85
資料 5-14 河川のその他項目に係る水質測定結果	86
資料 5-15 河川の窒素・リンに係る水質測定結果	87
資料 5-16 工場・事業場排水測定結果	88
資料 5-17 工場・事業場排水水質経年変化（年平均値）	89
資料 5-18 工場・事業場排水の重金属等測定結果	90
資料 5-19 リクロロエチレン等に係る地下水調査結果	90
資料 5-20 ゴルフ場排水水質調査結果	91
資料 5-21 木場茶屋一般廃棄物最終処分場の処理水に係る水質測定結果	93
資料 5-22 木場茶屋一般廃棄物最終処分場に係る河川（都川）の水質測定結果	94
資料 5-23 川内クリーンセンター一般廃棄物最終処分場の処理水に係る水質測定結果	97
資料 5-24 川内クリーンセンター一般廃棄物最終処分場に係る河川（小倉川）の水質測定結果	100
<b>(4) 届出状況</b>	104
資料 5-25 水質汚濁防止法に基づく特定施設	104
資料 5-26 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設	105
<b>(5) 生活排水対策</b>	106
資料 5-27 生活排水処理形態別人口及び収集量	106
資料 5-28 小型合併浄化槽設置整備補助金	106
<b>6 ダイオキシン類</b>	107
<b>(1) 環境基準・規制基準</b>	107
資料 6-1 ダイオキシン類に係る環境基準	107
資料 6-2 ダイオキシン類に係る排出基準	107
<b>(2) 測定結果</b>	109
資料 6-3 ダイオキシン類濃度の環境測定結果	109
資料 6-4 ダイオキシン類濃度の自主測定結果（薩摩川内市内の各クリーンセンター）	111
<b>7 原子力</b>	112
<b>(1) 本調査</b>	112
資料 7-1 3か月間（91日換算）積算線量（モニタリングポイント）	112
資料 7-2 線量率（モニタリングステーション、モニタリングポストにおける連続測定）	113
資料 7-3 環境試料の放射能	113
<b>(2) 補助的調査</b>	115
資料 7-4 線量率（モニタリングステーション、モニタリングポストにおける連続測定）	115
資料 7-5 計数率（放水口ポストにおける連続測定）	115
資料 7-6 線量率（サーベイポイントにおける定期測定）	116
資料 7-7 大気中放射性ダスト（サーベイポイントにおける定期測定）	116
資料 7-8 大気中放射性ヨウ素（サーベイポイントにおける定期測定）	117
資料 7-9 海水・陸水中のトリチウム（ <sup>3</sup> H）	117
資料 7-10 3か月間（91日換算）積算線量（防波堤）	117
資料 7-11 線量率（防波堤における定期測定）	117
資料 7-12 線量率（防波堤における連続測定）	117
<b>8 廃棄物</b>	118
資料 8-1 ごみの排出・収集状況	118
資料 8-2 ごみ減量再資源化補助金	119
資料 8-3 生ごみ処理機器購入補助金	119
<b>9 環境衛生</b>	120
<b>(1) 薬剤散布</b>	120
資料 9-1 薬剤散布の実施状況	120
<b>(2) 墓地・火葬場</b>	120
資料 9-2 年度別市営墓地使用状況	120
資料 9-3 共同墓地特別災害復旧補助状況	121
資料 9-4 墓斎場の年度別利用状況	122
<b>(3) 狂犬病予防対策</b>	122
資料 9-5 畜犬登録及び狂犬病予防注射実施状況	122
<b>10 苦情処理</b>	123
資料 10-1 苦情の処理状況	123
<b>用語説明</b>	124

## 第1章 薩摩川内市の概要

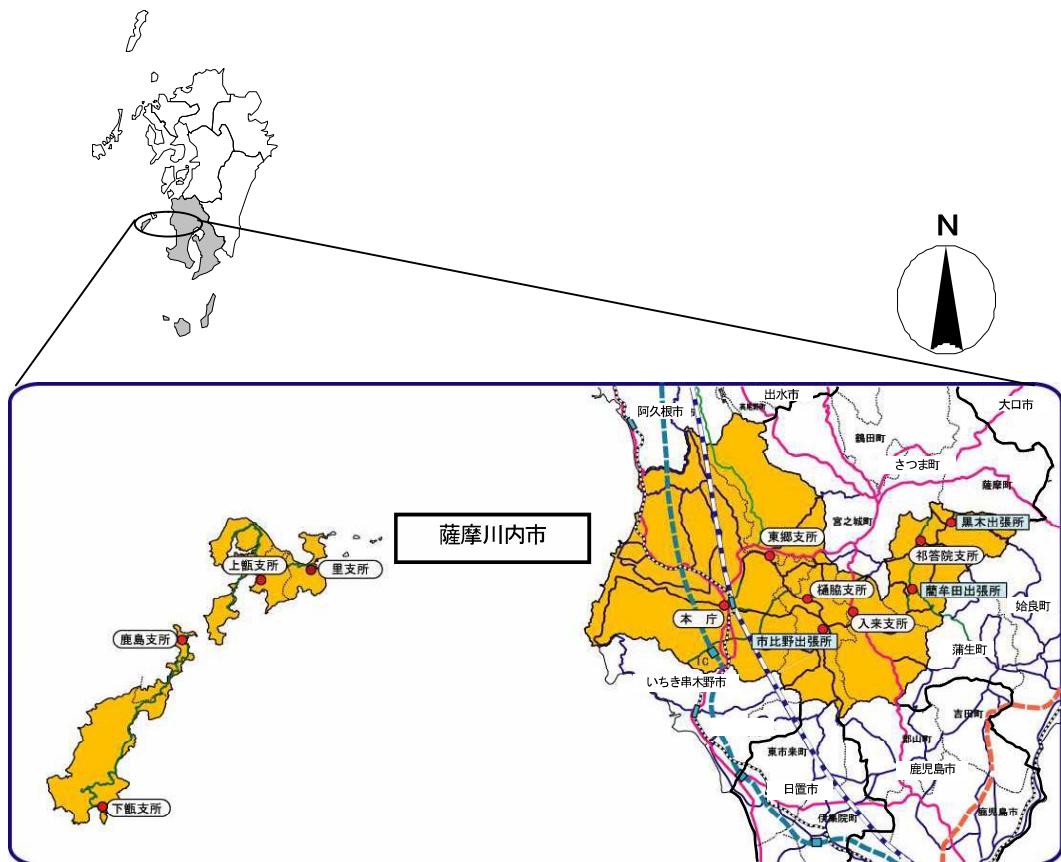
### 第1節 自然環境

#### 1 位置・地勢

本市は、鹿児島県の北西部にあり、北は阿久根市、南はいちき串木野市、鹿児島市に隣接する本土区域と、上甑島、中甑島、下甑島で構成される甑島区域で構成されています。

東シナ海に面した変化に富む白砂青松の海岸線、市街部を流れる一級河川「川内川」、蘭牟田池をはじめとするみどり豊かな山々や湖、地形の変化に富んだ美しい甑島など、多種多様な自然環境を有しています。

本市が有するこれらの多様で美しい自然環境は、川内川流域県立自然公園、蘭牟田池県立自然公園、甑島県立自然公園に指定され、人々に親しまれています。

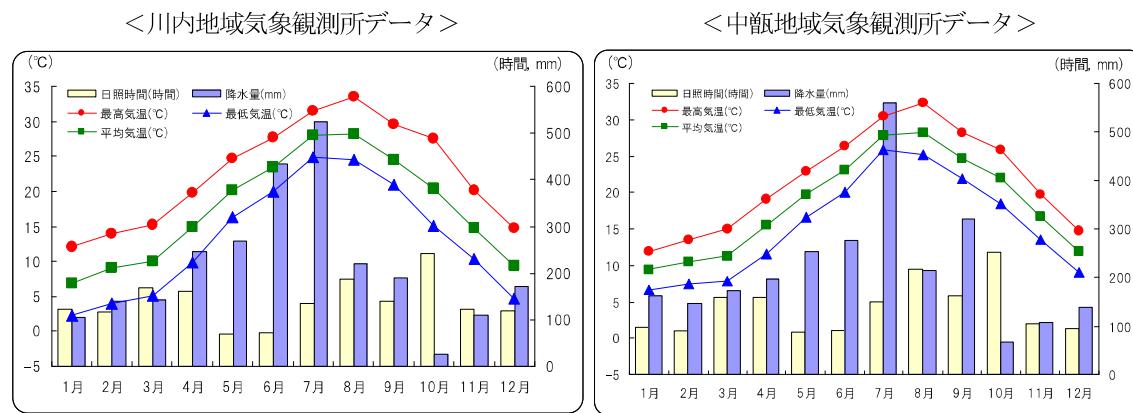


## 2 気象

本市は温暖な気候に恵まれており、海岸部では年間を通して東シナ海からの海陸風の影響を受けやすくなっています。内陸部は内陸性気候を示し、冬期はやや気温が低い傾向が見られます。

また、甑島地域は海洋性温帯気候に属しており、冬は温暖で霜が降りず、本土地域と比べ年間の降水量が多く、日照時間は少ない傾向にあります。

図表 1-1 気温と降水量（平成18年）



資料：鹿児島地方気象台

図表 1-2 気象概況

	平均気温		最高気温		最低気温		平均風速		年降水量		最大日降水量		年間日照時間	
	単位	℃	℃	℃	℃	℃	℃	m/s	mm	mm	mm	mm	h	川内
観測所	川内	中甑	川内	中甑	川内	中甑	川内	中甑	川内	中甑	川内	中甑	川内	中甑
平成9年	16.7	18.0	34.0	33.3	-4.3	0.2	2.0	1.9	2,021	2,148	156	210	1,777.1	1,666.5
平成10年	18.0	19.2	33.9	34.6	-3.2	1.0	1.7	1.8	2,677	2,923	150	189	1,606.4	1,532.5
平成11年	16.9	18.2	34.0	32.7	-3.5	2.2	1.9	2.0	2,297	2,701	107	136	1,576.2	1,563.0
平成12年	17.0	18.2	34.4	33.6	-3.8	1.4	1.8	1.9	2,410	2,110	259	152	1,859.2	1,890.8
平成13年	17.1	18.3	35.9	34.7	-3.9	-0.7	1.8	1.9	1,954	2,123	128	134	1,818.0	1,833.3
平成14年	17.2	18.2	33.7	33.7	-3.1	3.3	1.8	2.0	2,107	2,233	199	172	1,717.3	1,798.8
平成15年	17.3	18.3	35.4	34.1	-3.7	0.6	1.9	1.9	2,032	2,102	83	129	1,663.4	1,671.3
平成16年	17.6	18.7	36.5	35.0	-3.3	0.6	2.0	1.8	2,182	2,279	207	231	1,864.3	1,852.4
平成17年	16.8	17.9	35.3	35.0	-3.1	0.9	1.9	1.9	2,017	1,824	170	182	1,649.1	1,657.8
平成18年	17.5	18.4	36.4	35.7	-3.9	1.4	2.0	1.9	2,574	2,619	196	138	1,652.8	1,665.3
平均	17.2	18.3	34.9	34.2	-3.6	1.1	1.9	1.9	2,227	2,306	165.5	167.3	1,718.4	1,713.2

資料：鹿児島地方気象台（川内地域気象観測所データ、中甑地域気象観測所データ）

## 第2節 社会環境

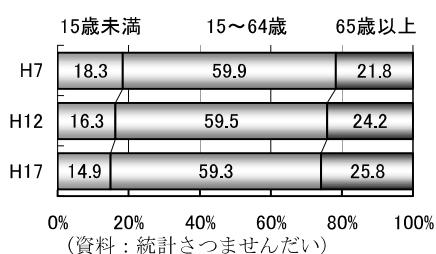
### 1 人口及び世帯数

本市の平成19年10月1日現在の人口は102,767人※で、世帯数は45,266世帯※、人口密度は1km<sup>2</sup>あたり約150人となっており、人口の推移を見ると、近年はほぼ横ばいの傾向にあります。

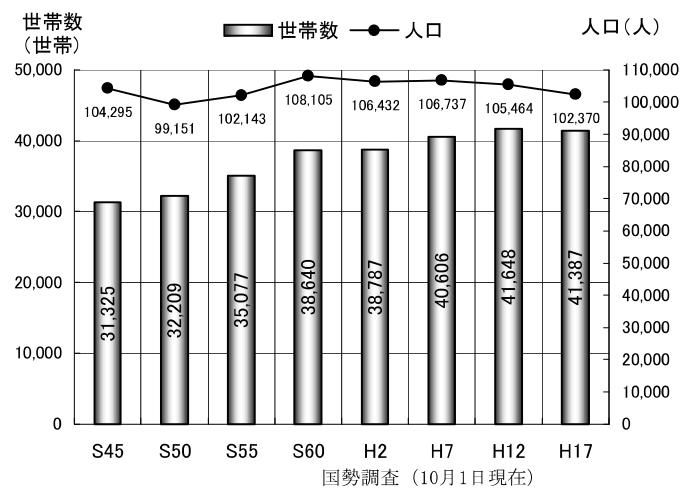
参考：薩摩川内市の面積 683.5 km<sup>2</sup>

※薩摩川内市HPの「人口・世帯数(住民基本台帳)」より

図表 1-4 人口の年齢別割合



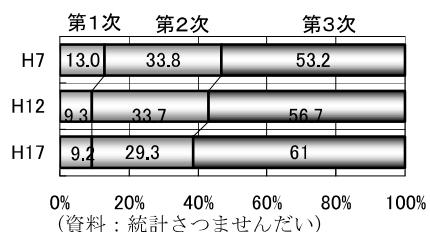
図表 1-3 人口及び世帯数



### 2 産業

本市の産業は、第2次、第3次産業を主とした産業構造であり、特に、製紙・窯業・食料品製造・建設業が基幹産業となっています。

図表 1-5 産業別就業人口割合



図表 1-6 産業別事業所数及び従業員数

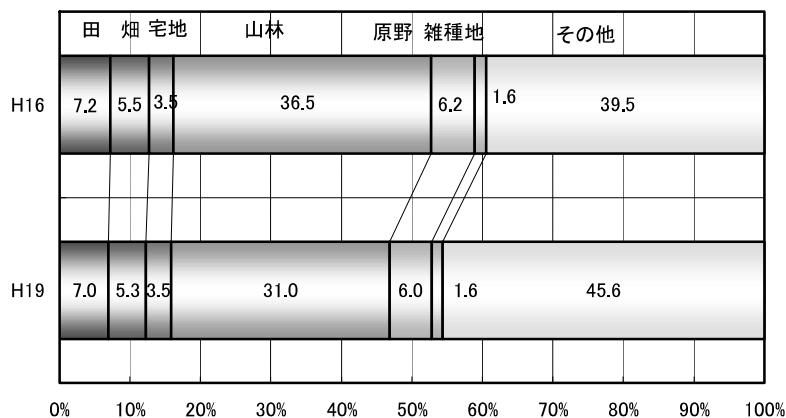
区分	平成13年	
	事業所数	従業員数
農林漁業	65	417
鉱業	5	60
建設業	581	6,209
製造業	313	9,843
卸売・小売・飲食店	2,248	11,942
金融・保険業	115	891
不動産業	103	208
運輸・通信業	169	2,157
電気・ガス・水道・熱供給業	19	575
サービス業	1,699	13,564
公務	93	2,669
統計	5,410	48,535

(資料：統計さつませんだい)

### 3 土地利用

本市における土地利用状況は、山林が最も多く、次いで田・原野・畑・宅地となっています。

図表 1-7 土地の地目別面積割合



(資料：税務課)

図表 1-8 都市計画用途地域面積

区 分	平成18年度	
	面積 (千m <sup>2</sup> )	割合 (%)
都市計画区域	137,930	20.2
用途地域	14,090	2.1
第一種低層住居専用地域	1,440	0.2
第一種中高層住居専用地域	1,905	0.3
第二種中高層住居専用地域	2,860	0.4
第一種住居地域	3,173	0.5
第二種住居地域	730	0.1
準住居地域	650	0.1
近隣商業地域	244	0.0
商業地域	588	0.1
準工業地域	940	0.1
工業地域	1,170	0.2
工業専用地域	390	0.1
無指定地域	123,840	18.1
都市計画区域外	545,570	79.8
市域総面積	683,500	100.0

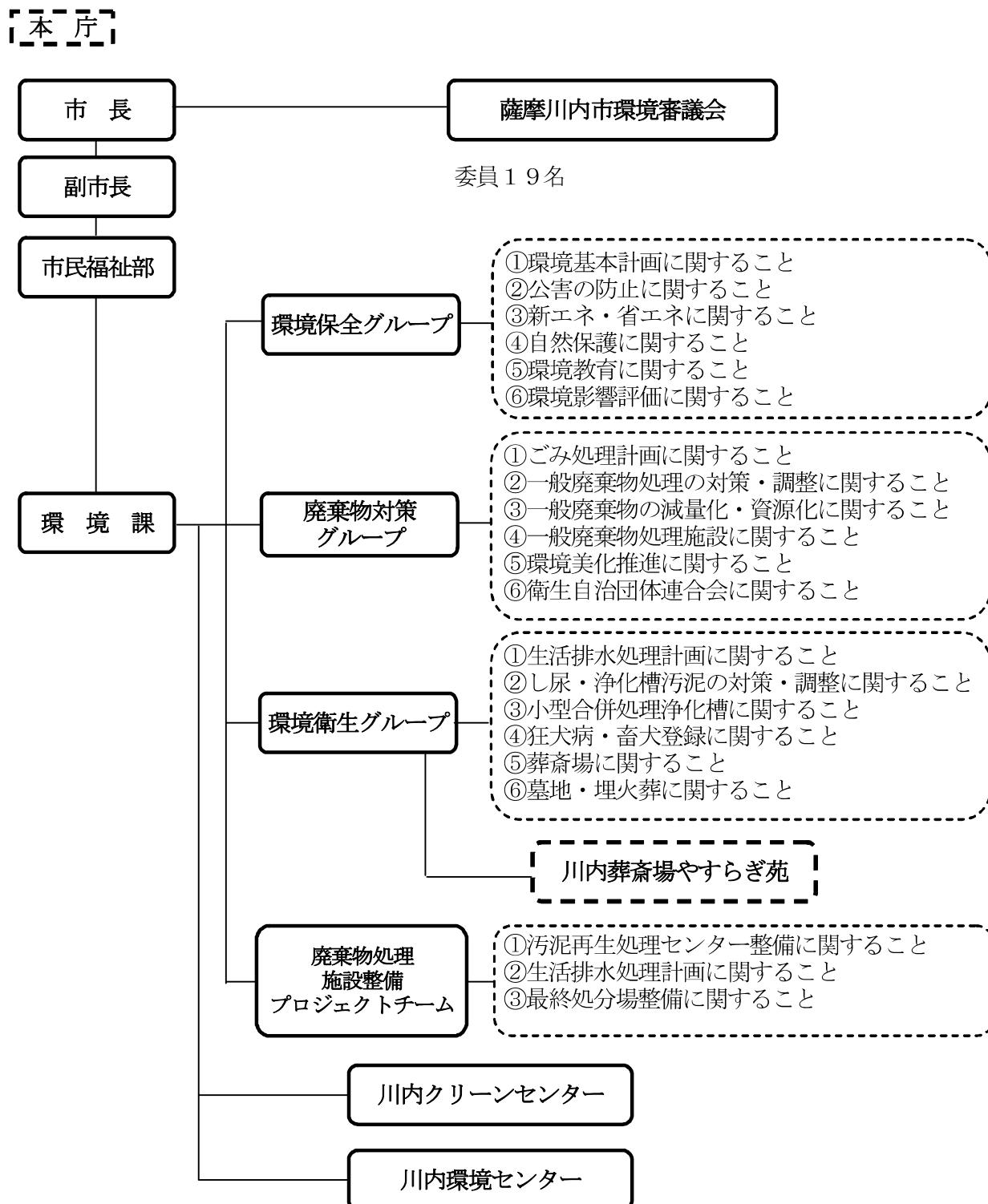
(資料：都市計画課)

## 第2章 環境行政の概要

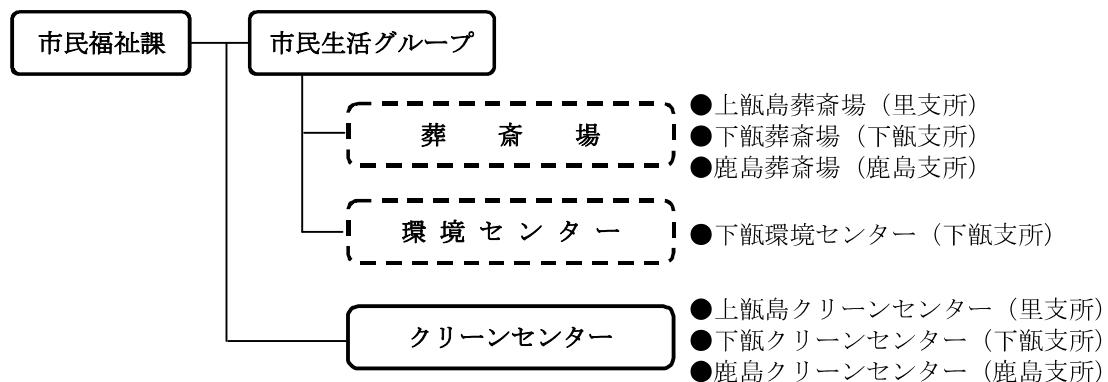
### 第1節 環境行政機構

#### 1 行政組織

図表2-1 環境行政組織（平成19年4月1日～）



## 支 所



## 2 環境審議会

薩摩川内市環境基本条例第12条の規定により、環境保全に関する基本的事項を調査審議するため薩摩川内市環境審議会を設置しました。

審議会は、25名以内の委員で構成組織することになっており、学識経験者10名、公共的団体代表者9名、計19名で組織されています。

図表 2-2 薩摩川内市環境審議会委員（平成19年11月19日現在）

任期：平成19年1月1日～平成20年12月31日

選出区分	選 出 団 体	役 職	氏 名	備 考
学識経験者 (10名)	鹿児島大学 理学部	教授	富安 卓滋	会長
	鹿児島大学 工学部	教授	下茂 徹朗	
	鹿児島純心女子大学	看護栄養学部教授	瀬戸口 賀子	
	川内職業能力開発短期大学校	校長	長澤 庸二	
	川内川河川事務所	技術副所長	山本 佳久	
	川内市医師会	副会長(市民病院長)	丸古 臣苗	
	鹿児島県環境放射線監視センター	所長	上原 満	
	鹿児島県北薩地域振興局	衛生・環境課長	諏訪田 悟	
	薩摩田池のベッコウトンボを保護する会	世話人	山元 正孝	
	環境美化推進員	委員	萩木場 定	
公共的団体 (9名)	薩摩川内市衛生自治団体連合会	会長	春田 和満	副会長
	薩摩川内市女性団体連絡協議会	会員	園田 クミ	
	川内商工会議所	議員	浜野 弘恵	
	さつま川内農業協同組合	女性部長	宮元 泰子	
	薩摩西部森林組合	代表理事組合長	下大迫 長徳	
	川内市漁業協同組合	副組合長	川添 賢一	
	甑島漁業協同組合	理事副組合長	中能 重行	
	川内市内水面漁業協同組合	代表理事組合長	村尾 武久	
	薩摩川内市校長会	南瀬小学校校長	土橋 國浩	

## ■ 第2節 環境保全に関する施策

### 1 環境保全に関する条例

#### (1) 薩摩川内市環境基本条例

本市の環境の保全について基本理念を定め、市民、事業者、市の責務を明確にするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に制定しました。(H16.10.12 条例第 171 号)

#### (2) 旧川内市公害防止条例

公害の発生を未然に防止することを基本理念として、市民、事業所、市の果すべき責務を明確にし、公害対策を積極的に推進することによって、市民の健康を保護し、生活環境を守ることを目的に旧川内市で制定しました。本条例は、全市域を対象とした新条例を制定するまでの間、暫定的に施行しており、川内地域のみが対象となっています。(S 49.4.1 条例第 20 号)

#### (3) 薩摩川内市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例

廃棄物の適正処理、減量化、資源化及び市の区域内の清潔の保持を維持するために、市民、事業者、市の責務を明確にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、廃棄物の発生を抑制し、かつ、資源を有効に利用する社会の実現を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的に制定しました。(H16.10.12 条例第 163 号)

#### (4) 薩摩川内市環境美化推進条例

市民、事業者、市が一体となって、空き缶等のごみの散乱の防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、市の美しい自然及び良好な生活環境を確保することを目的に制定しました。(H16.10.12 条例第 175 号)

## 2 薩摩川内市環境基本計画

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の変化は、廃棄物問題、自動車公害や生活排水問題などの都市・生活型の環境問題を顕在化させることとなりました。

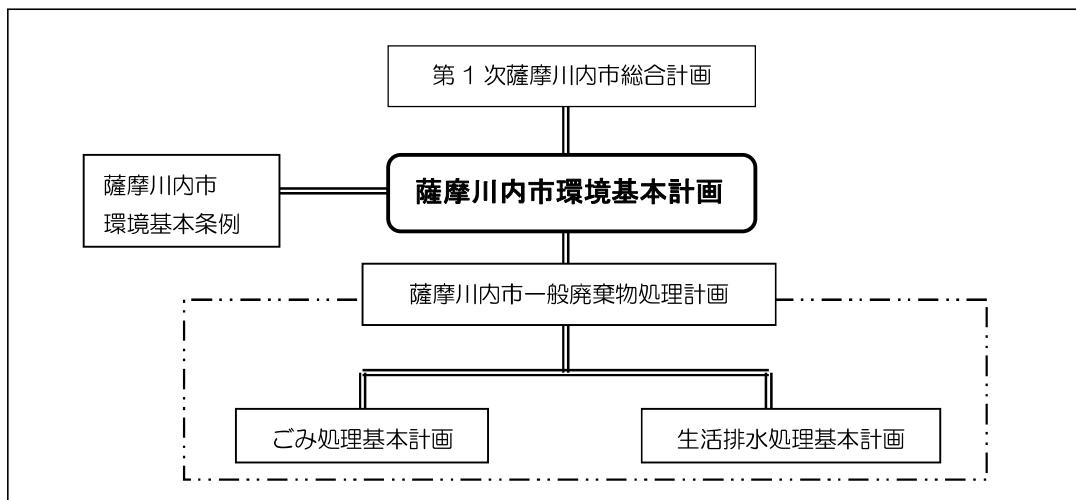
また、近年は地球温暖化やオゾン層の破壊などの問題も生じており、環境問題は身近な生活環境の問題から地球規模の環境問題までと幅広く複雑なものになってきています。

本計画は、薩摩川内市環境基本条例第 8 条の規定に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 19 年 9 月に計画決定しました。

図表 2-3 計画期間

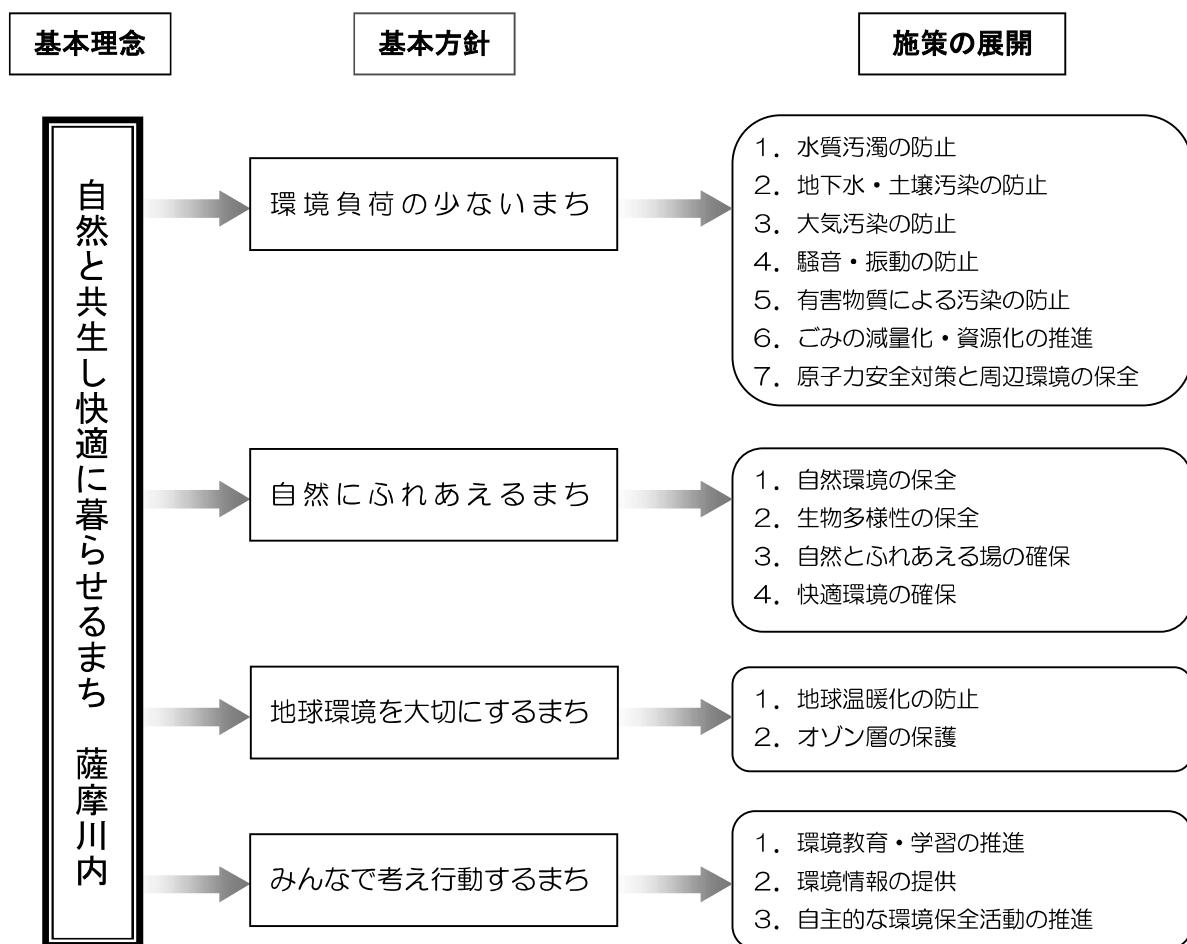
年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
第 1 次薩摩川内市総 合計画	基本構想	10 年間								
		上期 5 年	下期 5 年							
薩摩川内市環境基本計画		8 年間								

図表 2-4 計画の位置付け



※ 本計画は、「第1次薩摩川内市総合計画」を上位計画と位置付け、環境保全の施策を総合的かつ計画的に推進する

図表 2-5 計画の体系



### 3 薩摩川内市地球温暖化防止実行計画

市自らが地球温暖化防止に向けた取組を率先して進めるため、平成18年に「薩摩川内市地球温暖化防止実行計画」を策定し、市の全ての部局・機関で省エネルギーの推進やリサイクルの徹底など、温室効果ガスの排出抑制のための行動を実施しています。

計画の実施期間は平成18年度から平成22年度までです。

なお、平成18年度の取組状況は、図表2-6～図表2-8のとおりです。

図表 2-6 数値目標設定項目の取組状況

項目	平成22年度における目標値 (対17年度比)	平成18年度実績
温室効果ガス総排出量 (kg)	6%削減	1.2%削減
電気使用量 (kWh)	1.5%削減	1%削減
都市ガス (m <sup>3</sup> )	1%削減	1.4%増加
液化石油ガス (m <sup>3</sup> )	3%削減	0.3%削減
A重油 (ℓ)	1%削減	7.2%削減
軽油 (ℓ)	5%削減	3.1%削減
灯油 (ℓ)	1%削減	24.4%削減
ガソリン (ℓ)	5%削減	2.2%削減

図表 2-7 温室効果ガス排出量の状況 (kg-CO<sub>2</sub>)

項目	平成17年度 (基準年度)	平成18年度	基準年に対する比率
二酸化炭素	27,282,837	27,165,945	△0.4%
メタン	477,314	427,501	△10.4%
一酸化二窒素	1,371,398	1,162,696	△15.2%
ハイドロfluorocarbon	6,786	6,689	△1.4%
温室効果ガス総量	29,138,335	28,762,831	△1.2%

図表 2-8 市環境物品等調達方針に基づく調達状況

分野	調達推進品目数	環境物品調達割合
用紙類	7	88.8%
文具類	52	85.9%
機器類	10	51.7%
OA機器	11	80.2%
家電製品	4	83.3%
エアコンディショナー等	3	80.0%
照明	2	57.5%
自動車	1	100.0%
印刷	1	52.9%

## 4 環境影響評価制度

### (1) 環境影響評価法

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、その実施前に、事業者自らがその事業に係る環境への影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全対策を講じるなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

環境影響評価法は、このうち、規模が大きく、かつ、国が一定の関与を行っている事業についての環境影響評価の手続等を定めるものであり、平成9年6月に制定され、平成11年6月から全面施行されています。

図表 2-9 環境影響評価法対象事業

	第一種事業	第二種事業
<b>1 道路</b>		
高速自動車国道	すべて	—
首都高速道路等	すべて(4車線以上)	—
一般国道	4車線 10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
大規模林道	2車線 20km 以上	15km 以上 20km 未満
<b>2 河川</b>		
ダム	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
堰	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
湖沼水位調節施設	改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
放水路	改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
<b>3 鉄道</b>		
新幹線鉄道（規格新線含む）	すべて	—
普通鉄道（地下化、高架化を含む）	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
軌道（普通鉄道相当）	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
<b>4 飛行場</b>	滑走路長 2,500m 以上	1,875m 以上 2,500m 未満
<b>5 発電所</b>		
水力発電所	出力 3 万 kW 以上	2.25kW 万以上 3 万 kW 未満
火力発電所（地熱以外）	出力 15 万 kW 以上	11.25kW 万以上 15 万 kW 未満
火力発電所（地熱）	出力 1 万 kW 以上	7,500kW 以上 1 万 kW 未満
原子力発電所	すべて	—
<b>6 廃棄物最終処分場</b>	30ha 以上	25ha 以上 30ha 未満
<b>7 公有水面の埋立及び干拓</b>	50ha 超	40ha 以上 50ha 以下
<b>8 土地区画整理事業</b>	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
<b>9 新住宅市街地開発事業</b>	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
<b>10 工業団地造成事業</b>	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
<b>11 新都市基盤整備事業</b>	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
<b>12 流通業務団地造成事業</b>	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
<b>13 宅地の造成の事業（「宅地」には、住宅地、工場用地が含まれる）</b>		
環境事業団	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
都市基盤整備公団	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
地域振興整備公団	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
○ 港湾計画（※港湾アセスの対象）	埋立・掘込み面積 300ha 以上	

## (2) 鹿児島県環境影響評価条例

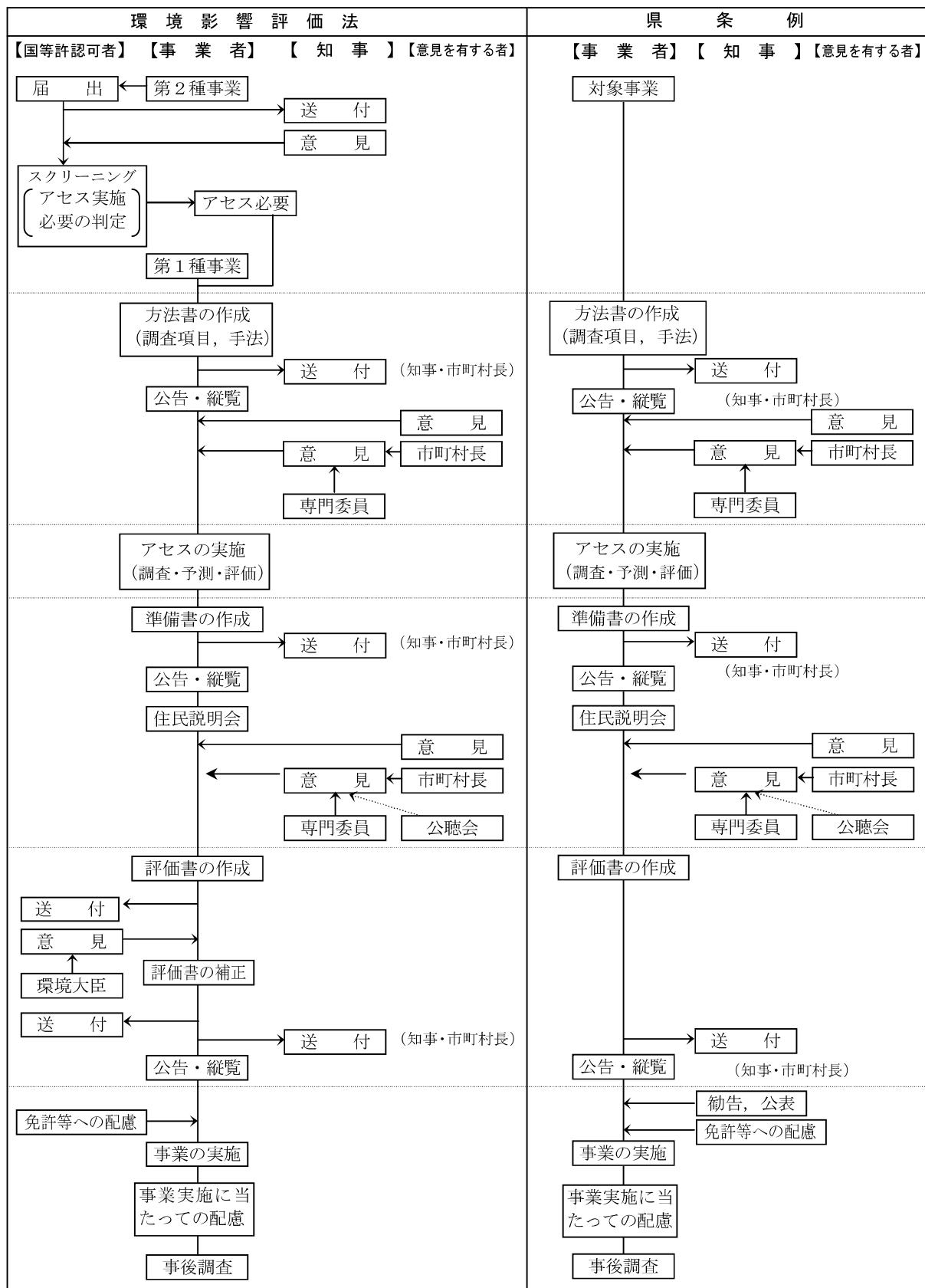
鹿児島県では、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について、従来、「鹿児島県環境影響評価要綱」を制定していましたが、平成12年3月「鹿児島県環境影響評価条例」を制定（平成12年10月1日施行）し、県民の健康で文化的な生活の確保に尽力しています。

図表 2-10 鹿児島県環境影響評価条例対象事業

種類		一般地域規模	特定地域規模	備考
法に掲げる事業のうち条例対象とする事業	道路	一般国道、県道、市町村道、農道 6km以上	4車線 4km以上	法及び要綱に、県道、市町村道、農道、林道を追加
	林道	幅員6.5m 10km以上	幅員6.5m 7km以上	
ダム、堰、湖沼水位調節施設、放水路		40ha以上	30ha以上	ダム：総貯水容量時の面積 堰：非洪水時最高水位面積 湖沼水位調節：露出水底の最大水平投影面積
普通鉄道及び新設軌道		5km以上	3km以上	新幹線、スーパー特急は全て法 新設軌道：道路以外に敷設される軌道（地下鉄等）
飛行場		1,250m以上 (かつ延長が250m以上)	900m以上 (かつ延長が180m以上)	自衛隊飛行場、離島飛行場も対象
水力発電所		1.5万kw以上	1.1万kw以上	原子力発電所は全て法
火力発電所		7万kw以上	5.5万kw以上	
地熱発電所		0.5万kw以上	0.35万kw以上	
廃棄物最終処分場		10ha以上	8ha以上	一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場が対象
公有水面の埋立及び干拓		20ha以上	16ha以上	
土地区画整理事業		40ha以上	30ha以上	
新住宅市街地開発事業		40ha以上	30ha以上	新住宅市街地開発法に基づく事業（千里ニュータウン等）
流通業務団地造成事業		40ha以上	30ha以上	
港湾計画		120ha以上	90ha以上	
県要綱から引き継ぐ事業	住宅用地の造成	40ha以上	30ha以上	
	工業団地の造成	40ha以上	30ha以上	
	農用地の造成又は改良	造成 40ha以上 改良 200ha以上	造成 30ha以上 改良 150ha以上	要綱では、奄美地域に限定していたが、条例では県全域に拡大
	ゴルフ場の建設	すべて	すべて	
	※養豚場の建設	豚房 7,500m <sup>3</sup> 以上	豚房 5,500m <sup>3</sup> 以上	
	その他の土地改変	40ha以上	30ha以上	
工場等の建設		総排出ガス量 20万Nm <sup>3</sup> /時以上 又は総排出水量 5,000m <sup>3</sup> /日以上	総排出ガス量 15万Nm <sup>3</sup> /時以上 又は総排出水量 3,750m <sup>3</sup> /日以上	

※「養豚場の建設」の規模は平成15年9月1日より改正

図表 2-1-1 環境影響評価制度の流れ



## 5 環境保全のための協定

環境保全協定又は公害防止協定は、企業と地方公共団体あるいは住民団体とが、公害防止をはじめとした周辺環境の保全を目的として相互合意により締結するものであり、公害規制等の法令を補完し、地域社会の地理的・社会的状況に応じたきめ細かい環境保全対策を適切に行うことができるほか、企業にとっても立地に際し協定を締結し地域住民の理解を得ることが、円滑な企業活動を進める上で有効な手段となっています。

図表 2-1-2 環境保全のための協定

締結日	協定の種類	事業場名	所在地	主要製品名	備考
S46. 10. 12	公害防止協定	鹿児島くみあいチキンフーズ	勝目町3888	ブロイラー	S51. 7. 2 全部改定 H 2. 3. 15 全部改定
S46. 12. 27	〃	九州電力(株)川内発電所	港町6110-1	電力	S56. 7. 22 全部改定 H16. 10. 6 一部改定
S48. 7. 16	〃	京セラ(株)鹿児島川内工場	高城町1810	電気機械器具	H 2. 7. 24 全部改定
S48. 12. 19	〃	現在: (有)アステック 以前: 楊精工	樋脇町市比野5548	金型バーツ, 治工具	
S50. 6. 3	〃	中越パルプ工業(株)川内工場	宮内町1-26	紙・パルプ	H13. 9. 20 全部改定 H14. 11. 20 一部改定
S52. 7. 26	〃	株ヤマカ	大小路町3501	水産食料品製造	H13. 9. 20 全部改定
S57. 6. 12	安全協定	九州電力(株)川内原子力発電所	久見崎町1455-5	電力	H 2. 10. 16 一部改正 H10. 3. 30 一部改正 H11. 3. 30 一部改正 H13. 7. 25 一部改正 H14. 11. 29 一部改正
H元. 7. 1	公害防止協定	農事組合法人旭養豚生産組合	さつま町大字船木字小松原5249-133, 134		
H 3. 4. 12	環境保全協定	現在: PGPアセットホールディングス(有) 以前: 城山観光(株)	入来町浦之名4890-11		入来城山ゴルフクラブ H19. 3. 1 現在の所有者に権利移転
H 4. 1. 13	〃	九州電力(株)甑島第一発電所	上甑町中甑217	電力	
H11. 7. 8	〃	中越パルプ工業(株) 産業廃棄物最終処分場	青山町字堀切地内	脱水汚泥焼却灰	
H15. 3. 5	〃	川内酒造協同組合 焼酎粕飼料化工場	陽成町1496-15	飼料原料	
S52. 12. 27	公害防止協定	川内環境センター	五代町7632	し尿処理	市と地元住民との公害防止協定である。
H 5. 4. 6	〃	川内クリーンセンター	小倉町5104	一般廃棄物処理	市と地元住民との公害防止協定である。

※ 九州電力(株)川内発電所、川内原子力発電所の協定は、県との3者協定

※ 農事組合法人 旭養豚生産組合の協定は、旧宮之城町との3者協定

## 6 環境保全資金

### (1) 鹿児島県環境保全施設整備資金利子補助制度

対象者	① 県環境保全施設整備資金の融資を受けた者。 ② 国の制度資金のうち国民金融公庫、中小企業金融公庫、環境事業団の公害防止資金の融資を受けた者。 ※ 約定返済元金を返済している中小企業又は個人に限る。		
申請	事業者	申請書	県環境政策課 県工業振興課 非製造業 製造業
備考	年利 3.5%を超える部分の利子が補助対象となる。		

※平成19年10月現在

### (2) 国の融資制度

窓口	制度名	限度額	年利
国民生活金融公庫	環境・エネルギー対策貸付	設備資金 7,200万円	1.45～ 2.85%
中小企業金融公庫	〃	設備資金 7,200万円	0.60～ 1.35%
日本政策投資銀行	環境対策促進融資	事業費の50%以下	1.85～ 2.00%

※平成19年10月現在

## 第3章 環境の現況

### 第1節 大気汚染

大気汚染は、工場・民家などの固定発生源や自動車などの移動発生源から排出されるばい煙（硫黄酸化物・ばいじん・有害物質の総称）、粉じん、一酸化炭素、炭化水素などによって引き起こされ、人間の健康や生活環境などに悪影響を与えます。これらは主に物の燃焼過程において発生するほか、火山の噴火など自然活動によるものもあります。

#### 1 大気汚染の監視

環境基本法により、人の健康を守るために望ましい基準（環境基準）が、二酸化硫黄、二酸化窒素などの物質ごとに定められています。〔[資料2-1](#)〕

本市における大気環境は、鹿児島県の一般環境大気測定局2局と自動車排ガス測定局1局で環境基準のある大気汚染物質を中心に常時監視・測定しています。また、九州電力(株)川内発電所においても、大気測定局4局で大気汚染物質を中心に常時監視・測定しています。

図表 3-1 大気測定局と測定項目

区分	測定局名	所在地	測定項目							その他
			二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	風向・風速	
鹿児島県	一般環境大気測定局	鹿児島県環境放射線監視センター	若松町1	○	○		○	○	○	
		旧川内保健所	原田町8-1	○	○		○		○	平成15年度末廃止
		高江	高江町1735-1	○	○		○		○	平成16年度末廃止
		寄田	寄田町4-1	○	○		○		○	
九州電力(株) 川内発電所 大気測定局	自動車排出ガス測定局	川内局	御陵下町25-8		○	○	○	○	○	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、ベンゼンなど
	久見崎	久見崎町1765-3	○			○		○		
	水引	水引町132-3	○			○		○		
	西方	西方町3341	○			○		○		
	高城	城上町265-1	○	○		○		○		

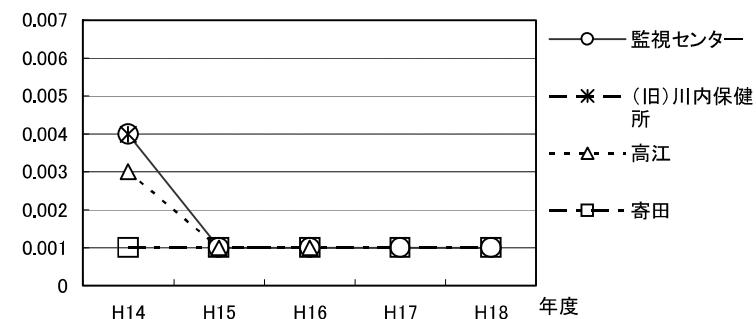
## 二酸化硫黄 (S O<sub>2</sub>)

二酸化硫黄は、主に硫黄を含む化石燃料の燃焼によって発生します。

各測定局での測定結果は、環境基準(長期的評価)を達成しています。

[→資料 2-7]

年平均値(ppm) 図表 3-2 二酸化硫黄濃度の推移



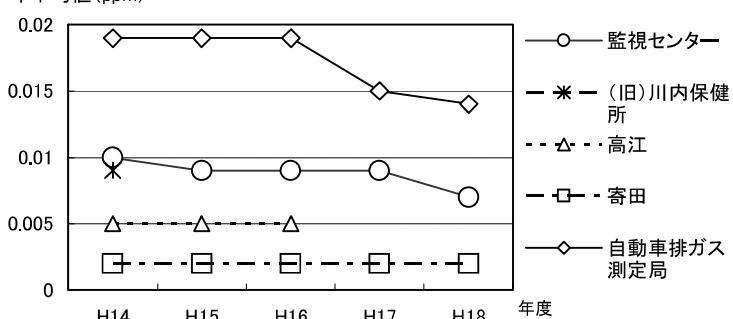
## 二酸化窒素 (N O<sub>2</sub>)

窒素酸化物は、窒素を含む燃料の燃焼により発生するだけでなく、燃焼の際に空気中の窒素と酸素が反応して発生することもあります。燃焼に伴って発生する窒素酸化物は一酸化窒素が大部分で、これが大気中に放出されると、紫外線などにより酸化され、二酸化窒素になります。

各測定局での測定結果は、環境基準(長期的評価)を達成しています。

[→資料 2-8]

年平均値(ppm) 図表 3-3 二酸化窒素濃度の推移



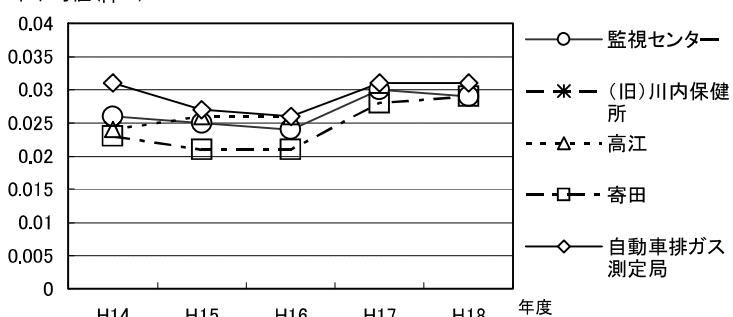
## 浮遊粒子状物質 (S P M)

大気中に浮遊する浮遊粉じんのうち、特に人の呼吸器への影響が懸念される粒径  $10 \mu\text{m}$  (100 万分の 1m) 以下の物質をいいます。ばいじん・粉じんなどの人為的なもののか地表面からの土壤粒子などの自然現象によるものがあります。

各測定局での測定結果は、環境基準(長期的評価)を達成しています。

[→資料 2-9]

年平均値(ppm) 図表 3-4 浮遊粒子状物質濃度の推移



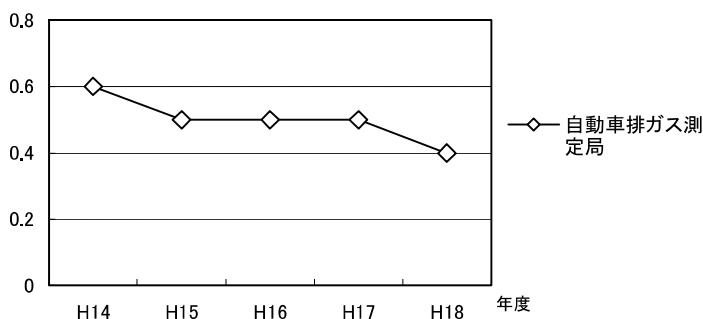
## 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は不完全燃焼によって発生しますが、大気中のほとんどは自動車の排ガスによるものです。

自動車排ガス測定期での測定結果は、環境基準（短期的評価）を達成しています。

[ $\rightarrow$ 資料 2-10]

年平均値(ppm) 図表 3-5 一酸化炭素濃度の推移

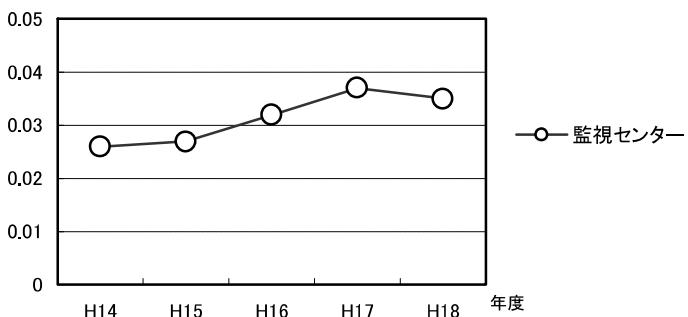


## 光化学オキシダント ( $O_x$ )

光化学オキシダントは、窒素酸化物と炭化水素等に強力な紫外線が照射されたときに光化学反応により生成され、この濃度が高いと光化学スモッグが発生することがあります。

[ $\rightarrow$ 資料 2-11]

年平均値(ppm) 図表 3-6 光化学オキシダント濃度の推移



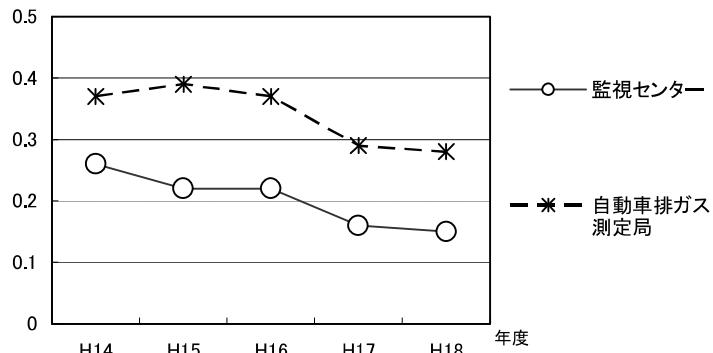
## 非メタン炭化水素

炭化水素類は、塗料や有機溶剤を使用する工場、石油類のタンクなどから排出され、また自動車排ガスにも含まれるなど多種多様な発生源から排出されます。非メタン炭化水素は、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの生成に大きく関与しているといわれています。

各測定期での測定結果は、指針値を超過している日があるものの、年平均値はここ数年低下傾向にあります。

[ $\rightarrow$ 資料 2-12]

年平均値(ppmC) 図表 3-7 非メタン炭化水素濃度の推移



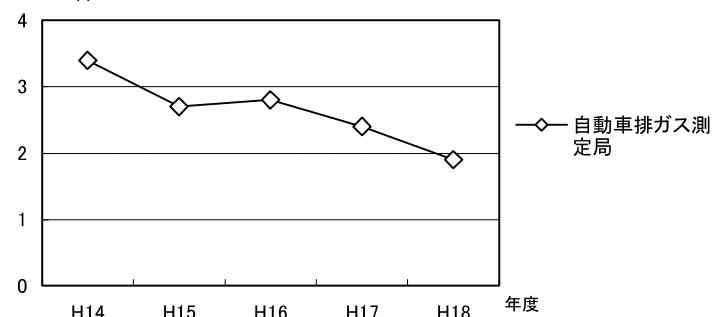
## 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、低濃度であっても長期にわたり曝露されると健康に影響を及ぼすといわれています。鹿児島県では、このうち環境リスクが高いと考えられている優先取組物質について監視測定を行なっています。

測定局での測定結果は、環境基準を達成していますが、ベンゼンについては平成14年度まで環境基準の超過がみられます。これは、測定地点周辺の自動車排ガスの影響が大きいものと思われます。

[[資料2-13](#)]

図表 3-8 ベンゼン濃度の推移



## 酸性雨

酸性雨とは、硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が取り込まれて酸性を示すようになった雨のことです、通常、水素イオン濃度（pH）が5.6以下の雨をさします。

酸性雨による湖沼や森林などの生態系への影響が欧米を中心国際的な環境問題となっています。

鹿児島県では自動測定機によるモニタリングを実施していますが、平成18年度は保健環境センターで3.9～4.8（年平均値：4.3）であり、環境省の第4次酸性雨対策調査結果（平成10年度～平成12年度の全国の年平均値4.82）と比較すると全国平均より低い値となっています。

[[資料2-14](#)]

## 2 発生源対策

大気汚染防止法、鹿児島県公害防止条例、旧川内市公害防止条例に基づく特定施設（指定施設）を設置しようとする者は、事前の届出義務があり、また、排出されるばい煙の濃度等について規制されています。

[[資料2-2～2-6, 2-15～2-16](#)]

また、工場・事業場を設置するときは、事業者との事前協議の中で公害の未然防止を図るための注意・指導を行なっています。

さらに、市内の主要な工場・事業場との間で公害防止協定（環境保全協定）を締結し、特に排出ガス量の多い事業場については、ばい煙の濃度・燃料等についても、測定・報告を義務付けています。

## 第2節 騒音・振動

騒音は、「好ましくない音」、「不必要な音」の総称で、各種公害のなかでも日常生活に密着した問題であり、その発生源も多種多様です。音は聞く人の心理状態や健康状態などによって感じ方が異なり、同じ音でもある人には心地よく、また別の人にはそうでないこともあるため、感覚公害といわれます。

振動は、工場などに設置されている機械や建設工事で使用される重機類、道路交通などに伴って発生するエネルギーが地面や空気中などを伝播して生じるもので、騒音と同様に感じ方には個人差があります。

### 1 環境騒音の監視

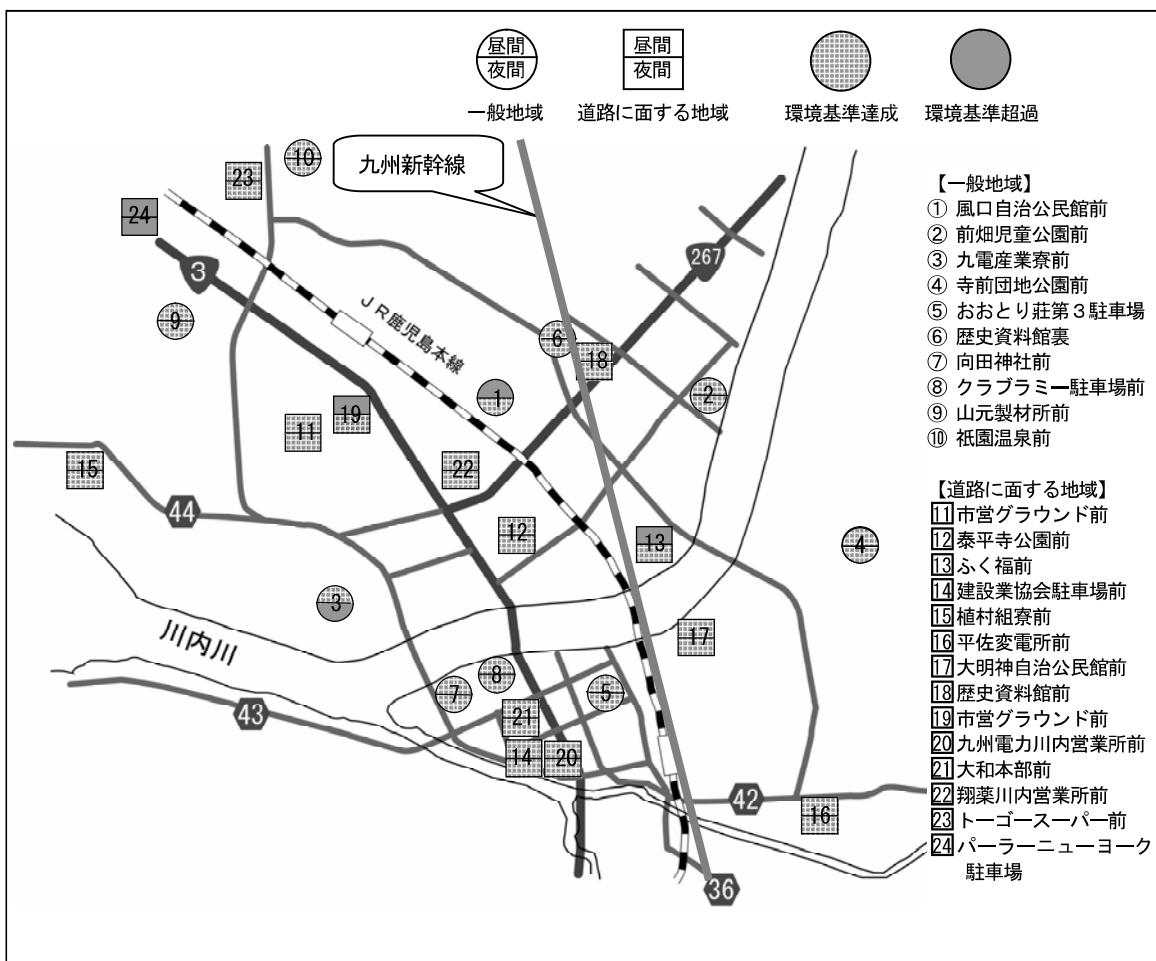
環境基本法により、人の健康を守るために望ましい基準（環境基準）が、地域類型ごとに定められています。  
〔資料3-1,3-2〕

本市では、これまで川内地域の用途地域に環境基準が設定されていましたが、平成18年度より入来地域の用途地域についても環境基準が設定されたため、これまで測定していた地点に入来地域の2地点を加え、市内26地点（一般地域11地点、道路に面する地域15地点）で調査を行いました。（別添図面1参照）

なお、平成18年度の環境基準達成率は、一般地域で86%，道路に面する地域で87%でした。

〔資料3-12, 3-13〕

図表 3-9 環境騒音調査の状況（川内地域）



図表 3-10 環境騒音調査の状況（入来地域）



## 2 自動車騒音の監視

自動車騒音については、騒音規制法により地域や車線等に合わせた限度が定められており、この限度を超過した場合、道路管理者等に対して騒音の対策等を要請できることになっています。[[資料 3-5](#)]

平成 18 年度に鹿児島県が実施した自動車騒音の常時監視結果では、要請限度を超過しておらず、本市が調査した環境騒音の結果と要請限度を比較しても超過している地点はありませんでした。[[資料 3-14](#)]

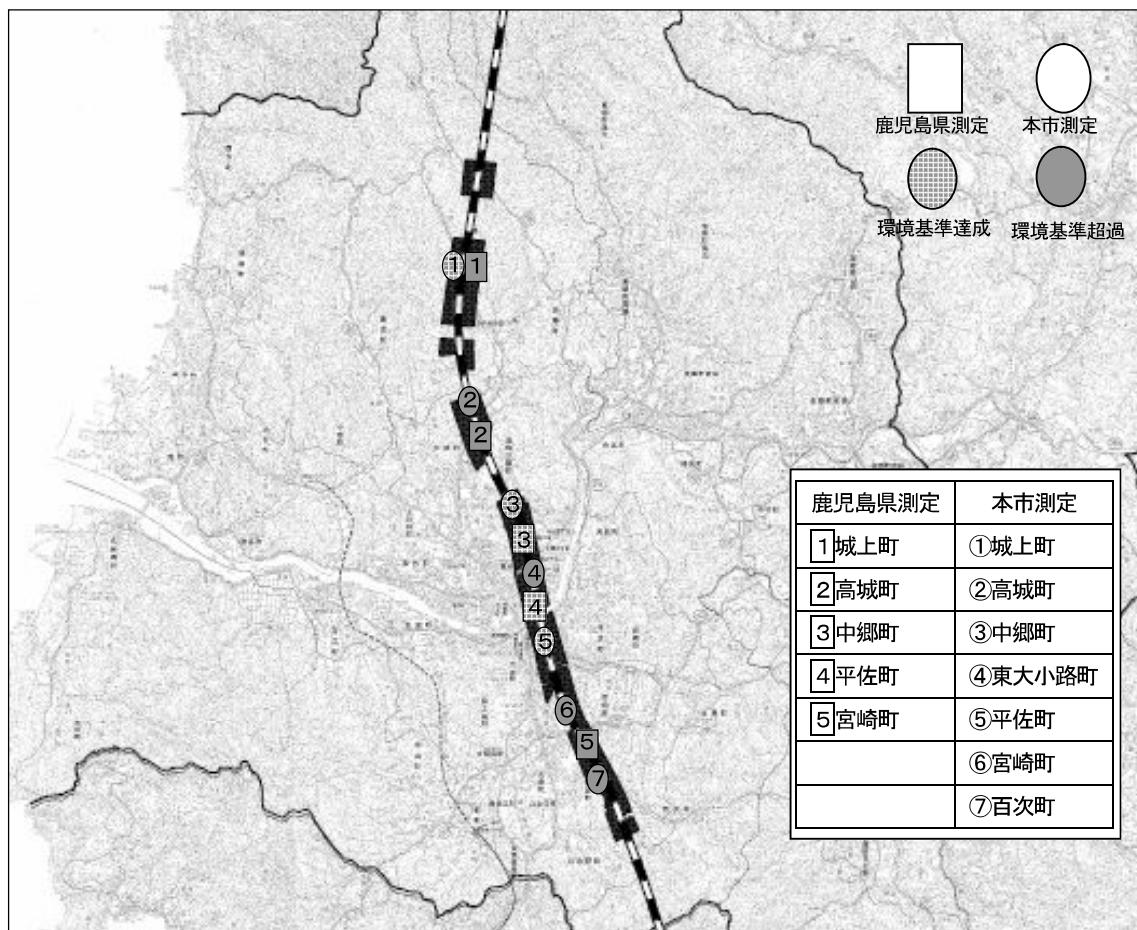
### 3 新幹線鉄道騒音・振動の監視

新幹線鉄道騒音については、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)に基づく環境基準、振動については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年3月12日環大特第32号)に基づく指針値が定められています。

鹿児島県は平成18年度に新幹線鉄道騒音・振動について、騒音5地点、振動1地点で調査を行っており、環境基準達成率は騒音で40%、振動で100%でした。[→資料3-15]

また、本市についても平成18年度に新幹線鉄道騒音・振動について、騒音7地点、振動1地点で調査を行っており、環境基準達成率は騒音で43%、振動で100%でした。[→資料3-15]

図表 3-11 新幹線騒音測定調査の状況



※振動測定箇所については、県測定は⑤宮崎町、市測定は③中郷町の騒音測定箇所とそれぞれ同一箇所であり、全て指針値以下でした。

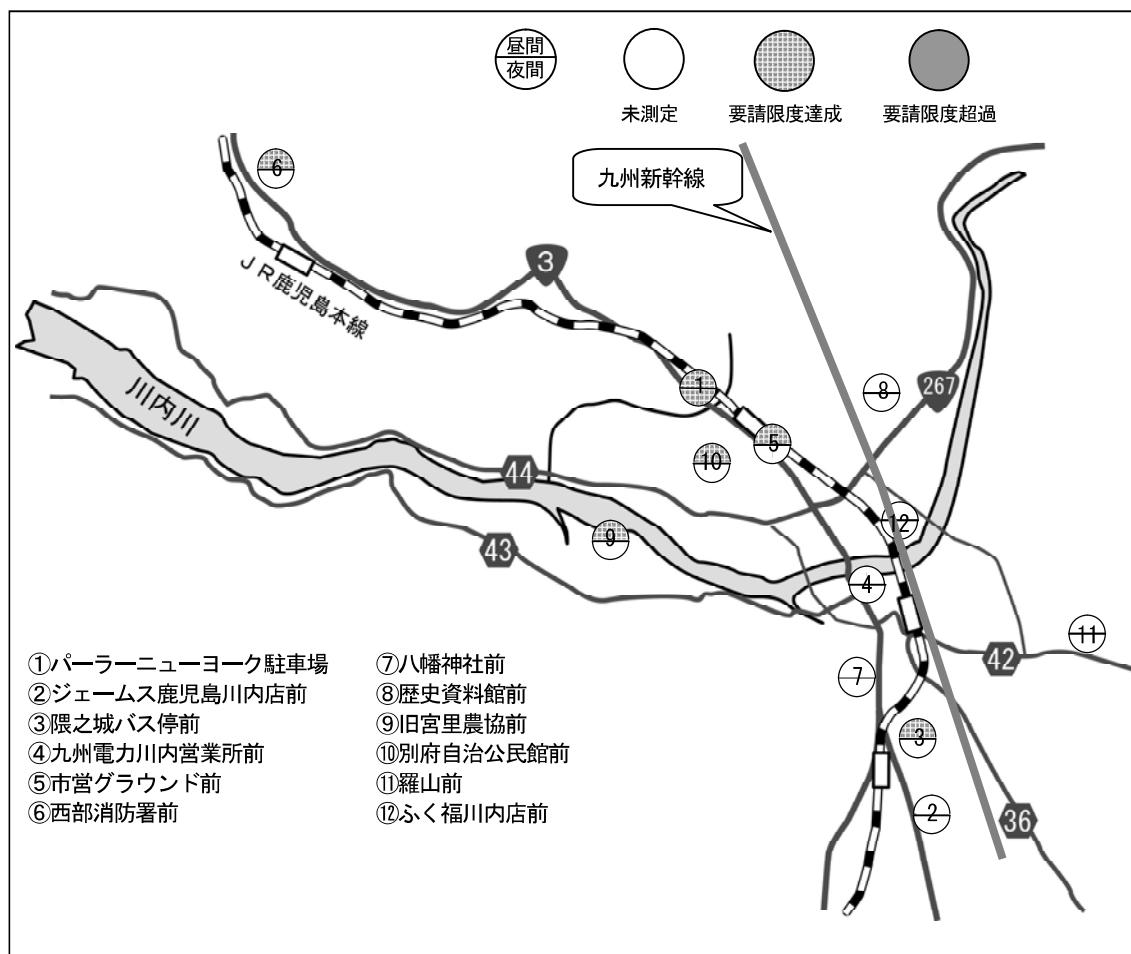
#### 4 道路交通振動の監視

道路交通振動については、振動規制法により地域ごとにその限度が定められており、この限度を超過した場合、道路管理者等に対して振動の対策等を要請できることになっています。[➡資料3-11]

道路交通振動は、市内12地点で調査を実施しており、うち1地点は定点のため毎年測定を行っていますが、残りの11地点については、5地点と6地点に分け、1年おきに測定を行っています。

平成18年度は定点1地点と隔年測定の5地点で測定を実施しましたが、要請限度を超過する地点はみられませんでした。[➡資料3-16]

図表 3-12 道路交通振動調査の状況



## 5 発生源対策

### (1) 騒音に係る規制

#### 工場・事業場

騒音規制法、鹿児島県公害防止条例（川内地域を除く薩摩川内市全域）及び旧川内市公害防止条例（川内地域のみ）に基づく特定施設（指定施設）を設置しようとする者は事前の届出義務があり、工場から発生する騒音について規制がされます。

なお、届出に際しては公害の未然防止と規制基準の遵守を指導しています。

[►資料 3-3, 3-17, 3-20]

#### 建設作業

騒音規制法、鹿児島県公害防止条例（川内地域を除く薩摩川内市全域）及び旧川内市公害防止条例（川内地域のみ）に基づく特定の機器を使用する建設作業を行う者は事前の届出義務があり、騒音の限度や作業時間帯等について規制がされます。

なお、届出に際しては周辺の生活環境に配慮した作業の実施並びに周辺住民への事前周知の徹底等を指導しています。

[►資料 3-4, 3-19]

#### 深夜営業、拡声機

鹿児島県公害防止条例では、飲食店等の深夜営業に係る規制基準を定めており、深夜営業に係る騒音苦情が発生した場合、県と共同で調査を行い騒音防止の指導を行います。

また、拡声機の使用に関しては、鹿児島県公害防止条例（川内地域を除く薩摩川内市全域）、旧川内市公害防止条例（川内地域のみ）により各種の規制があり、苦情が発生した場合は条例に基づき指導を行います。

[►資料 3-6～3-8]

### (2) 振動に係る規制（川内地域のみ）

#### 工場・事業場

振動規制法に基づく特定施設を設置しようとする者は事前の届出義務があり、工場から発生する振動について規制がされます。

なお、届出に際しては公害の未然防止と規制基準の遵守を指導しています。

[►資料 3-9, 3-18, 3-20]

#### 建設作業

振動規制法に基づく特定の機器を使用する建設作業を行う者は事前の届出義務があり、振動の限度や作業時間帯等について規制がされます。

なお、届出に際しては周辺の生活環境に配慮した作業の実施並びに周辺住民への事前周知の徹底等を指導しています。

[►資料 3-10, 3-19]

## ■ 第3節 悪臭

悪臭は嗅覚で直接感じられ、その感じ方は個人差があることから、騒音・振動とともに感覚公害と言われています。悪臭は人に不快感・嫌悪感を与えるものであって一般に多成分・低濃度の混合気体であり、その刺激の強さと人間の嗅覚の関係から防止対策の難しさが指摘されています。

### 1 悪臭の監視

本市には、悪臭の発生源となる主な事業場として、パルプ工場、堆肥製造工場、畜産業などがあり、この中から大規模な事業場を中心に悪臭の測定を行っています。

平成18年度は、市内の3事業場について悪臭測定を行いました。その結果、これらの事業場について規制基準の超過はみられませんでした。

[►資料4-2～4-4]

### 2 発生源対策

#### (1) 悪臭防止法に基づく規制

市街地でパルプ工場が操業していることもあり、本市は県内で最も早く悪臭防止法の適用を受け、昭和49年12月11日から規制が始まりました。

悪臭の規制は、悪臭防止法で定められた22物質（特定悪臭物質）の濃度で規制されていますが、他の公害規制と違い、特定の施設のみ適用されるものではなく、特定悪臭物質を発生する全ての事業場が対象となり、事前の届出は必要ありません。

また、悪臭防止法の改正により平成8年4月から、人間の嗅覚により臭いの程度を数値化する臭気指数による規制もできることとなっており、県内では、鹿児島市が平成15年7月からこの臭気指数による規制を行っています。

[►資料4-1, 4-7, 4-8]

#### (2) 条例に基づく規制

鹿児島県公害防止条例（川内地域を除く薩摩川内市全域）及び旧川内市公害防止条例（川内地域のみ）では、著しく悪臭が発生するおそれのある特定施設（指定施設）を設置する者について、事前に届出をさせるとともに、その構造・使用若しくは管理の基準を定めています。

[►資料4-5, 4-6]

## 第4節 水質汚濁

本市には九州屈指の大河川である川内川を中心として、この川内川に流れ込む数多くの中小河川が存在しています。市内の工場等から排出される事業場排水や一般家庭から発生する生活排水のほとんどは中小河川等を経てこの川内川に流入しています。

### 1 水質汚濁の監視

環境基本法に基づき水質汚濁に係る環境基準が定められており、県知事が必要な公共用水域ごとにその類型を指定します。

川内川中下流水域については、昭和46年に環境基準の類型が指定されました。この環境基準を達成維持するために、昭和48年に県条例により水質汚濁防止法による排水基準の上乗せ排水基準が設定され、事業場の排水規制が強化されました。

海域については、昭和53年に薩摩半島西部海域の環境基準の類型が指定され、川内港湾についても昭和57年に指定されました。

また、環境基準の類型指定がある川内川本流及び薩摩半島西部海域の7地点を、国土交通省、鹿児島県及び本市で調査を実施しています。なお、類型指定のない中小河川及び湖沼についても本市で調査を行っており、さらに、有機塩素化合物による地下水汚染実態調査や、市内の主要工場及び事業所排水の水質調査も行っています。

[▶資料5-1～5-2, 5-4～5-7]

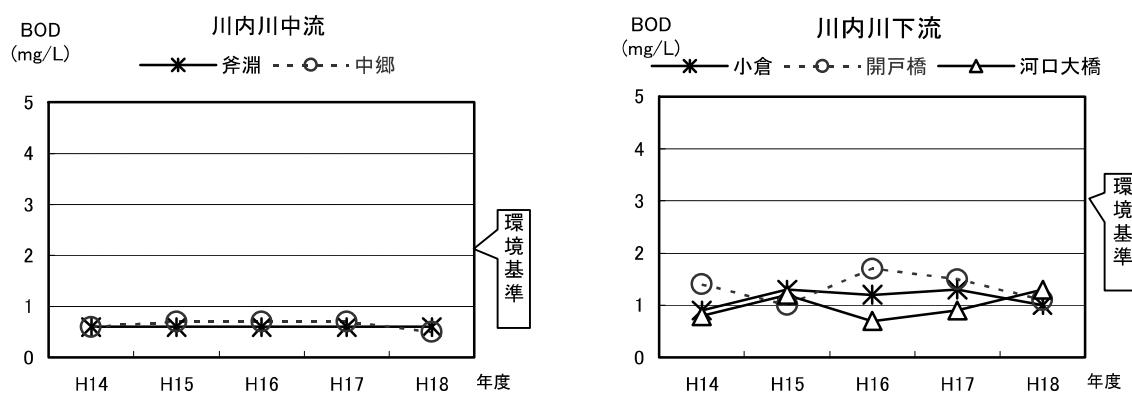
#### ア 河川

市内の河川水質は多少の変動はあるが、年々改善されてきています。

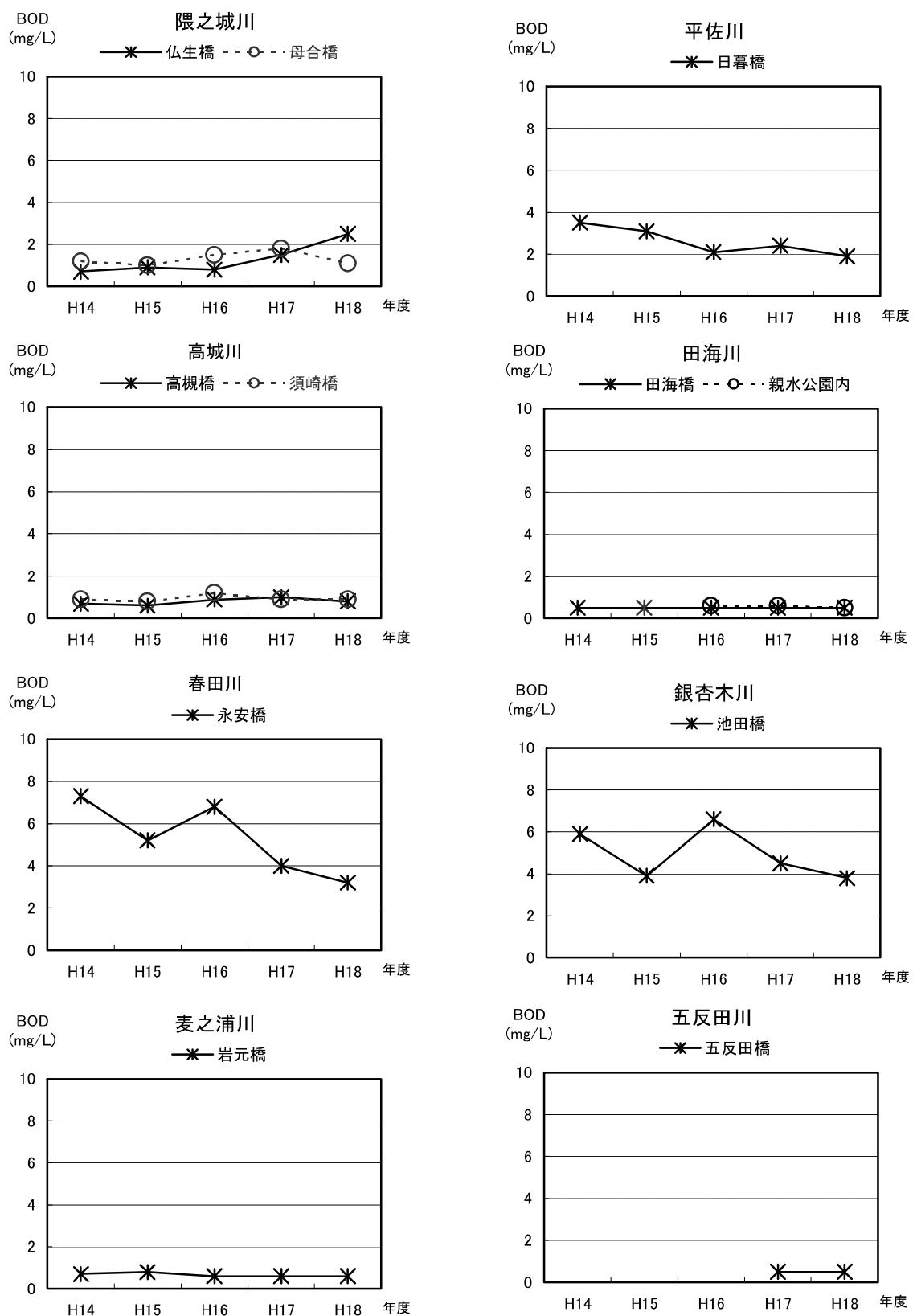
住宅密集地の中心を流れる春田川や銀杏木川は生活排水の影響を受け水質の悪化が問題になっていました。今後は、川内川からの導水事業による希釈浄化、公共下水道の供用開始、小型合併処理浄化槽の普及などにより、一層、水質が改善されることが期待されています。

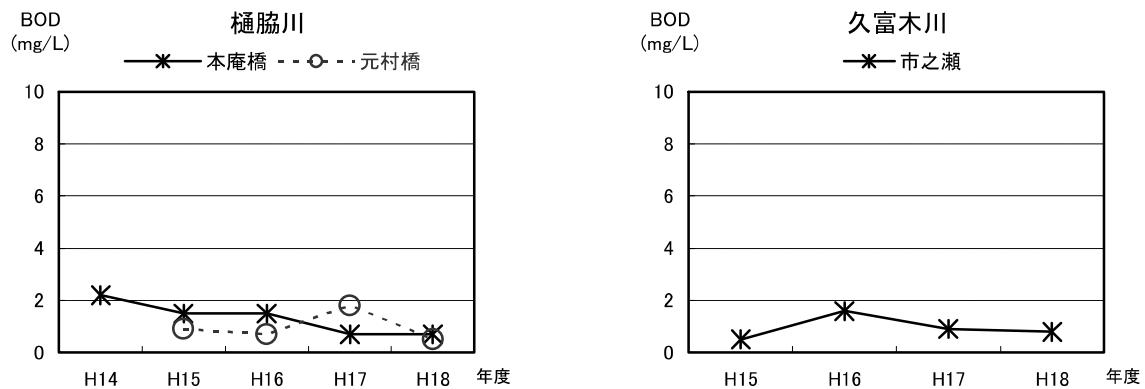
[▶資料5-8, 5-9, 5-12～5-15]

図表3-13 川内川の水質の経年変化  
〔BOD（生物化学的酸素要求量）の75%値の推移〕



図表 3-14 中小河川の水質の経年変化  
[BOD (生物化学的酸素要求量) の 75% 値の推移]



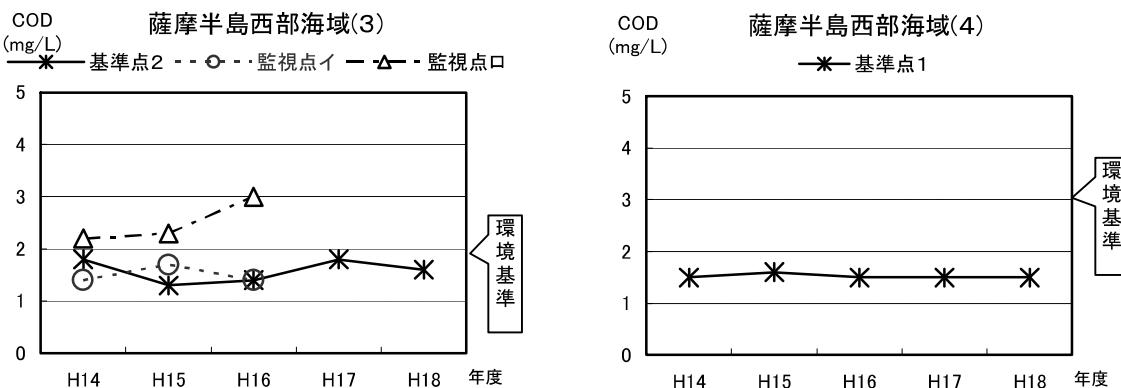


#### イ 海域

県の調査では海域の水質は川内川の影響もあり、基準点2で環境基準を超過しているものの、おむね環境基準を満足しており、良好な水質を維持しています。

[→資料5-10]

**図表 3-15 海域の水質の経年変化**  
〔COD(化学的酸素要求量)の75%値の推移〕



監視点イ…唐浜漁港の西方沖

監視点ロ…川内川導流堤の南側

基準点1…川内川導流堤の北側

基準点2…九州電力川内原子力発電所の西方沖

## ウ 湖沼

本市では、平成 18 年度に蘭牟田池の水質調査を実施しました。

今後も蘭牟田池に加え、市内にある他の湖沼についても水質調査を実施し、水質の監視に努めていきます。

[資料 5-11]

## エ 地下水

昭和 58 年 8 月に環境庁が公表した「昭和 57 年度地下水汚染実態調査」の中で、トリクロロエチレン等有機塩素化合物による地下水汚染が全国的に進行していることが明らかになりました。

本市においては、昭和 58 年度から昭和 61 年度までの地下水調査で、市街地にある大小路町と東向田町の一部で暫定基準を超える井戸が確認されました。このため、昭和 62 年度から 9 本の井戸について継続調査を実施しています。

平成 18 年度は、川内地域の 7 井戸を対象に年 2 回調査を実施しましたが、依然として地下水汚染は継続していることが判明したものの、新たに基準を超過する井戸は確認されませんでした。また、基準を超過した井戸の所有者には、市水道への切り替え、または飲用禁止などの指導を行っています。

また、樋脇地域においては、平成 11 年 2 月、7 月、11 月に市比野の精密部品工場周辺の井戸 1 本から水道水質基準を超えるトリクロロエチレンが検出されたことから、検出井戸の飲用禁止・水道使用の指導を行いました。基準値以下で検出された井戸 1 本を含めた工場周辺井戸 3~4 本について、トリクロロエチレン等有機塩素化合物 3 物質について継続調査を実施していますが、平成 12 年 10 月以降全て基準値以下となり平成 14 年 2 月以降は、このトリクロロエチレンが基準値以下で検出される井戸が 1 本あるのみで他の井戸からは分析下限値未満で検出されていません。

[資料 5-19]

## オ ゴルフ場からの排水

本市には、開業中のゴルフ場が 3 箇所あり、それぞれ良好な芝を維持するために、農薬が使用されています。本市では、ゴルフ場周辺の水質保全のため、毎年、水質調査を行うなど、水質監視を行っています。

平成 18 年度においては、10 箇所で水質調査を行いましたが、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」による指針値と比較した結果、いずれも指針値以下であり良好な環境を維持しています。

[資料 5-20]

## カ 一般廃棄物最終処分場（木場茶屋、川内クリーンセンター）に係る排水

本市では、木場茶屋一般廃棄物最終処分場及び川内クリーンセンター一般廃棄物最終処分場からの排水に係る水質検査を毎年実施しています。

平成 18 年度における木場茶屋一般廃棄物最終処分場及び川内クリーンセンター一般廃棄物最終処分場の排水水質測定結果は、いずれも排水基準値内、公害防止協定値内で推移しています。

また、それぞれの処分場の下流にある河川については定期的に水質測定を実施しています。

今後も継続的に調査を行い、水質の常時監視に努めています。

[資料 5-21~5-24]

## 2 発生源対策

水質汚濁防止法、鹿児島県公害防止条例、旧川内市公害防止条例に基づく特定施設（指定施設）を設置しようとする者は事前の届出義務があり、排水について規制がされます。また、工場・事業場を設置しようとする事業者には、事前協議の中で公害の未然防止を図るための注意・指導を行っています。さらに、市内の主要な工場・事業場との間で公害防止協定（環境保全協定）を締結し排水の測定・報告を義務付けています。

なお、公害防止協定を締結している事業場や排水量の多い事業場については、本市で定期的に排水の調査を行っています。

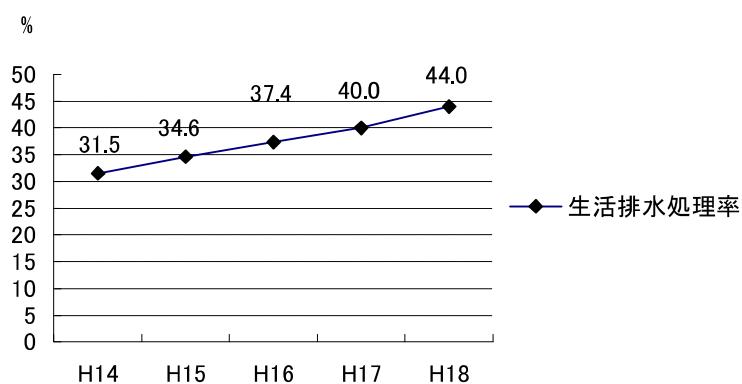
[☞資料 5-16～5-18, 5-25, 5-26]

## 3 生活排水対策

生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を図るために、随時、公共下水道、農業集落排水等の他の事業との整合性を図りながら小型合併処理浄化槽の普及を推進しており、市内の生活排水処理率も年々上昇しています。

[☞資料 5-27]

図表 3-1 6 生活排水処理率の推移



## ■ 第5節 ダイオキシン類

ダイオキシン類は金属精錬の燃焼工程や紙などの塩素漂白工程など様々な発生源がありますが、日本の場合、9割は身の回りのごみや産業廃棄物の焼却によって発生すると言われています。ダイオキシン類は、動物実験で発ガン性等があるとの結果が出ており、人体への影響も指摘されています。

### 1 ダイオキシン類の監視

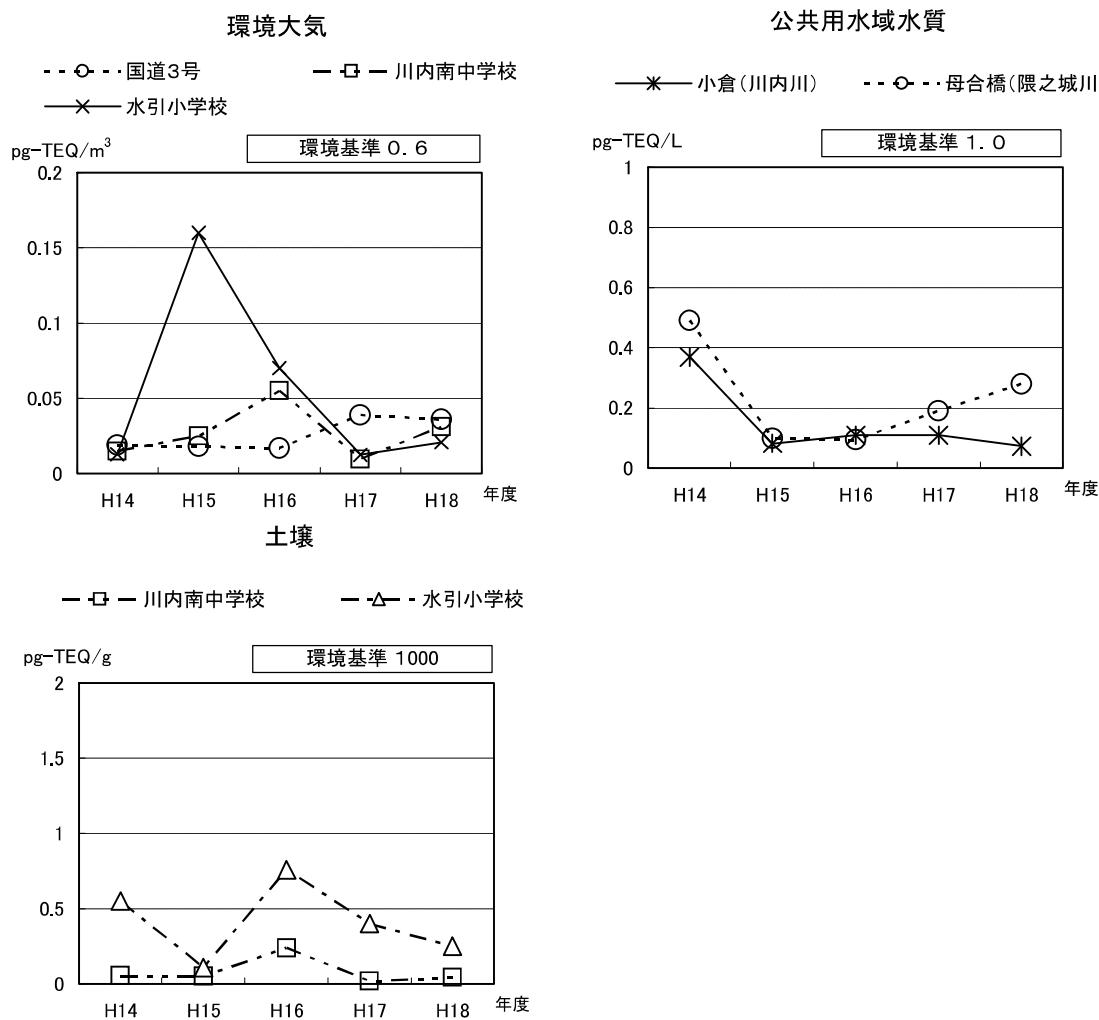
平成12年1月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類が発生する施設について排出の規制が定められているほか、大気・水質・水底の底質・土壤に係る環境基準、耐容一日摂取量の設定などがされています。

本市では、市内の環境大気・公共用水域水質・土壤のダイオキシン類調査を行っています。

平成18年度は、環境大気の調査を3地点（うち1地点は県測定）、公共用水域水質の調査を2地点、土壤の調査を2地点で実施しましたが、いずれの地点も、環境基準を大幅に下回っていました。

[▶資料6-1, 6-3]

図表 3-17 ダイオキシン類の環境測定の状況



### 2 発生源対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置しようとする者は事前の届出義務があり、排ガスや排水等について規制がされます。

[▶資料6-2]

### 3 クリーンセンターの状況

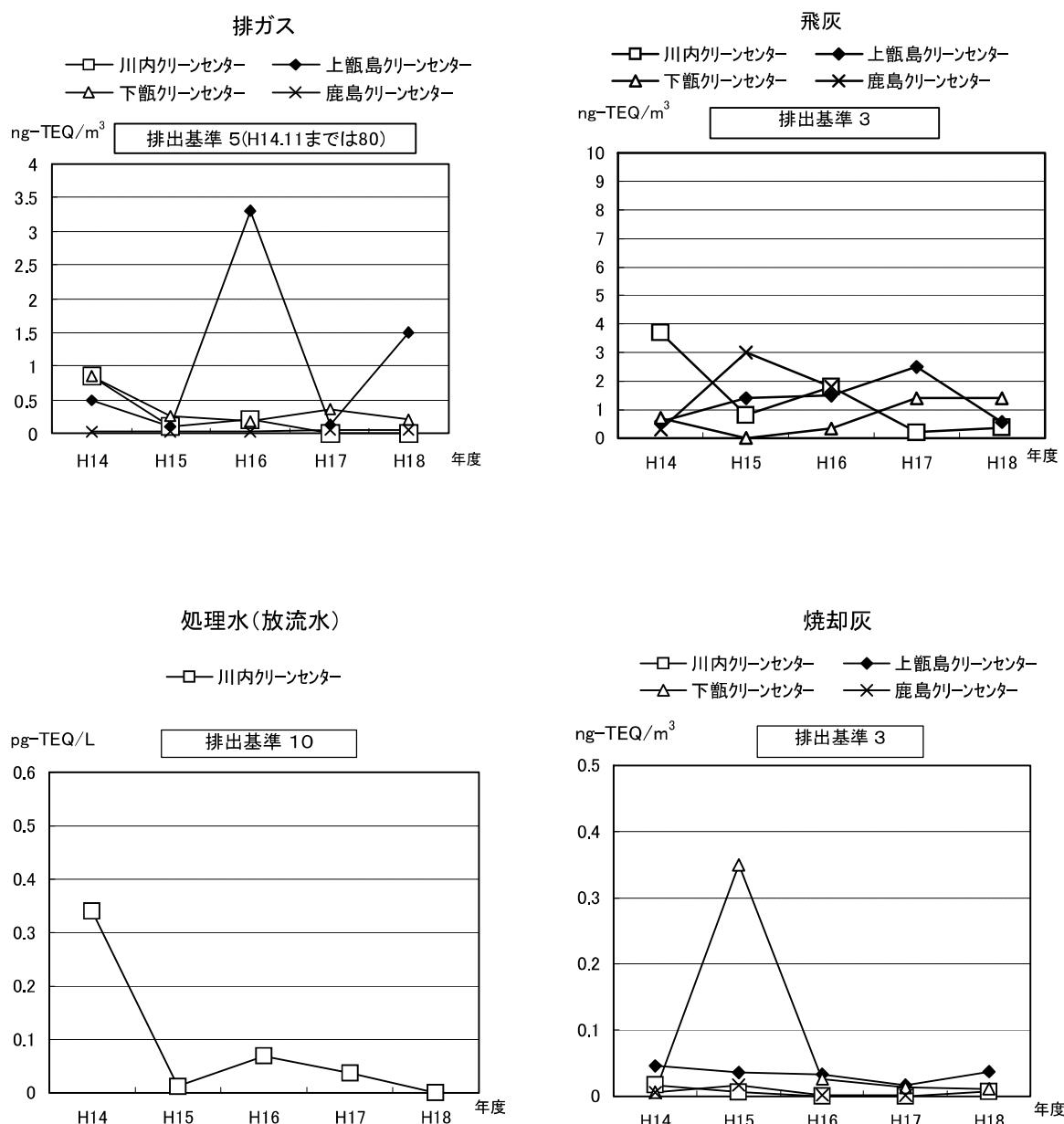
本市内の各クリーンセンターでは焼却炉の排ガス、焼却灰、飛灰、周辺の環境調査（大気・水質・土壤）及び最終処分場の処理水に含まれるダイオキシン類濃度の調査を実施しています。

平成 18 年度の調査結果はいずれも排出基準値内、環境基準値内でした。

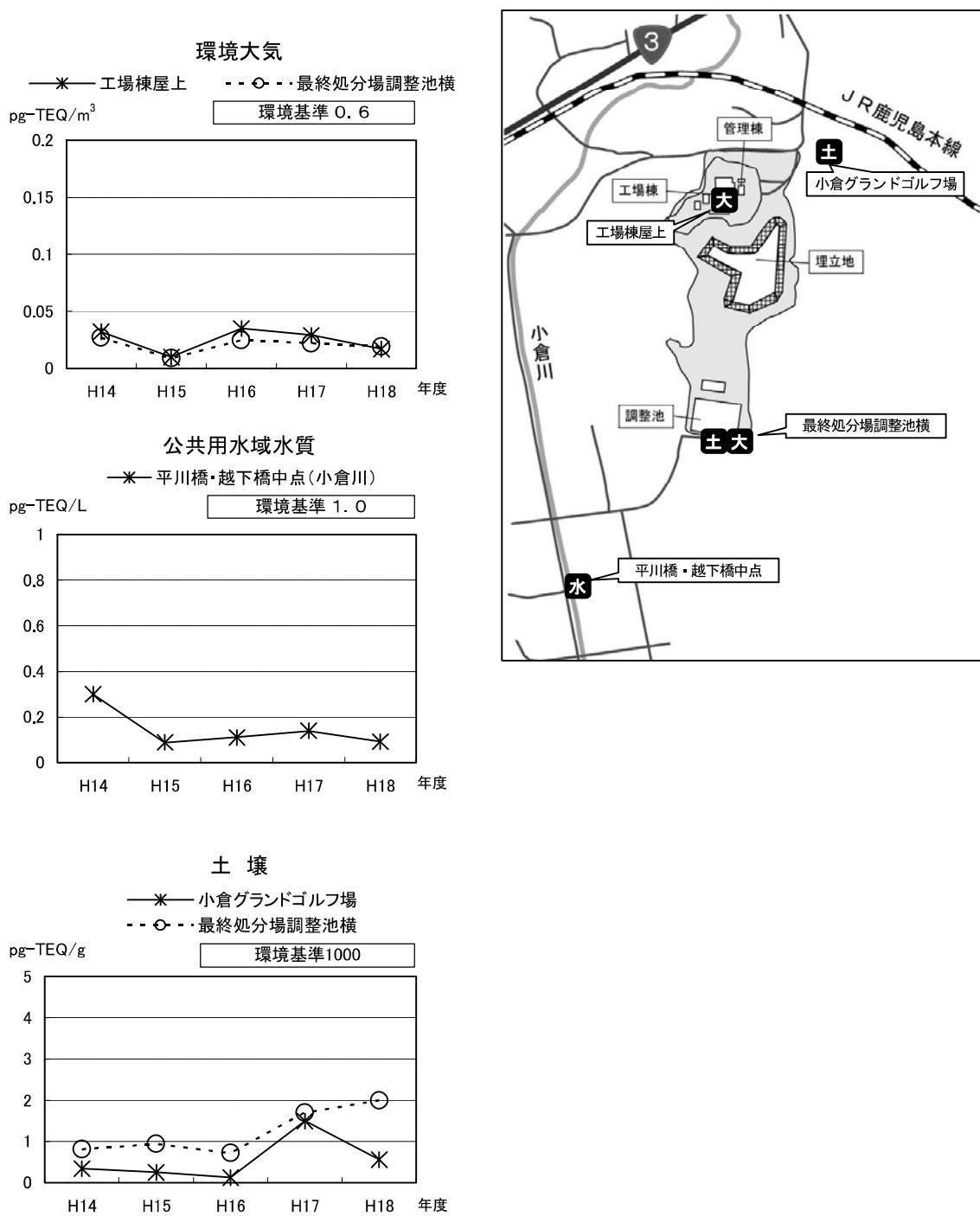
排ガスについては、平成 14 年 12 月から厳しい排出基準が適用されていますが、調査結果はこの基準値よりも低く、良好な値でした。

[資料 6-4]

図表 3-18 クリーンセンターから排出されるダイオキシン類の濃度



図表 3-19 川内クリーンセンター周辺のダイオキシン類の濃度



## 第6節 環境放射線

川内原子力発電所は、1号機（89万kW）が昭和59年から、2号機（89万kW）が昭和60年から営業運転を行っています。

県においては、発電所周辺の環境の保全と住民の健康を守るため、環境放射線の監視を実施しています。

なお、昭和57年に、県、旧川内市、九州電力㈱との間で川内原子力発電所に関する安全協定を締結し、今日に至っています。

### 1 環境放射線の監視

県及び九州電力㈱では、川内原子力発電所周辺環境放射線調査を実施しています。

調査は、空間放射線量の測定と環境試料の放射能分析を実施していますが、調査計画の策定及び調査結果の検討評価にあたっては、環境放射線モニタリングに関する指針(原子力安全委員会)等に基づくとともに、学識経験者により構成されている「鹿児島県環境放射線モニタリング技術委員会」の指導・助言を得て行っています。

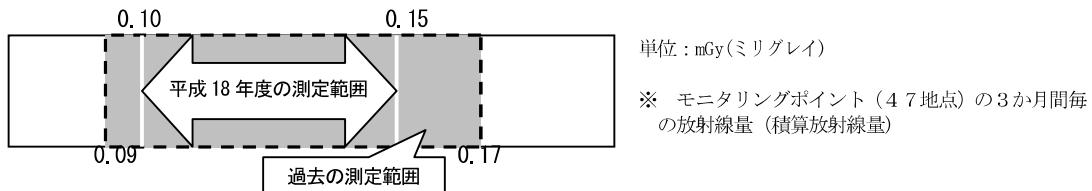
平成18年度の調査結果は、これまでの調査結果と比較して同程度のレベルであり、異常は認められませんでした。

[►資料7-1～7-12]

#### ア 空間放射線量

発電所周辺のモニタリングポスト、モニタリングステーション及び放水口ポストで、テレメーターシステムによる常時監視を行っています。また、移動測定車（モニタリングカー）による定期的な測定も実施しています。調査結果は、これまでの調査結果と同程度のレベルでした。

図表 3-2 O 空間放射線量の状況



#### イ 環境試料の放射能

魚介類や海藻類などの海洋試料41試料、穀類、野菜などの陸上試料115試料について、放射性物質の調査を行いました。一部の試料でセシウム-137(<sup>137</sup>Cs)、ストロンチウム-90(<sup>90</sup>Sr)が検出されました。これまでの調査結果と同程度のレベルでした。

## 2 広報

県では、広報紙「原子力だよりかごしま」を年4回発行し、環境放射線の測定結果や発電所の運転状況等を公表しています。また、環境放射線の測定データについては、ホームページによる情報提供も行っています。

本市では、広報紙「原子力広報薩摩川内」を年4回発行し、放射線や原子力発電に関する知識の普及、啓発に努めています。

## 第7節 廃棄物

本市のごみの減量化、資源化、分別方法、指定袋等については、合併前の旧市町村におけるごみ処理に係る制度を引き継いで実施しています。

なお平成17年度から、ごみの分別収集の統一化を始めとした見直しを進めながら、ごみの減量・資源化の推進を行っています。

### 1 廃棄物処理の概要

一般廃棄物は、毎年度定める一般廃棄物処理実施計画に基づき計画的に、収集・運搬し、処理しています。

家庭系ごみの可燃、不燃ごみについては、指定袋方式により収集しており、指定袋に入らない粗大ごみについては、クリーンセンターへの直接搬入となっています。また、事業系ごみは、許可業者に委託するか、事業者自らによるクリーンセンターへの直接搬入となっています。

図表3-2-1 一般廃棄物処理実施計画の概要

平成18年度

ごみの種類		収集・運搬			処理		
	収集方法	収集回数		収集方式	処理方法	処理主体	処理施設
家庭系ごみ	可燃	・委託 ・直営	週2回		ステーション方式 (指定ごみ袋)	焼却	各クリーンセンター
	不燃	・委託 ・直営	月1回、2ヶ月に1回	(地域によっては、回数が違います)		破碎選別	
	粗大	直接搬入・委託・直営(離島、楓脇地域は不燃、粗大収集)				薩摩川内市	川内クリーンセンター
	資源	・委託 ・直営	月1~2回	(地域によっては、回数が違います)	資源化	再生業者	各クリーンセンター 市内再生業者
事業系ごみ	可燃	事業者・許可業者による直接搬入				焼却	各クリーンセンター
	不燃					破碎選別	
	資源	資源化	再生業者				

図表3-22 資源ごみの分別

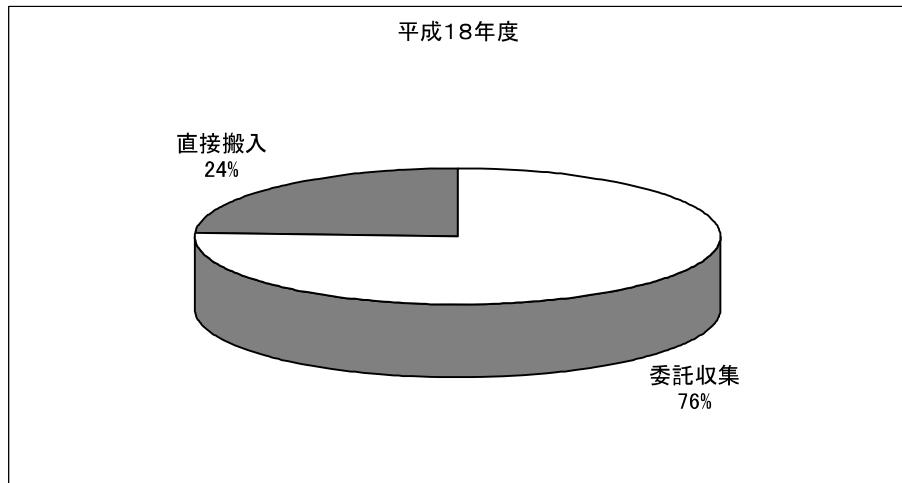
平成18年度

分類	地域	川内・東郷	樋脇・甑島地域	入来・祁答院
紙類	ダンボール	①ダンボール	①ダンボール	①ダンボール
	新聞紙・チラシ	(2)新聞紙等	②新聞紙・チラシ	②新聞紙・チラシ
	雑誌		③雑誌	③雑誌・本
	その他紙・紙製容器		④その他紙・紙製容器	
	紙パック		⑤紙パック	④飲料用紙パック
缶類	スチール	③スチール	⑥スチール	⑤缶類
	アルミ	④アルミ	⑦アルミ	
ビン類	茶色	⑤茶色	⑧茶色	⑥茶色
	無色	⑥無色	⑨無色	⑦無色
	その他	⑦その他	⑩その他	⑧その他
	生きびん	⑧生きビン	⑪生きビン	⑨生きビン
ペットボトル		⑨ペットボトル	⑫ペットボトル	⑩ペットボトル
プラスチック (容器包装)	発泡スチロール	⑩白色トレイ 白色発泡スチロール	⑬白色トレイ 白色発泡スチロール	⑪白色発泡スチロール等 ⑫白色トレイ
	白色トレイ			
	その他	⑪プラスチック製容器包装	⑭プラスチック製容器包装	⑬色付トレイ その他プラスチック容器
その他			⑮ガス缶類	
搬 入 先		川内クリーンセンター	・川内クリーンセンター ・上甑島クリーンセンター ・鹿島クリーンセンター ・下甑クリーンセンター	さつま町クリーンセンター

※ 甑島地域については、平成17年8月から分別方法を変更しています。

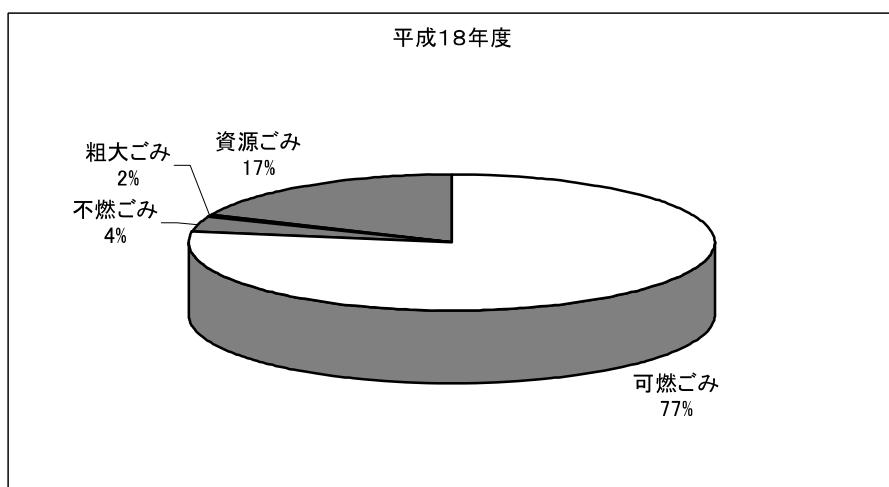
## 2 ごみの収集状況 [→資料 8-1]

図表 3-2-3 ごみの収集量の割合（収集方法別）



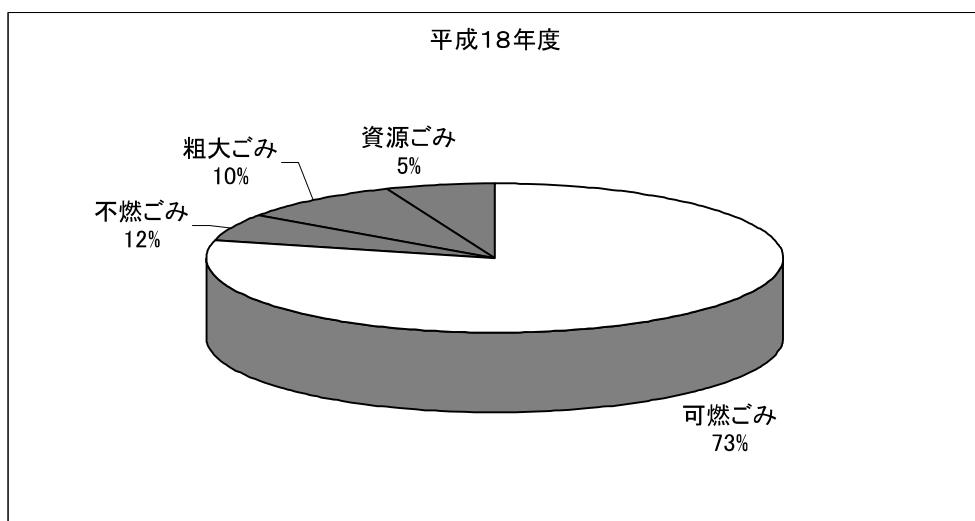
(注) 委託収集：24, 465.1 t  
直接搬入：7, 645.7 t } 32, 110.8 t

図表 3-2-4 ごみの収集量の割合（委託収集のごみの種類別）



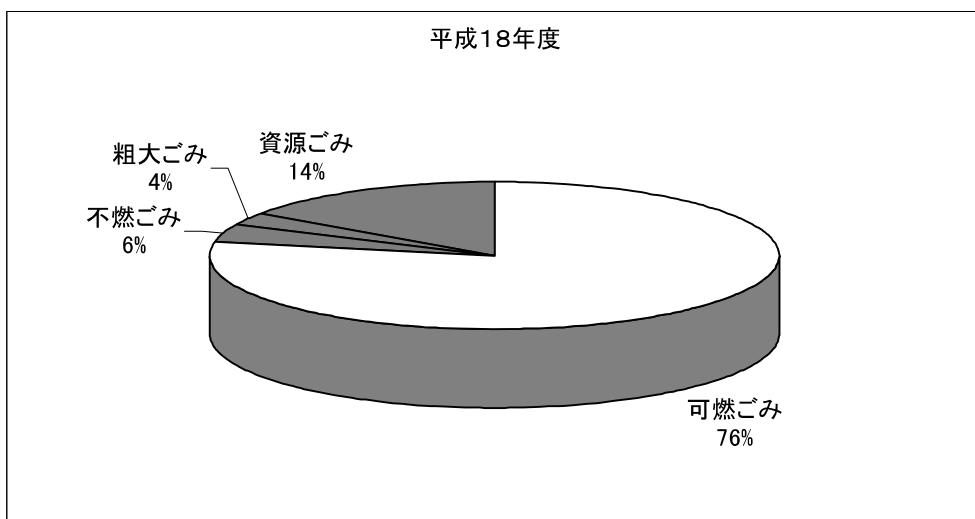
(注) 可燃ごみ：18, 952.9 t  
不燃ごみ：914.3 t  
粗大ごみ：318.1 t  
資源ごみ：4, 279.8 t } 24, 465.1 t

図表3-25 ごみの収集量の割合（直接搬入のごみの種類別）



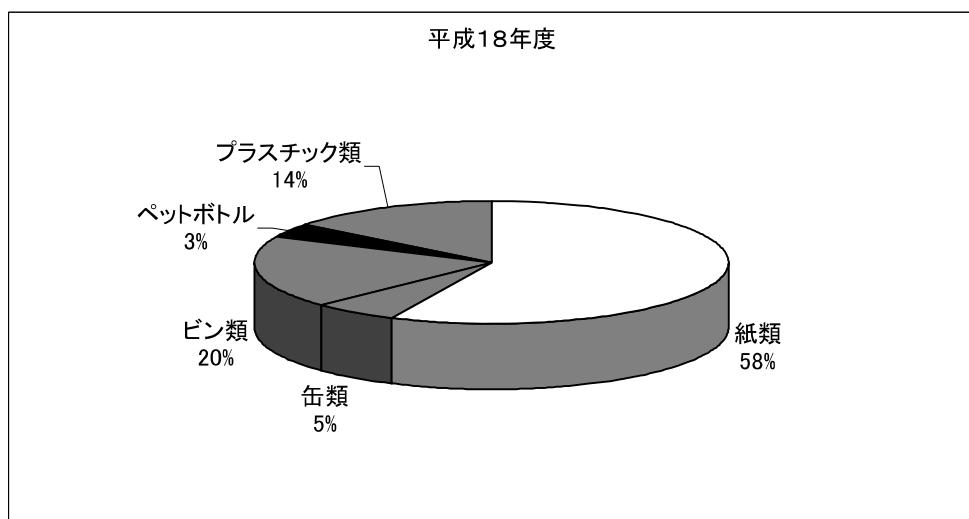
(注) 可燃ごみ：5, 608.6 t  
不燃ごみ： 933.1 t  
粗大ごみ： 757.9 t  
資源ごみ： 346.1 t } 7, 645.7 t

図表3-26 ごみの収集量の割合（ごみの種類別）



(注) 可燃ごみ：24, 561.5 t  
不燃ごみ： 1, 847.4 t  
粗大ごみ： 1, 076.0 t  
資源ごみ： 4, 625.9 t } 32, 110.8 t

図表3-27 ごみの収集量の割合（資源ごみの種類別）



(注) 紙類 : 2,662.6 t  
 缶類 : 240.2 t  
 ビン類 : 906.3 t  
 ペットボトル : 157.8 t  
 プラスチック類 : 659.0 t } 4,625.9 t

### 3 ごみの減量化・資源化対策

#### (1) リサイクル推進員制度

本市では、リサイクル推進員を設置し、資源ごみステーションの管理及び資源ごみの分別を推進している自治会等に対して補助を行っています。この事業を円滑に推進し、ごみの減量化・資源化を普及啓発するため、各自治会で1～数名、リサイクル推進員が活動しています。

なお、推進員を配置している自治会には、市からの補助を行っています。

#### (2) 補助制度

本市では、ごみ減量再資源化補助金制度と環境保全対策補助金制度を創設し、ごみの減量化・資源化を推進しています。

[→資料8-2～8-3]

図表3-28 一般廃棄物集積場整備事業補助金の概要 (平成18年度)

種類	対象	補助額
可燃ごみ、不燃ごみ収集施設設置	自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設：対象経費の相当額（5万円を限度）</li> <li>・修繕：対象経費の2分の1（3万円を限度）</li> </ul>
リサイクルステーション設置	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設：対象経費の相当額           <ul style="list-style-type: none"> <li>1坪タイプ：10万円を限度</li> <li>1.5坪タイプ：13万円を限度</li> <li>2坪タイプ：15万円を限度</li> </ul> </li> <li>・移転・補修：対象経費の2分の1（3万円を限度）</li> </ul>

図表3-29 資源ごみステーション管理運営事業補助金の概要

(平成18年度)

種類	対象	補助額
リサイクル推進員	自治会	1人につき月額1,250円

図表3-30 資源ごみ回収事業補助金の概要

(平成18年度)

種類	対象	補助額			
		回数補助(3回を限度)	紙類	缶類	生きびん
資源回収	P T A, スポーツ少年団等	3,000円/回	2円/kg	2円/kg	1円/本

図表3-31 生ごみ処理機器購入補助金の概要

(平成18年度)

種類	対象	補助額
生ごみ処理機器	薩摩川内市に 住所を有する者	購入金額の2分の1(2万円を限度)

図表3-3-2 地区コミ分別収集事業還元金の概要

(平成 18 年度)

種類	対象	還元額					
		地域名	コミセン名		地域名	コミセン名	
ごみの減量、 資源化の推進	地区コミュニティ 協議会		1 龜山	643,519	東郷	1 斧淵	338,131
			2 可愛	1,071,928		2 南瀬	79,249
			3 育英	358,912		3 山田	55,715
			4 川内	646,482		4 鳥丸	67,722
			5 平佐西	1,121,206		5 藤川	51,152
			6 墓之城	1,182,227	東郷 計	5	591,969
			7 永利	390,010	祁答院	1 黒木	106,543
			8 平佐東	135,393		2 上手	107,754
			9 水引	348,768		3 大村	114,413
			10 峰山	223,686		4 轆	66,287
			11 滄浪	27,006		5 薩牟田	177,673
			12 寄田	40,118	祁答院 計	5	572,670
			13 八幡	192,481	里	1 里	111,192
			14 高来	240,376	里 計	1	111,192
			15 城上	97,764	上甑	1 上甑	125,788
			16 陽成	102,135	上甑 計	1	125,788
			17 吉川	36,954	下甑	1 手打	139,387
			18 湯田	71,957		2 片野浦	33,930
			19 西方	76,261		3 瀬々野浦	40,655
			川内 計	19 7,007,183		4 内川内	11,004
			1 横脇	552,296		5 長浜	168,427
			2 藤本	51,088		6 青瀬	46,157
		樺脇	3 野下	31,737	下甑 計	6	439,559
			4 市比野	612,286	鹿島	1 鹿島	68,400
			5 倉野	51,862	鹿島 計	1	68,400
			樺脇 計	5 1,299,269	合 計	48	11,140,301
			1 副田	390,163			
入来			2 入来	300,284			
			3 朝陽	93,322			
			4 大馬越	119,150			
			5 八重	21,351			
			入来 計	5 924,270			

※ 平成 16 年度までは、川内地域のみが補助の対象となっていましたが、平成 17 年度からは制度そのものを見直し分別収集した資源ごとに係る売払金等の相当分を地区コミュニティに還元しています。

## ■ 第8節 自然保護

本市は、県立自然公園に指定されている川内川流域、藺牟田池及び甑島等、豊かな自然環境に恵まれています。川内川流域には多くの生物が生息し、特に高江町長崎地区にはカラフトワシが飛来するなど多くの野鳥が見られ、寄田、唐浜、手打、長浜などの海岸にはウミガメが上陸します。また、甑島の貝池には古生代から生き残っている世界的にも珍しいクロマチウムというバクテリアが生息しています。

### 1 自然公園

本市には、県立自然公園が3箇所あり、それぞれ県が保護・管理を行っています。なお、公園内では一定の行為を行う場合は届出・許可が必要となっています。

図表 3-3-3 県立自然公園

	指定年月日	特別地域				普通地域	合計
		第1種	第2種	第3種	計		
藺牟田池 県立自然公園	S28. 3. 31	0.0	187.5	0.0	187.5	3,750.2	3,937.7
川内川流域 県立自然公園	S39. 4. 1	0.0	0.0	0.0	0.0	6,571.0	6,571.0
甑島 県立自然公園	S56. 10. 1	195.0	861.3	758.7	1,815.0	643.8	2,458.8
合計		195.0	1,048.8	758.7	2,002.5	10,965.0	12,967.5

### 2 藺牟田池

藺牟田池は国内希少野生動植物種に指定され、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧I類に指定されているベッコウトンボが安定的に生息する地として平成8年にベッコウトンボ生息地保護区に指定されました。

また、世界的に重要な湿地として、平成17年11月にラムサール条約の登録湿地になりました。

そこで、このような貴重な生態系を保全するため、藺牟田池においてブラックバス・ブルーギル等の外来魚の再放流を禁止する条例を平成18年7月1日に施行しました。

図表 3-3-4 平成18年度外来魚回収ボックスの回収実績

月	ブラックバス	ブルーギル	合計
7月	7	430	437
8月	28	732	760
9月	14	58	72
10月	4	176	180
11月	17	257	274
12月	3	93	96
1月	0	28	28
2月	0	85	85
3月	1	64	65
合計	74	1,923	1,997

### 3 鳥獣保護

鳥獣の保護増殖を図るため本市では、鳥獣保護区が10箇所設定されています。

図表 3-3-5 鳥獣保護区

保 護 区	面 積 (ha)	設 定 年	保 護 区	面 積 (ha)	設 定 年
新田神社	30	1964	八重高原	485	1984
中郷池周辺	117	1973	寺山	420	1987
藤川天神	400	1974	滝の山	95	1989
清浦ダム	12	1974	鹿島	390	1989
丸山公園	55	1978	鹿島南	478	1994

### 4 ウミガメ保護

鹿児島県では貴重な野生生物であるウミガメの保護を図るために、昭和63年に「鹿児島県ウミガメ保護条例」を制定し、保護対策を講じています。本市でも、監視員による保護をはじめとして啓発活動に取り組んでいます。

図表 3-3-6 ウミガメの上陸確認頭数

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
上陸確認頭数	川内地域	12	29	40	18
	下甑地域	56	46	28	38
	上甑地域	0	2	1	1
	里 地 域	0	0	0	0
	鹿児島県	4,786	5,334	7,362	5,711
					3,552

## 第9節 環境衛生

### 1 衛生害虫駆除

近年、居住環境の整備や衛生意識の向上により、衛生害虫による疾病的媒介は減少しています。

しかし、一方では住宅構造や住民意識の変化により、屋内塵性ダニによるアレルギー性疾患、刺咬症など各種の不快害虫の発生など新たな問題も生じています。

本市では、薬剤散布を行う自治会に散布機の無料貸出しや薬剤散布の指導を行っています。また、薬剤については、薩摩川内市衛生自治団体連合会で油剤及び乳剤を斡旋し、環境衛生思想の普及を図っています。〔▶資料9-1〕

### 2 墓地

本市が管理している墓地は、川内芸ノ尾第1墓地等8箇所あり、水道を設置する等、環境整備を図っています。平成18年9月からは、指定管理者が施設の管理を代行しています。

また、共同墓地（集落共有墓地）については、特別災害復旧補助制度を設け、自然災害による墓地復旧工事及び墓地移転に対し補助金を交付しています。〔▶資料9-2～9-3〕

図表 3-3-7 市営墓地の概要

墓地名	区画	指定管理 者
川内芸ノ尾第1墓地	325区画	(有)川内くみあい福祉センター
川内芸ノ尾第2墓地	201区画	
入来向山墓地	90区画	
里園上墓地	249区画	里地区コミュニティ協議会
里園下墓地	179区画	
里観農墓地	271区画	
里寺山墓地	51区画	
鹿島小牟田墓地	84区画	鹿島地区7区自治会

### 3 葬斎場

本市内には、4箇所の葬斎場があり、計画的に施設の適切な整備を行っています。

また、平成18年9月から指定管理者が施設の管理を代行しています。

指定管理者：(有)川内くみあい福祉センター（薩摩川内市若松町9番17号）

〔▶資料9-4〕

図表 3-3-8 薩摩川内市内の葬斎場の概要

名 称	川内葬斎場やすらぎ苑	上甑島葬斎場	下甑葬斎場	鹿島葬斎場
所 在 地	国分寺町6669番地30	里町里2477番地	下甑町青瀬278番地	鹿島町蘭牟田3322番地
供用開始	昭和60年4月	昭和58年4月	昭和53年4月	平成2年4月
敷地面積	15,220.13 m <sup>2</sup>	2,176 m <sup>2</sup>	1,410.58 m <sup>2</sup>	578.58 m <sup>2</sup>
建築面積	1,356.43 m <sup>2</sup>	218 m <sup>2</sup>	105.65 m <sup>2</sup>	287.4 m <sup>2</sup>
炉 設 備	火葬炉6基（うち1基汚物炉）	火葬炉2基	火葬炉1基	火葬炉1基
事 業 費	608,816千円	90,034千円	28,572千円	67,877千円

### 4 狂犬病予防対策

本市では、狂犬病予防法第5条に基づき、毎年、薩摩地区獣医師会との連携のもとで、狂犬病予防のために集合注射を実施しています。

平成18年度における本市の狂犬病予防注射接種率は、76.5%（接種頭数5,375／登録頭数7,027）であり、平成17年度と比較して、2.9%低下しています。

近年は全国的に接種率が低下傾向にあり、本市では、接種率向上のためにホームページや広報紙等により普及啓発を行っています。

〔▶資料9-5〕

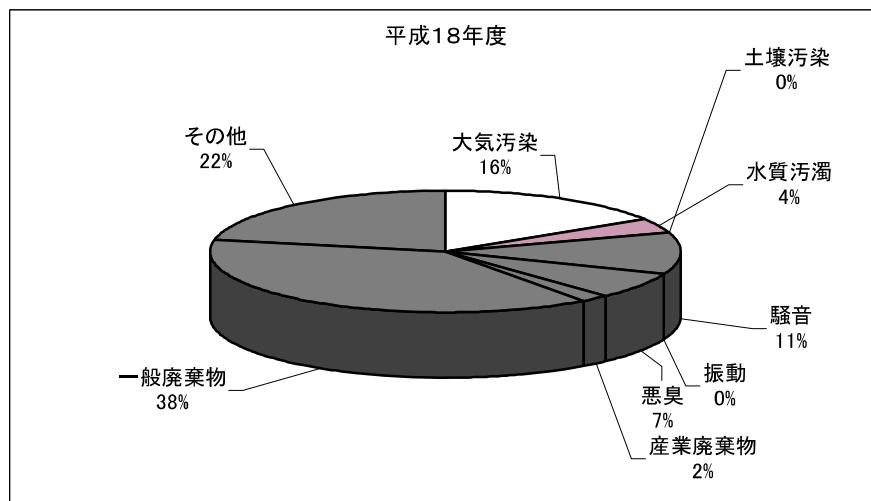
## 第10節 苦情処理

平成18年度は、合計で162件の苦情が寄せられています。

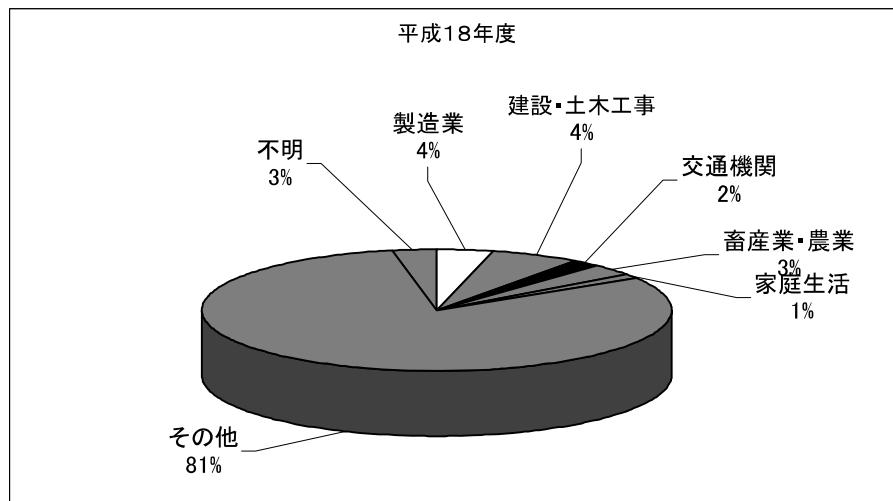
[☞資料10-1]

- ➡ 一般廃棄物に係る苦情は、不法投棄がほとんどです。
- ➡ 大気に係る苦情は、野焼きなどの焼却行為によるものがほとんどです。
- ➡ 騒音に係る苦情は、工場、建設作業から発生するものが多いものの、事業所の営業騒音や日常生活上の近隣騒音の苦情も多くなっています。
- ➡ 悪臭の苦情は、田畠への堆肥散布、畜産施設によるものなどが主なものとなっていますが、事業所や側溝によるものもあります。
- ➡ 水質の苦情は、規制を伴わない小規模事業場からの排水が主なものとなっています。
- ➡ その他の苦情は主に雑草繁茂など空地管理の問題がほとんどです。

図表 3-3-9 苦情申立の種類別割合



図表 3-4-0 苦情申立の発生源別割合



## 第4章 資料編

### 1 環境行政

資料 1-1 環境行政の推移資料

年月日	主　要　事　項
H16. 10. 12	市制施行（人口：105,464人　世帯数：41,648世帯）
H17. 2. 16	（「京都議定書」発効）
2. 22	薩摩川内市環境審議会設置（21名に委嘱）
6. 1	（外来生物法施行）
9. 1	薩摩川内市一般廃棄物計画生活排水処理基本計画策定
10. 22	環境フェア開催（純心女子大学）
11. 8	蘭牟田池がラムサール条約湿地登録
11. 19	原子力防災訓練
H18. 4. 1	騒音規制法・振動規制法及び悪臭防止法に基づく地域の指定等の告示（市告示152号（騒音）、153号（振動）、154号（悪臭））…県からの権限移譲
6. 1	川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価の現況調査開始
7. 1	蘭牟田池の外来魚リリース禁止に係る規制開始
9. 19	入来都市計画用途地域の環境基準の類型指定（県告示1437号）
9. 19	飲食店営業等に係る音響機器の使用制限区域の指定（変更）（県告示1438号）
10. 10	薩摩川内市一般廃棄物計画ごみ処理基本計画策定
10. 20	新幹線騒音に係る環境基準の類型指定（変更）（県告示1601号）
10. 28	環境フェア開催（純心女子大学）
11. 17	原子力防災訓練
H19. 2. 13	薩摩川内市地球温暖化防止実行計画策定
9. 12	薩摩川内市環境基本計画策定
10. 20	環境フェア開催（サンアリーナせんたい）
10. 23	原子力防災訓練

### 2 大気

#### (1) 環境基準・規制基準

資料 2-1 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準	環境基準の評価方法
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	年間の1日平均値のうち、高い方から2%範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。 【長期的評価】
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間の1日平均のうち、低い方から98%に相当するもの（98%値）を環境基準（0.06ppm）と比較して評価する。 【長期的評価】
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年間の1日平均値のうち、高い方から2%範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。 【長期的評価】
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。 【短期的評価】
光化学オキシダント(O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

※ 環境基準の評価は、一般に、二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質については健康に慢性影響を及ぼすことから長期的評価、一酸化炭素・光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が使われている。

## 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

非メタン炭化水素	午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。
----------	---

### 資料 2-2 硫黄酸化物の排出基準

次の式により算出した硫黄酸化物の量（K値規制方式）

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

q : 硫黄酸化物の量 (Nm<sup>3</sup>/h)

K : 地域ごとに政令で定められた数値

(川内地域: 11.5 川内地域以外: 17.5)

H e : 補正された排出口の高さ (m)

※ K値は、3.0～17.5の間で16ランクに分けられ、小さい値ほど厳しくなる。川内地域は、11.5で16ランク中13ランクにあり、九州では、八代市、水俣市と同じ値。

### 資料 2-3 ばいじんの排出基準（抄）

令別表 第1の 番号	ばい煙発生施設	規模	排出基準 (g/Nm <sup>3</sup> )	備考
1	ボイラー（ガス専焼）	排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h未満 排出ガス量4万以上	0.10 0.05	
	ボイラー (液体専焼又は、ガス液体混焼)	排出ガス量1万Nm <sup>3</sup> /h未満 排出ガス量1万～4万Nm <sup>3</sup> /h 排出ガス量4万～20万Nm <sup>3</sup> /h 排出ガス量20万Nm <sup>3</sup> /h以上	0.30 0.25 0.15 0.05	既設は当分の間0.18 既設は当分の間0.07
	ボイラー (紙パルプ製造に伴い発生する黒液専焼及び液体混焼)	排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h未満 排出ガス量4万～20万Nm <sup>3</sup> /h 排出ガス量20万Nm <sup>3</sup> /h以上	0.30 0.25 0.15	既設は当分の間0.35 既設は当分の間0.35 既設は当分の間0.20
	ボイラー（その他）	排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h未満	0.30	既設は当分の間0.40
9	焼成炉（石灰焼成炉のうち土中釜以外）		0.30	
	焼成炉（耐火物製造用）	排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h未満	0.20	
11	乾燥炉（骨材）		0.50	2万Nm <sup>3</sup> /h未満の既設は当分の間0.60
	乾燥炉（その他）	排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h未満	0.20	既設は当分の間 1万Nm <sup>3</sup> /h未満 0.35 1万～4万Nm <sup>3</sup> /h 0.30
13	廃棄物焼却炉	焼却能力2千kg/h未満 焼却能力2千～4千kg/h 焼却能力4千kg/h以上	0.15 0.08 0.04	既設は当分の間0.25 既設は当分の間0.15 既設は当分の間0.08
	ディーゼル機関（重油換算50ℓ/h）		0.10	非常用施設には当分の間適用なし
	ガス機関（重油換算35ℓ/h）		0.05	
32	ガソリン機関（重油換算35ℓ/h）		0.05	

注) 1 「既設」は、昭和57年6月1日（廃棄物焼却炉は平成10年7月1日）に現に設置しているもの。

2 廃棄物焼却炉において、「既設」については平成12年4月1日から施行する。

3 小型ボイラーのうちガス、軽質液体燃料（灯油、軽油、A重油）を専焼又は混焼するものについては当分の間適用しない。

資料 2-4 窒素酸化物の排出基準(抄)

令別表 第1の 番号	ばい煙発生施設	(排出ガス量) Nm <sup>3</sup> /h	排 出 基 準 (ppm)							
			48.8.9 までに 設置のもの	48.8.10~ 50.12.9まで に設置のもの	50.12.10~ 52.6.17まで に設置のもの	52.6.18~ 54.8.9までに 設置のもの	54.8.10以降 設置のもの			
1	ボイラー (ガス専焼)	1万未満	150							
		50万以上	130							
		10万~ 50万	190	180	150					
		4万~ 10万								
		1万~ 4万	230							
		5千~ 1万	250							
		5千未満	180 250 (52.6.18~ 9.9設置のもの)			180				
9	焼成炉 (耐火物原料製造用)		450					400		
11	乾燥炉		250					230		
13	廃棄物焼却炉 (連続炉)	4万未満	300					250		
13	廃棄物焼却炉 (連続炉以外のもの)	4万以上	-	-	-	250				

注) 小型ボイラーのうちガス、軽質液体燃料(灯油、軽油、A重油)を専焼又は混焼するものについては当分の間適用しない。

資料 2-5 塩化水素の排出基準(抄)

ばい煙発生施設	規 模	排 出 基 準 (mg/Nm <sup>3</sup> )
廃棄物焼却炉	火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上、又は焼却能力 200kg/h 以上	700

資料 2-6 一般粉じん発生施設の構造基準(抄)

令別表第2の番号	発 生 施 設	規 模	構 造・使 用・管 理
2	鉱物又は土石の堆積場	面積 1000m <sup>2</sup> 以上	・飛散しにくい構造の建築物内に設置 ・散水設備による散水 ・防じんカバー ・薬液の散布又は表層の締固め
3	ベルトコンベア及び バケットコンベア(鉱物, 土石, セメント)	ベルト巾 75cm 以上 又は、バケットの内 容積が 0.03m <sup>3</sup> 以上	・飛散しにくい構造の建築物内に設置 ・コンベアの積込、積降部にフード及び集じん機が設置され、 上記以外の部分に、散水設備又は、防じんカバーの設置 ・散水設備による散水 ・防じんカバーの設置
4	破碎機及び摩碎機 (鉱物, 岩石, セメント)	原動機の定格出力 75kw 以上	・飛散しにくい構造の建築物内に設置 ・フード及び集じん機の設置
5	ふるい (鉱物, 岩石, セメント)	原動機の定格出力 15kw 以上	・散水設備による散水 ・防じんカバーの設置

## (2) 大気環境の測定結果

資料 2-7 二酸化硫黄 ( $\text{SO}_2$ ) 濃度の測定結果

(単位: ppm)

測定局	年度	年平均値	1時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価	
			時間	%	時間	%					
鹿児島県	川内環境監視センター	18	0.001	0	0	0	0	0.047	0.004	無	○
		17	0.001	0	0	0	0	0.020	0.003	無	○
		16	0.001	0	0	0	0	0.021	0.004	無	○
		15	0.001	0	0	0	0	0.033	0.004	無	○
		14	0.004	0	0	0	0	0.032	0.007	無	○
	(旧)川内保健所	14	0.004	0	0	0	0	0.031	0.008	無	○
		16	0.001	0	0	0	0	0.023	0.002	無	○
		15	0.001	0	0	0	0	0.023	0.003	無	○
		14	0.003	0	0	0	0	0.040	0.006	無	○
	寄田	18	0.001	0	0	0	0	0.027	0.005	無	○
		17	0.001	0	0	0	0	0.020	0.003	無	○
		16	0.001	0	0	0	0	0.016	0.002	無	○
		15	0.001	0	0	0	0	0.020	0.004	無	○
		14	0.001	0	0	0	0	0.025	0.003	無	○
九州電力	久見崎	18	0.003	0	0	0	0	0.027	0.008	無	○
		17	0.003	0	0	0	0	0.027	0.006	無	○
		16	0.003	0	0	0	0	0.030	0.006	無	○
		15	0.003	0	0	0	0	0.043	0.007	無	○
		14	0.003	0	0	0	0	0.035	0.011	無	○
	水引	18	0.003	0	0	0	0	0.034	0.006	無	○
		17	0.003	0	0	0	0	0.034	0.006	無	○
		16	0.002	0	0	0	0	0.062	0.010	無	○
		15	0.002	0	0	0	0	0.025	0.007	無	○
		14	0.003	0	0	0	0	0.043	0.005	無	○
	西方	18	0.002	0	0	0	0	0.045	0.007	無	○
		17	0.003	0	0	0	0	0.025	0.006	無	○
		16	0.003	0	0	0	0	0.035	0.007	無	○
		15	0.003	0	0	0	0	0.032	0.007	無	○
		14	0.003	0	0	0	0	0.043	0.006	無	○
	高城	18	0.002	0	0	0	0	0.032	0.004	無	○
		17	0.003	0	0	0	0	0.069	0.006	無	○
		16	0.002	0	0	0	0	0.003	0.006	無	○
		15	0.002	0	0	0	0	0.067	0.006	無	○
		14	0.002	0	0	0	0	0.034	0.005	無	○
環境基準		1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1 ppm 以下									
環境基準の評価方法		年間の1日平均値のうち、高い方から 2%範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。【長期的評価】									

(資料: 鹿児島県環境管理課、九州電力(株))

資料 2-8 二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ ) 濃度の測定結果

(単位: ppm)

測定局	年度	1日平均値 (98%値)	1時間値		環境基準の 長期的評価	
			年平均値	最高値		
鹿児島県	川内環境監視センター	18	0.015	0.007	○	
		17	0.018	0.009	○	
		16	0.018	0.009	○	
		15	0.018	0.009	○	
		14	0.018	0.010	○	
	(旧)川内保健所	14	0.018	0.009	○	
	高江	16	0.012	0.005	○	
		15	0.011	0.005	○	
		14	0.011	0.005	○	
	寄田	18	0.004	0.002	○	
		17	0.005	0.002	○	
		16	0.005	0.002	○	
		15	0.005	0.002	○	
		14	0.005	0.002	○	
九州電力	川内測定局 (自動車排ガス測定局)	18	0.021	0.014	○	
		17	0.024	0.015	○	
		16	0.029	0.019	○	
		15	0.030	0.019	○	
		14	0.030	0.019	○	
	高城	18	0.005	0.002	○	
		17	0.004	0.002	○	
		16	0.005	0.002	○	
		15	0.005	0.002	○	
		14	0.006	0.003	○	
環境基準		1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること				
環境基準の評価方法		年間の1日平均のうち、低い方から 9.8%に相当するもの (9.8%値) を環境基準 (0.06ppm) と比較して評価する。【長期的評価】				

(資料: 鹿児島県環境管理課, 九州電力(株))

資料 2-9 浮遊粒子状物質（SPM）濃度の測定結果

(単位: mg/m<sup>3</sup>)

測定局	年度	1時間値		日平均値の2%除外値	日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価	
		年平均値	最高値				
鹿児島県	川内環境監視センター	18	0.029	0.149	0.060	無	○
		17	0.030	0.253	0.062	無	○
		16	0.024	0.181	0.051	無	○
		15	0.025	0.186	0.056	無	○
		14	0.026	0.239	0.064	有	×
	(旧)川内保健所	14	0.024	0.243	0.066	無	○
	高江	16	0.026	0.171	0.054	無	○
		15	0.026	0.172	0.063	無	○
		14	0.024	0.320	0.062	無	○
	寄田	18	0.029	0.144	0.063	無	○
		17	0.028	0.202	0.071	無	○
		16	0.021	0.157	0.046	無	○
		15	0.021	0.190	0.052	無	○
		14	0.023	0.218	0.067	無	○
九州電力	川内測定局 (自動車排ガス測定局)	18	0.031	0.180	0.064	無	○
		17	0.031	0.228	0.061	無	○
		16	0.026	0.185	0.053	無	○
		15	0.027	0.216	0.057	無	○
		14	0.031	0.265	0.069	有	×
	久見崎	18	0.023	0.157	0.077	無	○
		17	0.028	0.177	0.064	無	○
		16	0.022	0.179	0.048	無	○
		15	0.024	0.147	0.060	無	○
		14	0.037	0.407	0.136	有	×
	水引	18	0.024	0.402	0.061	無	○
		17	0.023	0.412	0.056	無	○
		16	0.017	0.242	0.039	無	○
		15	0.020	0.230	0.049	無	○
		14	0.027	0.321	0.086	有	×
高城	西方	18	0.020	0.194	0.070	無	○
		17	0.025	0.241	0.064	無	○
		16	0.019	0.169	0.044	無	○
		15	0.020	0.127	0.050	無	○
		14	0.025	0.650	0.074	無	○
	高城	18	0.023	0.193	0.063	無	○
		17	0.021	0.192	0.052	無	○
		16	0.020	0.251	0.048	無	○
		15	0.025	0.273	0.078	有	×
		14	0.031	0.999	0.082	有	×
環境基準		1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること					
環境基準の評価方法		年間の1日平均値のうち、高い方から2%範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。【長期的評価】					

(資料: 鹿児島県環境管理課、九州電力(株))

資料 2-10 一酸化炭素(CO)濃度の測定結果

(単位: ppm)

測定局	年度	1時間値		日平均値の2%除外値	環境基準を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の短期的評価	
		年平均値	最高値				
鹿児島県	川内測定局 (自動車排ガス測定局)	18	0.4	2.7	0.8	無	
		17	0.5	2.5	0.8	無	
		16	0.5	4.4	0.9	無	
		15	0.5	2.9	1.0	無	
		14	0.6	3.1	1.0	無	
環境基準		1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること					
環境基準の評価方法		測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。【短期的評価】					

(資料: 鹿児島県環境管理課)

資料 2-11 光化学オキシダント( $O_x$ )濃度の測定結果

(単位: ppm)

測定局	年度	昼間(5~20時)の1時間値			
		年平均値	最高値	0.06ppmを超えた	
				日数	時間
鹿児島県	川内環境監視センター	18	0.035	0.102	124
		17	0.037	0.119	139
		16	0.032	0.097	69
		15	0.027	0.089	51
		14	0.026	0.083	26
環境基準		1時間値が0.06ppm以下であること			

(資料: 鹿児島県環境管理課)

資料 2-12 非メタン炭化水素濃度の測定結果

(単位: ppm)

測定局	年度	午前6時から9時までの3時間平均値						
		年平均値	最高値	0.20ppmCを超えた		0.31ppmCを超えた		
				日数	割合(%)	日数	割合(%)	
鹿児島県	川内環境監視センター	18	0.15	0.71	73	20.1	16	4.5
		17	0.16	0.55	74	20.4	12	3.3
		16	0.22	0.52	211	58.6	29	8.1
		15	0.22	0.72	170	46.4	48	13.1
		14	0.26	0.80	275	75.5	104	28.6
鹿児島県	川内測定局 (自動車排ガス測定局)	18	0.28	0.88	324	90.3	178	49.6
		17	0.29	0.94	283	78.2	113	31.2
		16	0.37	0.93	327	90.8	231	64.2
		15	0.39	0.73	352	97.8	273	75.8
		14	0.37	0.78	351	96.7	237	65.3
指針		午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること						

(資料: 鹿児島県環境管理課)

資料 2-13 有害大気汚染物質濃度の測定結果

(年平均値)

測定局		年度	テトラクロロエチレン μg/m <sup>3</sup>	トリクロロエチレン μg/m <sup>3</sup>	ベンゼン μg/m <sup>3</sup>	1,3-ブタジエン μg/m <sup>3</sup>	アセトアルデヒド μg/m <sup>3</sup>
鹿児島県	川内測定局 (自動車排出ガス測定局)	18	0.040	0.067	1.9	0.37	1.7
		17	0.031	0.023	2.4	0.32	2.7
		16	0.060	0.047	2.8	0.43	2.3
		15	0.067	0.068	2.7	0.44	1.7
		14	0.072	0.071	3.4	0.48	1.5
環境基準			200	200	3	—	—

(年平均値)

測定局		年度	ホルムアルデヒド μg/m <sup>3</sup>	ベンゾ(a)ピレン ng/m <sup>3</sup>	アクリロニトリル μg/m <sup>3</sup>	塩化ビニルモノマー μg/m <sup>3</sup>	ジクロロメタン μg/m <sup>3</sup>
鹿児島県	川内測定局 (自動車排出ガス測定局)	18	2.1	0.34	0.048	0.019	5.0
		17	2.4	0.24	0.083	0.021	1.2
		16	2.3	0.27	0.091	0.026	1.6
		15	2.0	0.27	0.12	0.028	1.2
		14	2.4	0.37	0.072	0.047	1.2
環境基準			—	—	—	—	150

(資料：鹿児島県環境管理課)

資料 2-14 酸性雨の状況

pH (月平均値)

測定局	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境保健センター	4.4	4.1	4.7	4.8	4.4	4.2	4.5	3.9	4.2	4.4	4.4	4.4
鹿児島市喜入町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(資料：鹿児島県環境管理課、鹿児島市環境保全課)

※鹿児島市喜入町は、測定機器の故障により測定できず。

### (3) 届出状況

資料 2-15 ばい煙発生施設に係る届出数

[平成19年3月31日現在]

#### (1) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設（電気事業法に基づく施設を含む）

令別表第1の項目番号	特 定 施 設 名	施 設 数
1	ボイラー（伝熱面積 10m <sup>2</sup> 以上又は燃焼能力 50 l/h 以上のもの）	95
9	焼成炉	52
10	反応炉	1
11	乾燥炉	11
13	廃棄物焼却炉	11
29	ガスタービン	3
30	ディーゼル機関	76
施 設 合 計		249
工 場 ・ 事 業 場 合 計		89

(資料：鹿児島県環境管理課)

#### (2) 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設

特 定 施 設 名	施 設 数
ボイラー（伝熱面積 8m <sup>2</sup> 以上 10m <sup>2</sup> 未満かつ燃焼能力 50 l/h 未満のもの）	30
工 場 ・ 事 業 場 合 計	26

(資料：鹿児島県環境管理課)

#### (3) 旧川内市公害防止条例に基づく指定施設

特 定 施 設 名	施 設 数
ボイラー（伝熱面積 8m <sup>2</sup> 未満かつ燃焼能力 50 l/h 未満のものであって、個々の伝熱面積の合計が 8m <sup>2</sup> を超えるもの）	2
工 場 ・ 事 業 場 合 計	1

資料 2-16 一般粉じん発生施設に係る届出数

[平成19年3月31日現在]

#### (1) 大気汚染防止法に基づく特定施設

特 定 施 設 名	施 設 数
コークス炉(原料処理能力 50t/d 以上)	0
鉱物又は土石の堆積場(面積 1,000m <sup>2</sup> 以上)	36
ベルトコンベア及びバケットコンベア(ベルト幅 75cm 以上、バケットの内容積 0.03m <sup>3</sup> 以上)	55
破碎機及び摩碎機(定格出力 75kw 以上)	19
ふるい(定格出力 15kw 以上)	9
施 設 合 計	119
工 場 ・ 事 業 場 合 計	21

(資料：鹿児島県環境管理課)

#### (2) 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設

特 定 施 設 名	施 設 数
鉱物又は土石の堆積場(面積 500m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満のもの)	13
セメント運搬用ベルトコンベア(幅 60cm 以上 75cm 以下のもの)	0
動力打綿機及び製綿施設	6
木材チップ又は木粉の堆積場(面積 300m <sup>2</sup> 以上のもの)	6
チッパー(定格出力 2.25kw 以上)	9
碎木機	1
施 設 合 計	35
工 場 ・ 事 業 場 合 計	25

(資料：鹿児島県環境管理課)

(3) 旧川内市公害防止条例に基づく指定施設

特 定 施 設 名		施 設 数
鉱物又は土石の堆積場 (面積 300m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満のもの)		5
ベルトコンベア	鉱物又は土石用 (幅 30cm 以上 75cm 未満のもの)	83
	セメント運搬用 (幅 30cm 以上 60cm 未満のもの)	0
木材チップ又は木粉の堆積場 (面積 150m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満のもの )		0
木材チップ吐出施設 (定格出力 3.75kw 以上)		7
製材用帶のこ盤及び丸のこ盤 (定格出力 7.5kw 以上のもの)		42
施 設 合 計		137
工 場 ・ 事 業 場 合 計		31

### 3 騒音・振動

#### (1) 環境基準

##### 資料 3-1 騒音に係る環境基準

鹿児島県では、環境基準の類型指定について、都市計画用途地域（工業専用地域を除く。）を直接指定している。

(別添図面1参照)

H11. 4. 1 類型指定(H11. 3. 23 鹿児島県告示 469)
H11. 11. 11 用途地域変更(H11. 11. 11 川内市告示 103)
H12. 6. 16 類型指定(H12. 6. 16 鹿児島県告示 790)
H15. 10. 10 用途地域変更(H15. 10. 10 川内市告示 124)
H18. 9. 19 類型指定(変更) (H18. 9. 19 鹿児島県告示 1437)

#### ■一般地域

(単位: デシベル(A))

地域の類型	時間の区分		用途地域
	昼間	夜間	
A	55	45	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	55	45	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
C	60	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

#### ■道路に面する地域

(単位: デシベル(A))

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65	60
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60
幹線道路に近接する地域	70	65

#### ■屋内へ透過する騒音に係る基準

(単位: デシベル(A))

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
幹線道路に近接する空間	45	40

\* 時間の区分 / 昼間: 午前6時～午後10時 夜間: 午後10時～翌日午前6時

##### 資料 3-2 新幹線騒音に係る環境基準

鹿児島県では、用途地域を参考にその地域を指定しており、薩摩川内市内では、川内地域の該当地域について指定されている。

H12. 4. 1 類型指定(H12. 3. 24 鹿児島県告示 385)
H18. 10. 20 類型指定(変更) (H18. 10. 20 鹿児島県告示 1601)

(別添図面2参照)

#### ■環境基準

(単位: デシベル(A))

地域の類型	基準値	該当地区
I	70	下記以外の地域
II	75	近隣商業地域・商業地域・準工業地域及び工業地域

\*1 新幹線鉄道の軌道中心線から両側300m以内

\*2 除外地域： 用途地域のうち住居の存在していない地域、トンネル区間（出入口からトンネル中央部方向に150m以内の区間を除く）、河川区域、工業専用地域、鉄道事業のように供される区域

## (2) 規制基準

### 資料 3-3 工場等に係る騒音規制基準

- ・騒音規制法に基づく特定工場等は市全域で適用
- ・県公害防止条例に基づく特定工場等は川内地域を除く市全域で適用
- ・旧川内市公害防止条例に基づく指定工場等は川内地域のみ適用

(別添図面3参照)

H10. 10. 23 区域変更(用途変更) (H10. 10. 16 鹿児島県告示 1414)  
 H15. 8. 22 区域変更(用途変更) (H15. 8. 15 鹿児島県告示 1046)  
 H16. 4. 16 区域変更(用途変更) (H16. 4. 9 鹿児島県告示 788)  
 H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 152)

### ■特定工場等（指定工場等）に係る騒音の規制基準

(単位：デシベル(A))

区域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域 第一種低層住居専用地域	50	45	40
第2種区域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第1種区域、第3種区域、第4種区域を除いた区域	60	50	45
第3種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び東郷町・樋脇町・入来町・祁答院町・上甑町・下甑町の一部	65	60	50
第4種区域 工業地域、工業専用地域、矢倉町・勝目町の一部	70	65	55
県公害防止条例に基づく規制地域（川内地域を除く市全域）	65	55	45

※時間の区分 / 朝:午前6時～午前8時 昼:午前8時～午後7時 夕:午後7時～午後10時 夜間:午後10時～翌日午前6時  
 ※県条例については、全区域において昼間 65dB、朝・夕 55dB、夜間 45dB を規制基準とする。

### 資料 3-4 建設作業に係る騒音規制基準

- ・騒音規制法に基づく特定建設作業は市全域で適用
- ・県公害防止条例に基づく特定建設作業は市全域で適用
- ・旧川内市公害防止条例に基づく指定建設作業は川内地域のみ適用

(別添図面3参照)

H10. 10. 23 区域変更(用途変更) (H10. 10. 16 鹿児島県告示 1414)  
 H15. 8. 22 区域変更(用途変更) (H15. 8. 15 鹿児島県告示 1046)  
 H16. 4. 16 区域変更(用途変更) (H16. 4. 9 鹿児島県告示 788)  
 H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 152)

### ■特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制を受ける建設作業	区域の区分	騒音の大きさの限度	作業禁止時間帯	1日当たりの作業時間の制限	同一場所における作業時間の制限	日曜・休日の作業
騒音規制法 くい打機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機、コンクリートプラント、アスファルトプラント、バックホウ、トラクタショベル、ブルドーザーを使用する作業	第1号区域	85 デシベル (A)	午後7時から 翌日午前7時まで	10時間	連続6日	禁止
	第2号区域		午後10時から 翌日午前6時まで	14時間		
県条例 くい打機を使用する作業	第1号区域	75 デシベル (A)	午後7時から 翌日午前7時まで	10時間	連続6日	禁止
	第2号区域		午後10時から 翌日午前6時まで	14時間		
びょう打機を使用する作業	第1号区域	70 デシベル (A)	午後7時から 翌日午前7時まで	10時間	連続6日	禁止
	第2号区域		午後10時から 翌日午前6時まで	14時間		
さく岩機を使用する作業	第1号区域	65 デシベル (A)	午後9時から 翌日午前6時まで	10時間	連続1か月	連続2か月
	第2号区域		午後10時から 翌日午前6時まで	14時間		
空気圧縮機、コンクリートプラント、アスファルトプラントを使用する作業	第1号区域	65 デシベル (A)	午後9時から 翌日午前6時まで	10時間	連続1か月	連続2か月
	第2号区域		午後10時から 翌日午前6時まで	14時間		

■指定建設作業に係る騒音の規制基準

規制を受ける建設作業		区域の区分	騒音の大きさの限度	作業禁止時間帯	1日当たりの作業時間の制限	同一場所における作業時間の制限	日曜・休日の作業
市条例	インパクトレンチ、発電機、鋼球を使用する作業	第1号区域	85 デシベル(A)	午後9時から翌日午前6時まで	10時間	連続6日	禁止
		第2号区域		午後10時から翌日午前6時まで	14時間		
	空気圧縮機を使用する作業	第1号区域		午後9時から翌日午前6時まで	10時間	連続1か月	
		第2号区域		午後10時から翌日午前6時まで	14時間	連続2か月	

※ 第1号区域：第2号区域を除いた区域

※ 第2号区域：工業地域、工業専用地域、矢倉町・勝目町の一部。ただし、学校、保育所、病院・診療所（入院施設のみ）、図書館、特別養護老人ホームの敷地周囲80m以内は第1号区域

資料 3-5 自動車騒音に係る要請限度（薩摩川内市全域で適用）

H12. 4. 1 地域指定(H12. 3. 24 鹿児島県告示 384)
H15. 8. 22 区域変更(用途変更)(H15. 8. 15 鹿児島県告示 1046)
H16. 4. 16 区域変更(用途変更)(H16. 4. 9 鹿児島県告示 788)
H18. 4. 1 地域指定(H18. 4. 1 薩摩川内市告示 152)

(別添図面3参照)

（単位：デシベル(A)）

区域の区分	車線数	時間の区分	
		昼間	夜間
a 区域	1車線	65	55
	2車線以上	70	65
b 区域	1車線	65	55
	2車線以上	75	70
c 区域		75	70
幹線道路を担う道路（国道・県道）に近接する区域 〔2車線以下：道路敷地境界から15mの範囲 2車線超：道路敷地境界から20mの範囲〕		75	70

※時間の区分 / 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日午前6時

資料 3-6 音響機器の使用に係る規制

〔鹿児島県公害防止条例〕

S59. 7. 23 区域指定(S59. 5. 23 鹿児島県告示 859)
H18. 11. 19 区域指定(変更)(H18. 9. 19 鹿児島県告示 1438)

(別添図面4参照)

■音響機器の使用に係る規制

規制を受ける地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域
規制を受ける営業	飲食店、喫茶店 (音響機器から発生する音が外部に漏れ出ない措置を講じた場合を除く)
規制を受ける時間	午後11時から翌日午前6時まで
規制を受ける音響機器	カラオケ装置、電気蓄音機、拡声装置、楽器

資料 3-7 深夜営業騒音に係る規制

〔鹿児島県公害防止条例、旧川内市公害防止条例〕

■深夜営業騒音の規制

規制をする条例	鹿児島県公害防止条例	旧川内市公害防止条例
規制を受ける区域	薩摩川内市全域	川内地域
規制を受ける営業	飲食店、喫茶店	特殊公衆浴場、ボウリング場 ゴルフ練習場、自動車駐車場 バッティングセンター
規制を受ける時間帯	午後10時から翌日午前6時まで	午後10時から翌日午前6時まで
規制基準	第1種区域	40デシベル(A)
	第2種区域	45デシベル(A)
	第3種区域	50デシベル(A)
	第4種区域	55デシベル(A)

※区域は、騒音規制法による特定工場等の規制区域に同じ・・・別添図面3参照

資料 3-8 拡声機の使用の制限

〔鹿児島県公害防止条例、旧川内市公害防止条例〕

(1) 航空機利用の商業宣伝を目的とする拡声機の使用の制限

	鹿児島県公害防止条例	旧川内市公害防止条例
適用地域	川内地域を除く薩摩川内市全域	川内地域のみ
使用禁止時間帯	平日：日没から翌日午前8時まで 日・祝日：午後5時から翌日午前10時まで	午後5時から翌日午前9時まで
使用時間の制限	同一地域の上空で3回以上繰り返し放送禁止	
拡声機の音量の制限	65デシベル(A)以下(地上概ね1mでの中央値)	
その他の制限		音楽の放送禁止

(2) その他の商業宣伝を目的とする拡声機の使用の制限

	鹿児島県公害防止条例	旧川内市公害防止条例
適用地域	川内地域を除く薩摩川内市全域	川内地域のみ
制限を受ける地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域並びにその周辺30m以内の区域 ・学校、病院の敷地の周辺から80m以内の区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域 ・学校、図書館、児童福祉施設、病院などの医療施設の敷地の周辺から100m以内の区域
使用禁止時間帯	午後8時から翌日午前8時まで	
使用時間の制限	1回10分以内、15分以上の休止時間の確保 (移動しながら拡声機を使用する場合を除く)	
間隔の制限	50m以上確保	
高さの制限	地上8m以上で使用禁止(航空機放送を除く)	
音量の制限	65デシベル(A)以下(音源直下から30mでの中央値)	

※ 商業宣伝以外を目的とするものについても適用する。

資料 3-9 工場等に係る振動規制（川内地域の都市計画区域のみ適用）

〔振動規制法に基づく特定工場等〕

（別添図面5参照）

H10. 10. 23 区域変更(用途変更) (H10. 10. 16 鹿児島県告示 1414)
H15. 8. 22 区域変更(用途変更) (H15. 8. 15 鹿児島県告示 1047)
H16. 4. 16 区域変更(用途変更) (H16. 4. 9 鹿児島県告示 789)
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 154)

■特定工場等に係る規制基準

(単位: デシベル)

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域、第二種中高層住居専用地域、準住居地域、用途地域以外の地域（都市計画区域内）	60	55
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、工業専用地域、工業地域、準工業地域、矢倉町・勝目町の一部、原子力発電所敷地	65	60

※時間の区分 / 昼間：午前8時～午後7時 夜間：午後7時～翌日午前8時

資料 3-10 建設作業に係る振動規制（川内地域の都市計画区域のみ適用）

〔振動規制法に基づく特定建設作業〕

（別添図面5参照）

H10. 10. 23 区域変更(用途変更) (H10. 10. 16 鹿児島県告示 1414)
H15. 8. 22 区域変更(用途変更) (H15. 8. 15 鹿児島県告示 1047)
H16. 4. 16 区域変更(用途変更) (H16. 4. 9 鹿児島県告示 789)
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 154)

■特定建設作業に係る規制基準

区域の区分	第1号区域	第2号区域を除いた 都市計画区域内	第2号区域	工業地域・工業専用地域 矢倉町・勝目町の一部 原子力発電所敷地内		
規制を受ける建設作業	くい打機・鋼球・舗装版破碎機・ブレーカー等を使用する作業					
振動の大きさの限度	75 デシベル					
作業禁止時間帯	午後7時から翌日午前7時まで		午後10時から翌日午前6時まで			
1日あたりの作業時間の制限	10時間		14時間			
同一場所における作業時間の制限	連続6日					
日曜・休日における作業の制限	禁止					

※ 第2号区域のうち、学校、保育所、病院・診療所（入院施設のみ）、図書館、特別養護老人ホームの敷地周囲80m以内は第1号区域

資料 3-11 道路交通振動の限度に係る振動規制（川内地域の都市計画区域のみ適用）

（別添図面5参照）

H10. 10. 23 区域変更(用途変更) (H10. 10. 16 鹿児島県告示 1414)
H15. 8. 22 区域変更(用途変更) (H15. 8. 15 鹿児島県告示 1047)
H16. 4. 16 区域変更(用途変更) (H16. 4. 9 鹿児島県告示 789)
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 154)

■道路交通振動の要請限度

(単位: デシベル)

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域、第二種中高層住居専用地域、準住居地域、用途地域以外の地域（都市計画区域内）	65	60
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、工業専用地域、工業地域、準工業地域、矢倉町・勝目町の一部、原子力発電所敷地	70	65

※ 時間の区分 / 昼間：午前8時～午後7時 夜間：午後7時～翌日午前8時

### (3) 測定結果

資料 3-12 環境騒音測定結果

区分	類型	測定地点			測定日	等価騒音レベル(デシベル(A))		交通量(台/10分)			備考
		地點名	町名	用途地域		昼間	夜間	昼間(8時)	夜間(17時)	平均	
一般地域	A	1 風口自治公民館前	御陵下町	第一種中高層住居専用地域	H18.11.21	59	45				
		2 前畠児童公園前	中郷一丁目	第二種中高層住居専用地域	H18.10.31	52	44				
		環境基準				55	45				
		環境基準達成率				1/2	2/2				3/4
	B	3 九電産業寮前	宮内町	第一種住居地域	H18.12.5	55	49				
		4 寺前団地公園前	天辰町	第二種住居地域	H18.11.13	50	41				
		5 おとどり莊 第3駐車場	白和町	第二種住居地域	H18.11.8	52	44				
		6 歴史資料館裏	中郷二丁目	準住居地域	H18.10.30	49	43				
		25 中央公民館副田分館前	入来町副田	第一種住居地域	H19.2.19	57	44				
	環境基準					55	45				
	環境基準達成率					4/5	4/5				8/10
	C	7 向田神社前	西開聞町	近隣商業地域	H18.11.15	52	41				
		8 クラブラミー駐車場前	東開聞町	商業地域	H18.11.9	57	45				
		9 山元製材所前	上川内町	準工業地域	H18.11.28	54	36				
		10 祇園温泉前	高城町	工業地域	H18.11.16	52	44				
		環境基準				60	50				
	環境基準達成率					4/4	4/4				8/8
	環境基準達成率(一般地域)					9/11	10/11				19/22
道路に面する地域	B	11 市営グラウンド前	御陵下町	第一種住居地域	H18.11.20	55	46	293	339	316	
		12 泰平寺公園前	大小路町	第一種住居地域	H18.11.28	65	57	91	88	90	
		13 ふく福前	東大小路町	第二種住居地域	H18.10.31	66	60	234	256	245	
		環境基準				65	60				
		環境基準達成率				2/3	3/3				5/6
	C	14 建設業協会駐車場前	神田町	近隣商業地域	H18.11.1	65	59	152	131	142	
		環境基準				65	60				
		環境基準達成率				1/1	1/1				2/2
	幹線道路を担う空間	15 植村組寮前	五代町	第一種低層住居専用地域	H18.12.5	59	51	97	79	88	
		16 平佐変電所前	平佐町	第一種中高層住居専用地域	H18.11.8	65	59	131	136	134	
		17 大明神自治公民館前	平佐町	第二種中高層住居専用地域	H18.11.13	65	57	100	77	89	
		18 歴史資料館前	中郷二丁目	準住居地域	H18.11.15	64	56	173	190	182	
		19 市営グラウンド前	御陵下町	近隣商業地域	H18.11.20	71	63	323	353	338	
		20 九州電力川内営業所前	西向田町	商業地域	H18.11.9	65	60	337	315	326	
		21 大和本部前	神田町	商業地域	H18.11.1	61	54	75	106	91	
		22 翔葉川内営業所前	国分寺町	準工業地域	H18.11.21	67	60	213	211	212	
		23 トヨタパーク前	高城町	工業地域	H18.11.16	64	58	141	166	154	
		24 パチンコニューヨーク駐車場	上川内町	準工業地域	H19.1.22	73	67	250	218	234	
		26 鉄道記念館前	入来町副田	第一種住居地域	H19.2.19	60	55	128	111	120	
	環境基準					70	65				
	環境基準達成率					9/11	10/11				
	環境基準達成率(道路に面する地域)					12/15	14/15				26/30
環境基準達成率(全体)						21/26	24/26				45/52

注) ■は環境基準を超えているもの。

資料 3-13 環境騒音測定結果（経年）

単位：デシベル(A)

区分	類型	測定地点			昼間				夜間				備考
		地点名	町名	用途地域	H18	H17	H16	H15	H18	H17	H16	H15	
一般地域	A	1 風口自治公民館前	御陵下町	第一種中高層住居専用地域	59	59	51	52	45	47	43	43	
		2 前畠児童公園前	中郷一丁目	第二種中高層住居専用地域	52	49	49	48	44	40	41	36	
		環境基準			55				45				
		環境基準達成率			1/2	1/2	2/2	2/2	2/2	1/2	2/2	2/2	
	B	3 九電産業寮前	宮内町	第一種住居地域	55	54	51	54	49	52	47	48	
		4 寺前団地公園前	天辰町	第二種住居地域	50	43	55	49	41	34	39	44	
		5 おとり莊第3駐車場	白和町	第二種住居地域	52	52	51	50	44	44	45	46	
		6 歴史資料館裏	中郷二丁目	準住居地域	49	50	51	53	43	44	43	40	
	C	25 中央公民館副田分館前	入来町副田	第一種住居地域	57	—	—	—	44	—	—	—	
		環境基準			55				45				
		環境基準達成率			4/5	4/4	4/4	4/4	4/5	3/4	3/4	2/4	
		7 向田神社前	西開聞町	近隣商業地域	52	51	52	55	41	39	40	42	
道路に面する地域	B	8 クラプラミー駐車場前	東開聞町	商業地域	57	53	52	52	45	47	49	45	
		9 山元製材所前	上川内町	準工業地域	54	55	52	53	36	39	45	45	
		10 祇園温泉前	高城町	工業地域	52	51	52	48	44	49	45	41	
		環境基準			60				50				
	C	環境基準達成率			4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	
		環境基準達成率(一般地域)			9/11	9/10	10/10	10/10	10/11	8/10	9/10	8/10	
		11 市営グラウンド前	御陵下町	第一種住居地域	55	55	55	62	46	50	49	57	
		12 泰平寺公園前	大小路町	第一種住居地域	65	68	68	67	57	59	59	60	
	C	13 ふく福前	東大小路町	第二種住居地域	66	69	69	69	60	64	63	63	
		環境基準			65				60				
		環境基準達成率			2/3	1/3	1/3	1/3	3/3	2/3	2/3	2/3	
		14 建設業協会駐車場前	神田町	近隣商業地域	65	67	65	65	59	61	59	59	
幹線道路を担う空間	環境基準			65				60					
	環境基準達成率			1/1	0/1	1/1	1/1	1/1	0/1	1/1	1/1	1/1	
	15 植村組寮前	五代町	第一種低層住居専用地域	59	62	69	66	51	62	61	60		
	16 平佐変電所前	平佐町	第一種中高層住居専用地域	65	67	68	66	59	60	61	60		
	17 大明神自治公民館前	平佐町	第二種中高層住居専用地域	65	64	61	63	57	57	53	56		
	18 歴史資料館前	中郷二丁目	準住居地域	64	65	64	67	56	56	58	60		
	19 市営グラウンド前	御陵下町	近隣商業地域	71	69	72	71	63	63	66	66		
	20 九州電力川内営業所前	西向田町	商業地域	65	64	68	68	60	61	64	63		
	21 大和本部前	神田町	商業地域	61	63	62	62	54	56	54	54		
	22 翔葉川内営業所前	国分寺町	準工業地域	67	67	69	71	60	62	63	64		
	23 トーゴースパー前	高城町	工業地域	64	65	64	63	58	59	57	57		
	24 パチンコニューヨーク駐車場	上川内町	準工業地域	73	68	70	70	67	64	65	65		
	26 鉄道記念館前	入来町副田	第一種住居地域	60	—	—	—	55	—	—	—		
	環境基準			70				65					
	環境基準達成率			9/11	10/10	9/10	8/10	10/11	10/10	9/10	9/10		
	環境基準達成率(道路に面する地域)			12/15	11/14	11/14	10/14	14/15	12/14	12/14	12/14		
	環境基準達成率(全体)			21/26	20/24	21/24	20/24	24/26	20/24	21/24	20/24		

注) 1 ■は環境基準を超過しているもの。 2 測定値は、等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)

資料 3-14 自動車騒音常時監視結果

測定地点 (路線名)	年度	上下 の別	環境 基準 類型	車 線 数	騒音測定結果		環境基準達成状況						
					等価騒音レベル (デシベル(A))		住居等 戸 数	達成戸数			達成率(%)		
					昼間	夜間		昼・夜	昼間	夜間	昼・夜	昼間	夜間
神田町 (国道3号)	H18	上り	C	2	—	—	360	360	360	360	100	100	100
		下り	C	2	68	63							
神田町 (国道3号)	H17	上り	C	2	—	—	360	360	360	360	100	100	100
		下り	C	2	68	63							
神田町 (国道3号)	H16	上り	C	2	71	66	342	277	277	277	81.0	81.0	81.0
		下り	C	2	71	67							
平佐町 (川内加治木線)	H16	上り	B	1	70	65	65	65	65	65	100	100	100
		下り	B	1	—	—							
西向田町 (国道3号)	H15	上り	C	2	71	66	342	277	277	277	81.0	81.0	81.0
		下り	C	2	72	67							
東開聞町 (川内串木野線)	H14	上り	C	1	64	58	147	147	147	147	100	100	100
		下り	C	1	63	57							
五代町 (京泊大小路線)	H15	上り	A	1	68	60	250	250	250	250	100.0	100.0	100.0
		下り	A	1	67	58							
(参考)自動車騒音の要請限度				75	70								

※1 自動車騒音の要請限度は達成

(資料:鹿児島県環境管理課)

2 住居等戸数は、道路端から60m以内の戸数

資料 3-15 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

■新幹線鉄道騒音・振動測定結果(県測定)

番号	調査地点	地域類型	騒音測定結果			環境基準 (騒音)	振動測定結果			指針値 (振動)	備考
			H18	H17	H16		H18	H17	H16		
1	城上町	I類型	71	72	71	70	—	—	—	—	
2	高城町	I類型	71	71	70	70	—	—	—	—	
3	中郷町	II類型	74	72	73	75	—	—	—	—	
4	平佐町	I類型	61	62	67	70	—	—	—	—	
5	宮崎町	I類型	72	70	73	70	56	57	58	70	

(資料:鹿児島県環境管理課)

■新幹線鉄道騒音・振動測定結果(市測定)

番号	調査地点	地域類型	騒音測定結果		環境基準 (騒音)	振動測定結果		指針値 (振動)	備考
			H18	H18		H18	H18		
1	城上町	I類型	69	69	70	—	—	—	
2	高城町	I類型	76	76	70	—	—	—	
3	中郷町	I類型	70	70	70	46	70	70	
4	東大小路町	I類型	75	75	70	—	—	—	
5	平佐町	II類型	62	62	75	—	—	—	
6	宮崎町	I類型	72	72	70	—	—	—	
7	百次町	I類型	73	73	70	—	—	—	

注) ■は環境基準を超過しているもの。

資料 3-16 道路交通振動測定結果

道路名	測定地点	町名	区域区分	車線数	時間区分	要請限度	振動測定結果 (デシベル／上端値)					上段：自動車台数(台/10分) 下段：大型車混入率(%)				
							H18	H17	H16	H15	H14	H18	H17	H16	H15	H14
国道3号	1 パチンコニュー ヨーク駐車場	上川内	2種	2	昼間	70	48	50	52	50	50	216 14.8	222 19.8	236 14.0	226 17.7	233 17.6
					夜間	65	40	42	48	40	42	128 9.4	129 12.4	123 9.8	126 7.9	136 8.1
	2 ジェームス 鹿児島川内店前	矢倉	2種	2	昼間	70	—	36	—	36	—	— 121 9.9	— —	122 9.0	— —	— —
	3 饗之城バス停前	隈之城	1種	2	昼間	65	43	—	44	—	47	154 7.1	— —	168 6.0	— —	183 8.7
	4 九州電力 川内営業所前	西向田	2種	4	昼間	70	—	50	—	55	—	— 294 11.9	— —	315 13.3	— —	— —
	5 市営グラウンド前	御陵下	2種	4	昼間	70	55	—	56	—	54	310 12.6	— —	299 11.7	— —	311 11.3
	6 西部消防署前	水引	1種	2	昼間	65	43	—	43	—	39	120 18.3	— —	112 17.9	— —	125 16.0
バイパス	7 八幡神社前	隈之城	1種	2	昼間	65	—	44	—	41	—	— 181 12.2	— —	125 16.8	— —	— —
国道 267号	8 歴史資料館前	中郷 2丁目	1種	2	昼間	65	—	45	—	48	—	— 185 8.6	— —	175 8.6	— —	— —
県道川内 串木野線	9 旧宮里農協前	宮里	1種	2	昼間	65	41	—	46	—	47	70 8.6	— —	78 5.1	— —	87 16.1
県道京泊 大小路線	10 別府自治公民館前	宮内	1種	2	昼間	65	42	—	50	—	44	83 9.6	— —	86 7.0	— —	84 8.3
県道川内 加治木線	11 羅山前	永利	1種	2	昼間	65	—	40	—	44	—	— 212 6.1	— —	274 5.1	— —	— —
市道隈之城 高城線	12 ふく福川内店前	東大小路	1種	2	昼間	65	—	47	—	51	—	— 216 4.6	— —	231 5.6	— —	— —

## (4) 届出状況

資料 3-17 騒音規制に係る届出状況

## (1) 騒音規制法に基づく特定施設

特 定 施 設 名	平成18年度末現在		備 考
	事 業 場 数	施 設 数	
1 金属加工機械	22	159	
2 空気圧縮機等	73	577	
3 土石用破碎機等	14	160	
4 織機	0	0	
5 建設用資材製造機械	13	19	
6 穀物用製粉機	0	0	
7 木材加工機械	25	74	
8 抄紙機	2	9	
9 印刷機械	9	39	
10 合成樹脂用射出成型機	0	0	
11 鋳型造成機	2	18	

(2) 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設

特 定 施 設 名		平成 18 年度末現在		備 考
		事 業 場 数	施 設 数	
1	金属加工機械	6	11	
2	空気圧縮機等	0	0	
3	走行クレーン	0	0	
4	目立機	0	0	
5	繊維製品加工施設	2	2	
6	建設用資材製造機械	0	0	
7	紙工機械	0	0	
8	土石用破碎機等	0	0	
9	製造・選別機械	0	0	

(3) 旧川内市公害防止条例に基づく指定施設

指 定 施 設 名		平成 18 年度末現在		備 考
		事 業 場 数	施 設 数	
1	金属加工機械	12	44	
2	空気圧縮機等	16	71	
3	冷凍機	27	141	
4	走行クレーン	1	1	
5	クーリングタワー	11	40	
6	目立機	0	2	
7	研磨機	2	10	
8	自動式車両洗浄装置	18	19	
9	石材弓割機	9	20	
10	繊維製品加工施設	7	212	
11	建設用資材製造機械	0	0	
12	木材・竹材加工機械	10	21	
13	紙工機械	0	0	
14	土石用破碎機等	1	1	
15	製造・選別機械	0	0	

資料 3-18 振動規制に係る届出状況

○ 振動規制法に基づく特定施設

特 定 施 設 名		平成 18 年度末現在		備 考
		事 業 場 数	施 設 数	
1	金属加工機械	21	38	
2	圧縮機	53	279	
3	破碎機等	5	133	
4	織機	0	0	
5	コンクリートブロックマシン等	1	2	
6	木材加工用	4	5	
7	印刷機械	4	6	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	0	
9	合成樹脂射出用成型機	0	0	
10	鋳型造成機	2	16	

資料 3-19 建設作業に係る届出状況

(1) 騒音規制法に基づく特定建設作業

特 定 建 設 作 業 の 種 類		H18	H17	H16	H15	H14
1	くいす機等を使用する作業	6	8	5	8	5
2	びょうす機等を使用する作業	0	0	0	0	0
3	さく岩機を使用する作業	22	19	10	16	14
4	空気圧縮機(原動機の出力が 15kw 以上のもの)を使用する作業	0	0	0	1	0
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0
6	バックホウ(原動機の出力が 80kw 以上のもの)を使用する作業*	0	0	0	0	1
7	トラクターショベル(原動機の出力が 70kw 以上のもの)を使用する作業**	0	0	0	0	0
8	ブルドーザー(原動機の出力が 40kw 以上のもの)を使用する作業**	2	4	1	0	4

\* 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除いたもの。

(2) 振動規制法に基づく特定建設作業

特 定 建 設 作 業 の 種 類		H18	H17	H16	H15	H14
1	くいす機を使用する作業	4	8	5	6	5
2	鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	2
3	舗装版破碎機を使用する作業	0	0	0	0	0
4	ブレーカーを使用する作業	14	17	8	14	9

(3) 旧川内市公害防止条例に基づく指定建設作業

指 定 建 設 作 業 の 種 類		H18	H17	H16	H15	H14
1	インパクトレンチを使用するボルト締め作業	0	0	0	0	0
2	空気圧縮機(原動機の出力が 3.75kw 以上のもの)を使用する作業	0	0	0	0	0
3	発電機(エンジン駆動型)を使用する作業	1	1	0	4	1
4	鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0

(5) 参考

資料 3-20 騒音・振動規制の対象施設

用途区分	施設名	規模 ≪( )は規定する条項≫			
		特定施設 (騒音規制法)	特定施設 (振動規制法)	特定施設 (県条例)	指定施設 (旧市条例)
金属製品の製造又は加工	圧延機械 【原動機定格出力の合計】	(1-イ) 22.5kw 以上	—	(1-1) 22.5kw 以上	—
	製管機械	(1-ロ) 全部	—	(1-2) 全部	—
	ベンディングマシン (ロール式のもの) 【原動機定格出力】	(1-ハ) 3.75kw 以上	—	(1-3) 3.75kw 以上	—
	液圧プレス (矯正プレスを除く)	(1-ニ) 全部	(1-イ) 全部	(1-4) 全部	—
	機械プレス 【呼び加圧能力】	(1-ホ) 294kN 以上	(1-ロ) 全部	(1-5) 加圧能力 30t 以上	(1-1) 147kN 以上 294kN 未満
	せん断機 【原動機定格出力】	(1-ヘ) 3.75kw 以上	(1-ハ) 1kw 以上	(1-6) 3.75kw 以上	—
	鍛造機	(1-ト) 全部	(1-ニ) 全部	(1-7) 全部	—
	ワイヤーフォーミングマシン	(1-チ) 全部	(1-ホ) 37.5kw 以上	(1-8) 全部	—
	【原動機定格出力】				
	ブラスト(タンブラスト以外のもので密閉式を除く)	(1-リ) 全部	—	(1-9) 全部	—
	タンブラー	(1-ヌ) 全部	—	(1-10) 全部	—
	切断機	(1-ル) 砂石を用いるもの	—	—	(1-2) 砂石を用いるものを除く
	旋盤	—	—	—	(1-3) 全部
	フライス盤	—	—	—	(1-4) 全部
工場又は事業場に設置	平削盤	—	—	—	(1-5) 全部
	形削盤	—	—	—	(1-6) 全部
	やすり目立機(動力を用いるもの)	—	—	(1-11) 全部	(2-5) 全部
	のこ目立機(動力を用いるもの)	—	—	(1-12) 全部	(2-5) 全部
	空気圧縮機	【原動機定格出力】 (クーリングタワーに付随しているものを除く) 【原動機定格出力】	(2) 7.5kw 以上 —	— —	— (2-1) 3.75kw 以上 7.5kw 未満
	圧縮機	【原動機定格出力】 (冷凍機に付隨しているものを除く) 【原動機定格出力】	— —	(2-1) 7.5w 以上 7.5kw 以上	— —
	送風機	【原動機定格出力】 (クーリングタワーに付隨しているものを除く) 【原動機定格出力】	(2) 7.5kw 以上 —	(2-2) 3.75kw 以上 —	— (2-1) 3.75kw 以上 7.5kw 未満
	冷凍機*	【原動機定格出力】	—	—	(2-2) 3.75kw 以上
	走行クレーン	【原動機定格出力】	—	(2-3) 7.5kw 以上	(2-3) 7.5kw 以上
	クーリングタワー 【冷却水の冷却能力】	—	—	—	(2-4) 10m³/h 以上
ふるい分級 土石又は鉱物の粉碎及び ふるい分級機	乾式研磨機	—	—	—	(2-6) 全部
	自動式車両洗浄施設	—	—	—	(2-7) 全部
	破碎機	【原動機定格出力】 【個々の原動機定格出力の合計】	(3) 7.5kw 以上 —	(3-1) 7.5kw 以上 —	(9-1) 7.5kw 未満 7.5kw 以上
	摩碎機	【原動機定格出力】 【個々の原動機定格出力の合計】	(3) 7.5kw 以上 —	(3-2) 7.5kw 以上 —	(9-2) 7.5kw 未満 7.5kw 以上
	ふるい (ふるい分機)	【原動機定格出力】 【個々の原動機定格出力の合計】	(3) 7.5kw 以上 —	(3-3) 7.5kw 以上 —	(9-3) 7.5kw 未満 7.5kw 以上
	分級機	【原動機定格出力】 【個々の原動機定格出力の合計】	(3) 7.5kw 以上 —	(3-4) 7.5kw 以上 —	(9-4) 7.5kw 未満 7.5kw 以上

用途区分	施 設 名	規 模 << ( ) は規定する条項>>			
		特定施設 (騒音規制法)	特定施設 (振動規制法)	特定施設 (県条例)	指定施設 (旧市条例)
加 石 工 材	石材引割機	—	—	—	(3) 砂石に用いるものを除く
製 織 綿 製 品 の 製 造	織機(原動機を使用するもの)	(4) 全部	(4) 全部	(4-1) 全部	—
	動力打綿機(混打綿機を含む)	—	—	(4-2) 全部	(4-1) 全部
	製綿施設	—	—	—	(4-1) 全部
	工業用ミシン(動力を使用するもの)	—	—	—	(4-2) 同一事業場に10台以上設置
建設用資材の製造	コンクリートプラント【混練機混練容量】 (気泡コンクリートプラントを除く)	(5-イ) 0.45m <sup>3</sup> 以上	—	(5-1) 0.45m <sup>3</sup> 以上	—
	アスファルトプラント【混練機混練重量】	(5-ロ) 200kg 以上	—	(5-2) 200kg 以上	—
	コンクリートブロックマシン【原動機定格出力の合計】 (動力を用いるもの)	—	(5) 2.95kw 以上	—	—
	コンクリート管【原動機定格出力の合計】 製造機械	—	(5) 10kw 以上	—	—
	コンクリート柱【原動機定格出力の合計】 製造施設 (動力を用いるもの)	—	—	(5-4) 全部	(5-2) 全部
	コンクリート柱【原動機定格出力の合計】 製造機械	—	(5) 10kw 以上	—	—
	コンクリート柱【原動機定格出力の合計】 製造施設 (動力を用いるもの)	—	—	(5-4) 全部	(5-2) 全部
製 粉 物 の 製 造	穀物用製粉機【原動機定格出力】 (ロール式のもの)	(6) 7.5kw 以上	—	(6) 7.5kw 以上	—
木材又は竹材の加工	ドラムバーカー	(7-イ) 全部	(6-イ) 全部	(7-1) 全部	—
	チッパー【原動機定格出力】	(7-ロ) 2.25kw 以上	(6-ロ) 2.2kw 以上	(7-2) 2.25kw 以上	—
	碎木機	(7-ハ) 全部	—	(7-3) 全部	—
	帯のこ盤【原動機定格出力】 製材用	(7-ニ) 15kw 以上	—	(7-4) 15kw 以上	(6-1) 7.5kw 以上 15kw 未満
	木工用【原動機定格出力】	(7-ニ) 2.25kw 以上	—	(7-4) 2.25kw 以上	(6-1) 1.5 kw 以上 2.25kw 未満
	竹材加工用【原動機定格出力】	—	—	—	(6-1) 1.5 kw 以上 2.25kw 未満
	丸のこ盤【原動機定格出力】 製材用	(7-ニ) 15kw 以上	—	(7-5) 15kw 以上	(6-1) 7.5kw 以上 15kw 未満
	木工用【原動機定格出力】	(7-ニ) 2.25kw 以上	—	(7-5) 2.25kw 以上	(6-1) 1.5kw 以上 2.25kw 未満
	竹材加工用【原動機定格出力】	—	—	—	(6-1) 1.5kw 以上 2.25kw 未満
	かんな盤【原動機定格出力】	(7-ヘ) 2.25kw 以上	—	(7-6) 2.25kw 以上	(6-2) 1.5kw 以上 2.25kw 未満
紙 の 加 工	抄紙機	(8) 全部	—	(8-1) 全部	—
	コルゲートマシン	—	—	(8-2) 全部	(7-1) 全部
	紙工機械	—	—	—	(7-2) 全部
印 刷	印刷機械 (原動機を用いるもの)	(9) 全部	—	(9) 全部	—
	【原動機定格出力】	—	(7) 2.2kw 以上	—	—
製 合 成 樹 脂 の 製 造	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機を除く) 【原動機定格出力】	—	(8) 30kw 以上	—	—
	合成樹脂用射出成型機	(10) 全部	(9) 全部	(10) 全部	(10) 全部
型 鑄 造 用 製 造 砂	鑄型造型機(ジョルト式のもの)	(11) 全部	(10) 全部	(11) 全部	(11) 全部
工 物 又 は 製 造 別 加	ダイカストマシン	—	—	(12-1) 全部	(8-1) 全部
	オシレートコンベア	—	—	(12-2) 全部	(8-2) 全部

※ 1 圧縮機は冷凍機に付随するものを除く。冷凍機は、冷蔵機、空気調和機を含む。

2 騒音規制法の特定施設のある事業所は、鹿児島県公害防止条例の特定施設及び旧川内市公害防止条例の指定施設の届出は要しない。

資料 3-2 1 騒音及び振動の大きさ

騒音の大きさの例	大きさ (デシベル)	振動の大きさの例 (「気象庁震度階」による地震の程度との比較)
 飛行機のエンジンの近く	120	激震 家屋の倒壊が 30%以上におよび、山崩れ、地割れ、断層などを生じるような地震 
 自動車の警笛（前方 2m） リベット打ち	110	烈震 家屋の倒壊が 30%以下で、山崩れが起き、地割れを生じ、多くの人が立つていざなうことができる程度の地震 
電車が通るときのガード下	100	強震 壁に割れ目が入り、墓石・石灯籠が倒れたり、煙突・石垣などが破損する程度の地震 
大声による独唱 騒々しい工場の中 《騒音性難聴》	90	中震 家屋の動搖が激しく、座りの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は外に飛び出す程度の地震 《人体に生理的影響が生じ始める》 
 地下鉄の車内 通勤電車の車内	80	弱震 家屋が揺れ、戸障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器内の水面の動きがわかる程度の地震 《深い睡眠に影響がある》 
 電話のベル 騒々しい事務所内 騒々しい街頭	70	軽震 大勢の人に感じる程度のもので、戸障子がわずかに動くのがわかる程度の地震 《浅い睡眠に影響が出始める》 
 静かな乗用車 普通の会話 《会話妨害》	60	微震 静止している人や、特に地震に注意深い 人だけ感じる程度の地震 《振動を感じ始める》 
静かな事務所 《読書、思考妨害の訴え》	50	
 市内の深夜 図書館 静かな住宅の昼 《睡眠妨害》	40	無震 人体に感じないで地震計に記録される程度の地震
郊外の深夜 ささやき声	30	
 置時計の秒針の音（前方 1m） 木の葉のふれあう音	20	

\*1 騒音は「デシベル (A)」で表す。

2 《 》書きは人体への影響

## 4 悪臭

### (1) 規制基準

資料 4-1 悪臭防止法に基づく規制

(別添図面6参照)

H8. 4. 1 規制物質追加(10物質) (H8. 3. 29 鹿児島県告示 591)  
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 153)

#### ■悪臭防止法に基づく敷地境界における規制

単位: ppm

特 定 悪 臭 物 質	川 内 地 域		樋脇地域・入来地域 祁答院地域・上甑地域
	A 地 域 (川内都市計画用途地域) 但し、港町及び湯島町の川内 都市計画用途地域は除く。	B 1 地 域 (左記以外の川内地域)	
アンモニア	1	2	
メチルメルカプタン	0.002	0.004	
硫化水素	0.02	0.06	
硫化メチル	0.01	0.05	
二硫化メチル	0.009	0.03	
トリメチルアミン	0.005	0.02	
アセトアルデヒド	0.05	0.1	
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	
イソブタノール	0.9	4	
酢酸エチル	3	7	
メチルイソブチルケトン	1	3	
トルエン	10	30	
スチレン	0.4	0.8	
キシレン	1	2	
プロピオン酸	0.03	0.07	
ノルマル酪酸	0.001	0.002	
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	
イソ吉草酸	0.001	0.004	

#### ■悪臭防止法に基づく排出口における規制

対象悪臭物質	規制基準
アンモニア	(悪臭防止法施行規則第3条に定める方法)
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C_m$$

q : 流量 ( $Nm^3/h$ )

H e : 補正された排出口の高さ (m)

C<sub>m</sub> : 各物質の敷地境界における基準 (ppm)

※ 補正された排出口の高さが5m未満のものについては、この式は適用しない。

■悪臭防止法に基づく排出水中における規制

特定悪臭物質	排出水の流量 (Q) ごとに定められた値 (K)					
	$Q \leq 10^{-3}$		$10^{-3} < Q \leq 10^{-1}$		$10^{-1} < Q$	
	川内地域	樋脇・入来・ 祁答院・上甑 の各地域	川内地域	樋脇・入来・ 祁答院・上甑 の各地域	川内地域	樋脇・入来・ 祁答院・上甑 の各地域
メチルメカブタン	0.03	0.06	0.007	0.01	0.002	0.003
硫化水素	0.1	0.3	0.02	0.07	0.005	0.02
硫化メチル	0.3	2	0.07	0.3	0.01	0.07
二硫化メチル	0.6	2	0.1	0.4	0.03	0.09

規制基準

(悪臭防止法施行規則第4条に定める方法)

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

$C_{Lm}$  : 排出水中の濃度 (mg/ $\ell$ )

k : 各物質の種類及び排出水の流量( $m^3/s$ )ごとに定められた値 (mg/ $\ell$  ... 左欄)

$C_m$  : 各物質の敷地境界における基準 (ppm)

(2) 測定結果

資料 4-2 悪臭物質測定結果

(調査機関：薩摩川内市、分析機関：株東洋環境分析センター)

■中越パルプ工業(株)川内工場

採取年月日	採取時刻	悪臭物質名 (ppm)				天候	気温	風向	風速	備考
		硫化水素	メチルメカブタン	硫化メチル	二硫化メチル					
H18.9.27	13:15	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009	晴	29.0	北	4	
H19.2.15	11:25	<0.001	0.0008	0.002	<0.0009	晴	11.0	北西	2.5	
規制基準		0.02	0.002	0.01	0.009					

■川内酒造協同組合焼酎粕飼料化施設

採取年月日	採取時刻	悪臭物質名 (ppm)				天候	気温	風向	風速	備考
		アセトアルデヒド								
H18.9.12	11:35	<0.001				晴	29.0	東	2.5	
H19.2.7	12:10	<0.019				晴	11.1	北西	2.8	
協定値		0.05								

■縄文有限会社

採取年月日	採取時刻	悪臭物質名 (ppm)				天候	気温	風向	風速	備考
		プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸					
H18.9.12	14:15	<0.003	0.0001	<0.0005	<0.00041	晴	30.2	南	<0.5	
規制基準		0.07	0.002	0.002	0.004					

資料 4-3 中越パルプ工業の悪臭物質自主測定結果

採取		悪臭物質濃度 (ppm)				測定地点	気象条件		
年月日	時刻	硫化水素	メチルメルカプタン	硫化メチル	二硫化メチル		風向	風速 (m/s)	天候
H18. 7. 31	10:20	ND	<0.001	<0.001	ND	7	NW	4.0	晴
	10:25	<0.001	ND	<0.001	ND	8	NW	4.0	晴
	10:30	ND	<0.001	ND	<0.001	9	NW	4.0	晴
H18. 11. 14	10:10	ND	ND	ND	ND	11	NE	2.0	曇
	10:20	ND	ND	ND	<0.001	12	NE	2.0	曇
	10:30	<0.001	<0.001	<0.001	ND	13	NE	2.0	曇
H19. 3. 8	10:10	ND	ND	ND	<0.001	12	NW	2.0	曇
	10:20	ND	ND	ND	<0.001	13	NW	2.0	曇
	10:30	ND	ND	<0.001	<0.001	14	NW	2.0	曇
敷地境界線における規制基準		0.02	0.002	0.01	0.009				

※ Tr : 検出限界未満 ND : 不検出

(資料: 中越パルプ工業株川内工場)

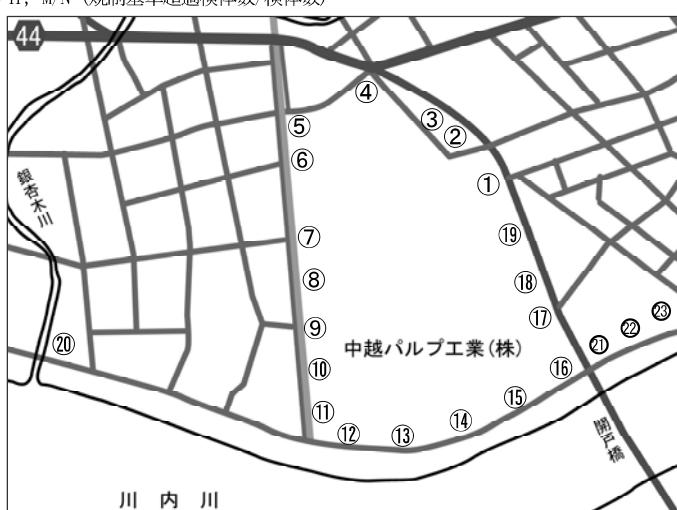
資料 4-4 中越パルプ工業の悪臭物質自主測定結果の経年変化

悪臭物質	年度	年別測定結果					計	
		最高値	14	15	16	17	18	M/N
硫化水素	最高値	0.001	0.0011	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0/45
	m/n	0/9	0/9	0/9	0/9	0/9	0/9	
	超過率 (%)	0	0	0	0	0	0	
メチルメルカプタン	最高値	0.00005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0/45
	m/n	0/9	0/9	0/9	0/9	0/9	0/9	
	超過率 (%)	0	0	0	0	0	0	
硫化メチル	最高値	0.0002	<0.001	<0.001	ND	ND	ND	0/45
	m/n	0/9	0/9	0/9	0/9	0/9	0/9	
	超過率 (%)	0	0	0	0	0	0	
二硫化メチル	最高値	0.0001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0/45
	m/n	0/9	0/9	0/9	0/9	0/9	0/9	
	超過率 (%)	0	0	0	0	0	0	
計	m/n	0/36	0/36	0/36	0/36	0/36	0/36	0/180
	超過率 (%)	0	0	0	0	0	0	

※ 1 最高値の単位 (ppm)

2 m/n, M/N (規制基準超過検体数/検体数)

(資料: 中越パルプ工業株川内工場)



### (3) 届出状況

資料 4-5 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設設置状況

番号	用途区分	施設名	規模	届出数
1	獣畜・魚介類又は鳥類の臓器・骨皮・羽毛等を原料とする飼料又は肥料の製造の用に供するもの	(1) 原料置場	すべてのもの	0
		(2) 蒸解施設	〃	0
		(3) 乾燥施設	〃	0
2	菌体かす、又はでん粉かすを原料として、飼料または肥料の製造の用に供するもの	(1) 原料置場	すべてのもの	0
		(2) 乾燥施設	〃	0
3	パルプ、又は紙製造の用に供するもの	(1) 蒸解施設	すべてのもの	0
		(2) 葉液回収施設	〃	0
4	鶴ふん乾燥を業とするものが用いるもの	鶴ふん乾燥施設	すべてのもの	0
5	でん粉製造の用に供するもの	かすだめ	すべてのもの	0

資料 4-6 旧川内市公害防止条例に基づく指定施設設置状況

番号	用途区分	施設名	規模	届出数
1	獣畜・魚介類又は鳥類の臓器・骨皮・羽毛等を原料とする飼料又は肥料の製造の用に供するもの	(1) 原料置場	すべてのもの	0
		(2) 蒸解施設	〃	0
		(3) 乾燥施設	〃	0
2	菌体かす、又はでん粉かすを原料として、飼料または肥料の製造の用に供するもの	(1) 原料置場	すべてのもの	0
		(2) 乾燥施設	〃	0
3	パルプ、又は紙製造の用に供するもの	(1) 蒸解施設	すべてのもの	6
		(2) 葉液回収施設	〃	4
4	鶴ふん乾燥を業とするものが用いるもの	鶴ふん乾燥施設	すべてのもの	0
5	でん粉製造の用に供するもの	かすだめ	すべてのもの	0

#### (4) 参考

資料 4-7 悪臭物質及びその主要発生源事業場

悪臭物質	主要発生源事業場	においの性質
アンモニア NH <sub>3</sub>	畜産農業、鶏ふん乾燥場、複合肥料製造業、澱粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等	し尿のような臭い
メチルメルカプタン CH <sub>3</sub> SH	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、下水処理場等	腐ったたまねぎ臭
硫化水素 H <sub>2</sub> S	畜産農業、クラフトパルプ製造業、澱粉製造業、セロファン製造業、ピスコースレーション製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等	腐った卵臭
硫化メチル (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> S	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、下水処理場等	腐ったキャベツ臭
トリメチルアミン (CH <sub>3</sub> ) <sub>3</sub> N	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰製造業等	腐った魚臭
二硫化メチル (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> S <sub>2</sub>	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、下水処理場等	腐ったキャベツ臭
アセトアルデヒド CH <sub>3</sub> CHO	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニール製造工場、クロロブレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理場等	刺激的な青ぐさい臭い
スチレン C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH - CH <sub>2</sub>	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR 製造工場、FRP 製品製造工場、化粧合板製造工場等	都市ガスのような臭い
プロピオン酸 CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> COOH	脂肪酸製造工場、染色工場等	刺激的な酸っぱい臭い
ノルマル酪酸 CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> COOH	畜産事業場、化製場、澱粉工場等	汗臭い臭い
ノルマル吉草酸 CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>3</sub> COOH	畜産事業場、化製場、澱粉工場等	むれた靴下の臭い
イソ吉草酸 (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> COOH	畜産事業場、化製場、澱粉工場等	むれた靴下の臭い
プロピオンアルデヒド CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> CHO	焼き付け塗装工程を有する事業場等	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルブチルアルデヒド CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> CHO	焼き付け塗装工程を有する事業場等	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
イソブチルアルデヒド (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCHO	焼き付け塗装工程を有する事業場等	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルバニルアルデヒド CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>3</sub> CHO	焼き付け塗装工程を有する事業場等	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソバニルアルデヒド (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> CHO	焼き付け塗装工程を有する事業場等	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソブタノール (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> OH	塗装工程を有する事業場等	刺激的な発酵した臭い
酢酸エチル CH <sub>3</sub> CO <sub>2</sub> C <sub>2</sub> H <sub>5</sub>	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	刺激的なシンナーのような臭い
メチルイソブチルケトン CH <sub>3</sub> CO CH <sub>2</sub> CH (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	刺激的なシンナーのような臭い
トルエン C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH <sub>3</sub>	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	ガソリンのような臭い
キシレン C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	ガソリンのような臭い

資料 4-8 悪臭物質濃度と臭気強度の関係

(ppm)

悪臭物質	臭気強度 1	2	2.5	3	3.5	4	5
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	10	40
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	20
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	10
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	20
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバニルアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバニルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	20	70	1000
酢酸エチル	0.3	1	3	7	20	40	200
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	10	50
トルエン	0.9	5	10	30	60	100	700
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	10	50

(参考) 6段階臭気強度表示

臭 气 強 度	感 知 す る 程 度
0	無臭
1	やっと感知できる臭い (検知いき値濃度)
2	何の臭いであるかがわかる弱い臭い (認知いき値濃度)
3	らくに感知できる臭い
4	強い臭い
5	強烈な臭い

## 5 水質

### (1) 環境基準

資料 5-1 水質汚濁に係る環境基準

#### ■生活環境に係る河川の環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当河川
		pH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	
AA	水道1級, 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	1以下	25以下	7.5以上	50以下	該当なし
A	水道2級, 水産1級, 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下	川内川の三堂川合流点から上流
B	水道3級, 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	3以下	25以下	5以上	5,000以下	川内川の三堂川合流点から河口まで
C	水産3級, 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	5以下	50以下	5以上	—	該当なし
D	工業用水2級, 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0~8.5	8以下	100以下	2以上	—	該当なし
E	工業用水3級, 環境保全	6.0~8.5	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	—	該当なし

(注) 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

水道1級: ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの

水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級: ヤマメ, イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級: コイ, フナ等, β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級: 特殊な浄水操作を行うもの

環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

#### ■生活環境に係る海域の環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当海 域
		pH	COD (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	n-ヘキサン 抽出物質	
A	水産1級, 水浴, 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8~8.3	2以下	7.5以上	1,000以下	検出されないこと	薩摩半島西部海域(3)(川内港海域を除く)
B	水産2級, 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8~8.3	3以下	5以上	—	検出されないこと	川内港海域
C	環境保全	7.0~8.3	8以下	2以上	—	—	該当なし

(注) 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

水産1級: マダイ, ブリ, ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級: ポラ, ノリ等の水産生物用

環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない程度

#### ■人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01以下
六価クロム	0.05以下
ヒ素	0.01以下
総水銀	0.0005以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02以下
四塩化炭素	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下

項 目	基 準 値
1,1,1-トリクロロエタン	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下
トリクロロエチレン	0.03以下
テトラクロロエチレン	0.01以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002以下
チウラム	0.006以下
シマジン	0.003以下
チオベンカルブ	0.02以下
ベンゼン	0.01以下
セレン	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
フッ素	0.8以下
ホウ素	1.0以下

資料 5-2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.01 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下
ヒ素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下

(単位: mg/ℓ)

項目	基準値
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.03 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002 以下
チラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
フッ素	0.8 以下
ホウ素	1.0 以下

資料 5-3 水道水質基準

項目	基準値
一般細菌	100 個/ml 以下
大腸菌	検出されないこと
カドミウム	0.01 mg/l 以下
水銀	0.0005 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下
ヒ素	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
シアン	0.01 mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
フッ素	0.8 mg/l 以下
ホウ素	1.0 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下
クロロホルム	0.06 mg/l 以下
ジクロロ酢酸	0.04 mg/l 以下
ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下
臭素酸	0.01 mg/l 以下

項目	基準値
総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下
トリクロロ酢酸	0.2 mg/l 以下
プロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下
プロモホルム	0.09 mg/l 以下
ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下
亜鉛	1.0 mg/l 以下
アルミニウム	0.2 mg/l 以下
鉄	0.3 mg/l 以下
銅	1.0 mg/l 以下
ナトリウム	200 mg/l 以下
マンガン	0.05 mg/l 以下
塩素イオン	200 mg/l 以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下
蒸発残留物	500mg/l 以下
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下
ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下
非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下
フェノール類	0.005 mg/l 以下
有機物等	5 mg/l 以下
pH 値	5.8~8.6
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5 度以下
濁度	2 度以下

## (2) 規制基準

資料 5-4 水質汚濁防止法に基づく排水基準

### ■人の健康の保全に関する項目

項目	許容限度
カドミウム	0.1 以下
シアン	1 以下
有機リン	1 以下
鉛	0.1 以下
六価クロム	0.5 以下
ヒ素	0.1 以下
総水銀	0.005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	0.003 以下
トリクロロエチレン	0.3 以下
テトラクロロエチレン	0.1 以下
ジクロロメタン	0.2 以下
四塩化炭素	0.02 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.04 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.2 以下

※基準値の 0 内は海域の基準

### ■生活環境の保全に関する項目

#### (ア) 一般項目

項目	許容限度
水素イオン濃度 (p H)	河川・湖沼 5.8~8.6
	海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (B O D) 〔河川〕	日間平均 120 mg/l
	最大 160 mg/l
化学的酸素要求量 (C O D) 〔海域・湖沼〕	日間平均 120 mg/l
	最大 160 mg/l
浮遊物質量 (S S)	日間平均 150 mg/l
	最大 200 mg/l
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	日間平均 60 mg/l
	最大 120 mg/l
リン含有量	日間平均 8 mg/l
	最大 16 mg/l

※1 生活環境の保全に関する項目については、一日当たりの平均的な排水量が 50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場の排水について適用

2 \*印については、平成 18 年 12 月 11 日付けで 5mg/l から 2mg/l に排水基準が改正されている。

なお、金属鉱業等、10 業種については施行日（平成 18 年 12 月 11 日）から 5 年間、暫定排水基準（5mg/l）が適用され、改正後の排水基準（2mg/l）が施行される際、現に特定施設を設置している特定事業場については、施行日から 6 カ月間は、暫定排水基準（5mg/l）が適用される。

(単位 : mg/l)

項目	許容限度
シスー 1, 2-ジクロロエチレン	0.4 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.02 以下
チウラム	0.06 以下
シマジン	0.03 以下
チオペンカルブ	0.2 以下
ベンゼン	0.1 以下
セレン	0.1 以下
ほう素	10(230) 以下
ふつ素	8(15) 以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素（アンモニア性窒素は 0.4 を乗じる）	合計 100 以下

#### (イ) 特殊項目

項目	許容限度
ノルマルヘキサン 抽出物質	鉱油類 5 mg/l
	動植物・油脂類 30 mg/l
フェノール類	5 mg/l
銅	3 mg/l
亜鉛	*2(5) mg/l
溶解性鉄	10 mg/l
溶解性マンガン	10 mg/l
クロム	2 mg/l

資料 5-5 鹿児島県条例に基づく上乗せ排水基準

[鶴田ダムから下流の川内川流域]

(昭和48年4月1日施行)

区分	業種	項目及び許容限度				適用の日又は適用期間	
		生物化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)			
		日間平均	最大	日間平均	最大		
この条例の施行の日前に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事をしているものを含む。)	パルプ、紙又は紙加工品製造業	排出水量130,000m <sup>3</sup> 以上	50	65	60	80	昭和48年6月24日
		排出水量130,000m <sup>3</sup> 未満	70	90	80	100	昭和48年6月24日～昭和49年12月31日
			60	80	70	90	昭和50年1月1日
	食料品製造業	でん粉又は化工でん粉製造業*					昭和48年6月24日
		蒸留酒又は混成酒製造業*					昭和48年6月24日
		その他のもの	90	120	80	100	昭和48年6月24日
	製糸業		90	120	70	90	昭和48年6月24日
		採石業又は砂利採取業*					昭和48年6月24日
		と畜業	60	80	80	100	3,000 昭和48年6月24日
	し尿処理施設のみを有するもの	陶磁器又は陶磁器関連製品製造業	30	40	40	60	昭和48年6月24日
		その他のもの(豚房施設・牛房施設又は馬房施設を有するものを除く)	30	40	70	90	昭和48年6月24日
この条例の施行の日以後の設置に係る特定事業場	採石業又は砂利採取業*	下水道終末処理場	15	20	40	60	
		豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	20	25	30	40	
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するものの	排出水量1,000m <sup>3</sup> 以上	30	40	40	60	
		排出水量1,000m <sup>3</sup> 未満200m <sup>3</sup> 以上	60	80	70	90	
	その他	排出水量200m <sup>3</sup> 未満	20	25	30	40	3,000
		排出水量1,000m <sup>3</sup> 以上	30	40	40	60	3,000

(注) 1 \*については、水質汚濁防止法による排水基準の適用となる。

2 一日当たりの平均的な排水量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場の排水について適用

資料 5-6 鹿児島県公害防止条例に基づく排水基準

■人の健康の保全に関する項目

項目	許容限度
カドミウム	0.1mg/l
シアン	1mg/l
有機リン	1mg/l
鉛	1mg/l
六価クロム	0.5mg/l
ひ素	0.5mg/l
総水銀	水銀につき検出されないこと
アルキル水銀	検出されないこと

■生活環境の保全に関する項目

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	河川・湖沼 5.8~8.6
	海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD) 〔河川〕	日間平均 120 mg/l
	最大 160 mg/l
化学的酸素要求量 (COD) 〔海域・湖沼〕	日間平均 120 mg/l
	最大 160 mg/l
浮遊物質量 (SS)	日間平均 150 mg/l
	最大 200 mg/l
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
ノルマルヘキサン	鉱油類 5 mg/l
抽出物質	動植物・油脂類 30 mg/l
フェノール類	5 mg/l
銅	3 mg/l
亜鉛	5 mg/l
溶解性鉄	10 mg/l
溶解性マンガン	10 mg/l
クロム	2 mg/l
フッ素	15 mg/l

資料 5-7 旧川内市公害防止条例に基づく排水基準

■人の健康の保全に関する項目

項目	許容限度
カドミウム	0.1mg/l
シアン	1mg/l
有機リン	1mg/l
鉛	1mg/l
六価クロム	0.5mg/l
ひ素	0.5mg/l
総水銀	0.005mg/l
アルキル水銀	検出されないこと

■生活環境の保全に関する項目

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	河川・湖沼 5.8~8.6
	海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD) 〔河川〕	日間平均 120 mg/l
	最大 160 mg/l
化学的酸素要求量 (COD) 〔海域・湖沼〕	日間平均 120 mg/l
	最大 160 mg/l
浮遊物質量 (SS)	日間平均 150 mg/l
	最大 200 mg/l
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
ノルマルヘキサン	鉱油類 5 mg/l
抽出物質	動植物・油脂類 30 mg/l
フェノール類	5 mg/l
銅	3 mg/l
亜鉛	5 mg/l
溶解性鉄	10 mg/l
溶解性マンガン	10 mg/l
クロム	2 mg/l
フッ素	15 mg/l

### (3) 測定結果

資料 5-8 河川の生活環境項目に係る水質測定結果（薩摩川内市調査分）

(平成18年度)

河 左	川内川		隈之城川	
地 点	開戸橋〔B類型〕	河口大橋〔B類型〕	仏生橋	母合橋
pH 〔6.5～8.5〕	最小～最大	7.1～7.7	7.5～8.0	7.4～7.7
	m/n	0/4	0/4	-/4
DO 〔mg/l〕 〔5以上〕	最小～最大	8.4～11.0	8.0～9.1	9.1～12.8
	平均 値	9.2	8.8	10.4
BOD 〔mg/l〕 〔3以下〕	m/n	0/4	0/4	-/4
	最小～最大	0.7～4.6	<0.5～1.7	1.8～2.7
	平均 値	1.9	1.1	2.3
	75%値	1.1	1.3	2.5
	m/n	1/4	0/4	-/4
	SS 〔mg/l〕 〔25以下〕	2～6	2～8	2～6
大腸菌群数 〔MPN/100ml〕 〔5,000以下〕	平均 値	4	4	5
	m/n	0/4	0/4	-/4
790～49,000	最小～最大	790～13,000	1,700～33,000	2,400～13,000
	平均 値	21,500	4,900	15,400
	m/n	2/4	1/4	-/4
河 左	平佐川	高城川	春田川	永安橋
地 点	日暮橋	高櫻橋	須崎橋	永安橋
pH	最小～最大	7.1～7.6	7.3～7.7	7.2～7.5
	m/n	-/4	-/4	-/4
DO 〔mg/l〕	最小～最大	9.0～11.5	9.9～12.1	8.0～9.8
	平均 値	9.9	10.5	8.2
BOD 〔mg/l〕	m/n	-/4	-/4	-/4
	最小～最大	1.7～2.5	<0.5～0.9	0.7～1.2
	平均 値	2.0	0.7	0.9
	75%値	1.9	0.8	0.9
	m/n	-/4	-/4	-/4
	SS 〔mg/l〕	3～6	<1～2	1～21
大腸菌群数 〔MPN/100ml〕	平均 値	4	2	3
	m/n	-/4	-/4	-/4
13,000～130,000	最小～最大	2,400～79,000	1,400～79,000	130,000～490,000
	平均 値	75,300	22,400	23,400
	m/n	-/4	-/4	-/4
河 左	田海川		銀杏木川	麦之浦川
地 点	田海橋	親水公園内	池田橋	岩元橋
pH	最小～最大	7.6	8.7	7.3～7.5
	m/n	-/1	-/1	-/4
DO 〔mg/l〕	最小～最大	8.3	9.6	7.4～8.2
	平均 値	8.3	9.6	7.7
BOD 〔mg/l〕	m/n	-/1	-/1	-/4
	最小～最大	<0.5	<0.5	3.5～5.0
	平均 値	<0.5	<0.5	4.0
	75%値	<0.5	0.5	3.8
	m/n	-/1	-/1	-/4
	SS 〔mg/l〕	2	<1	3～10
大腸菌群数 〔MPN/100ml〕	平均 値	2	<1	5
	m/n	-/1	-/1	-/4
2,200	最小～最大	2,200	7,900	49,000～170,000
	平均 値	2,200	7,900	868,000
	m/n	-/1	-/1	-/4

※1 m/n : 環境基準に適合しない検体数/調査実施検体数

2 [ ] 内は、環境基準（B類型）

河 川		五反田川	樋脇川		久富木川
地 点		下野下	本庵橋	元村橋	市之瀬
p H	最小～最大	7.3	7.6	7.5	7.7
	m/n	-/1	-/1	-/1	-/1
DO (mg/l)	最小～最大	9.4	9.9	9.3	9.8
	平均 値	9.4	9.9	9.3	9.8
BOD (mg/l)	最小～最大	<0.5	0.7	0.5	0.8
	平均 値	<0.5	0.7	0.5	0.8
SS (mg/l)	75%値	<0.5	0.7	0.5	0.8
	m/n	-/1	-/1	-/1	-/1
大腸菌群数 (MPN/100ml)	最小～最大	<1	4	2	2
	平均 値	<1	4	2	2
	m/n	-/1	-/1	-/1	-/1

※1 m/n : 環境基準に適合しない検体数/調査実施検体数

2 [ ] 内は、環境基準 (B類型)

#### 資料 5-9 河川の生活環境項目に係る水質測定結果 (川内川河川事務所調査分)

(平成18年度)

河 川		川内川			環境基準
地 点		斧淵 [A類型]	中郷 [A類型]	小倉 [B類型]	
p H	最小～最大	7.4 ~ 7.9	7.5 ~ 7.8	7.1 ~ 7.8	(A類型) 6.5~8.5 (B類型) 6.5~8.5
	m/n	0/12	0/12	0/12	
DO (mg/l)	最小～最大	8.2 ~ 11.5	7.6 ~ 11.1	7.0 ~ 10.5	(A類型) 7.5 以上 (B類型) 5 以上
	平均 値	9.7	9.2	8.8	
BOD (mg/l)	最小～最大	<0.1 ~ 0.9	0.3 ~ 0.7	0.5 ~ 5.4	(A類型) 2 以下 (B類型) 3 以下
	平均 値	0.4	0.4	1.2	
SS (mg/l)	75%値	0.6	0.5	1.0	(A類型) 25 以下 (B類型) 25 以下
	※日間平均値 x/y	0/12	0/12	1/12	
大腸菌群数 (MPN/100ml)	最小～最大	2 ~ 18	1 ~ 12	2 ~ 8	(A類型) 1,000 以下 (B類型) 5,000 以下
	平均 値	6	4	4	
	m/n	0/12	0/12	0/12	

(資料：国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/調査実施検体数

x/y : 環境基準に適合しない日数/総測定日数

## 資料 5-10 海域の生活環境項目に係る水質測定結果

(平成18年度)

海 域		薩摩半島西部海域		環境基準
地 点		基準点2 [A類型]	基準点1 [B類型]	
pH	最小～最大	8.1～8.2	8.2	(A類型) 7.8～8.3 (B類型) 7.8～8.3
	m/n	0/6	0/6	
DO (mg/l)	最小～最大	6.5～8.5	6.4～8.5	(A類型) 7.5以上 (B類型) 5以上
	平均 値	7.5	7.4	
	m/n	2/6	0/6	
COD (mg/l)	最小～最大	0.9～2.1	0.9～1.9	(A類型) 2以下 (B類型) 3以下
	平均 値	1.6	1.5	
	75%値	2.0	1.8	
	x/y	1/6	0/6	
n-ヘキサン (mg/l)	最小～最大	—	—	(A類型) 検出されないこと (B類型) 検出されないこと
	平均 値	—	—	
	m/n	—	—	
大腸菌群数 (MPN/100ml)	最小～最大	—	—	(A類型) 1,000以下
	平均 値	—	—	
	m/n	—	—	

(資料:鹿児島県環境管理課)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/調査実施検体数

x/y : 環境基準に適合しない日数/総測定日数

資料 5-11 湖沼の生活環境項目に係る水質・底質測定結果

【蘭牟田池】

湖 沼	水 質		底 質	
	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度
p H	最小～最大	6.7～7.3	6.8～7.3	6.3
	m/n	-/10	-/4	-/2
D O (mg/l)	最小～最大	4.5～12.0	8.2～10.4	
	m/n	-/10	-/4	
B O D (mg/l)	最小～最大	0.7～4.2	0.9～1.2	
	m/n	-/10	-/4	
S S (mg/l)	最小～最大	1～7	2～4	
	m/n	-/10	-/4	
C O D (mg/l)	最小～最大	6.7～13	7.7～9.0	140
	m/n	-/10	-/4	-/2
大腸菌群数 (MPN/100m l)	最小～最大	110～70,000	11～4,900	
	m/n	-/10	-/4	
全窒素 (mg/l)	最小～最大	0.33～0.79		10,000～14,000
	m/n	-/10		-/5
全リン (mg/l)	最小～最大	0.011～0.078		550～1,600
	m/n	-/10		-/5
亜鉛 (mg/l)	最小～最大	<0.005		
	m/n	-/10		
クロロフィル a (mg/m <sup>3</sup> )	最小～最大	7.6～81		
	m/n	-/10		
クロロフィル b (mg/m <sup>3</sup> )	最小～最大	1.8～4.0		
	m/n	-/10		
クロロフィル c (mg/m <sup>3</sup> )	最小～最大	2.9～16		
	m/n	-/10		
電気伝導率 (ms/m)	最小～最大	2.9～3.4		
	m/n	-/8		
ヒ素 (mg/l)	最小～最大	<0.001		
	m/n	-/8		
銅 (mg/l)	最小～最大	<0.01		
	m/n	-/8		
過マンガン酸カリウム による酸素消費量 (mgO/g)	最小～最大		220～440	
	m/n		-/5	
硫化物 (mgs/g)	最小～最大		<0.01～0.01	
	m/n		-/5	
強熱減量 (%)	最小～最大		32～63	40～46
	m/n		-/5	-/2
含水率 (%)	最小～最大		69.5～79.2	71.7～78.6
	m/n		-/5	-/2

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/調査実施検体数

## 資料 5-12 河川の健康項目に係る水質測定結果

(平成18年度)

単位: mg/ℓ

河 川	川内川			環境基準
地 点	斧 渕	中 郷	小 倉	
カドミウム	最大値 ND	ND	ND	0.01 以下
	m/n 0/1	0/1	0/1	
全シアン	最大値 ND	ND	ND	検出されないこと
	m/n 0/1	0/1	0/1	
鉛	最大値 ND	ND	ND	0.01 以下
	m/n 0/3	0/3	0/3	
六価クロム	最大値 ND	ND	ND	0.05 以下
	m/n 0/1	0/1	0/1	
ヒ素	最大値 0.0020	0.0020	0.020	0.01 以下
	m/n 0/3	0/4	0/4	
総水銀	最大値 ND	ND	ND	0.0005 以下
	m/n 0/1	0/1	0/1	
P C B	最大値 —	—	—	検出されないこと
	m/n —	—	—	
ジクロロメタン	最大値 ND	—	—	0.02 以下
	m/n 0/1	—	—	
四塩化炭素	最大値 ND	—	—	0.002 以下
	m/n 0/1	—	—	
1,2-ジクロロメタン	最大値 ND	—	—	0.004 以下
	m/n 0/1	—	—	
1,1-ジクロロエチレン	最大値 ND	—	—	0.02 以下
	m/n 0/1	—	—	
シス-1,2-ジクロロエチレン	最大値 ND	—	—	0.04 以下
	m/n 0/1	—	—	
1,1,1-トリクロロエタン	最大値 ND	—	—	1.0 以下
	m/n 0/1	—	—	
1,1,2-トリクロロエタン	最大値 ND	—	—	0.006 以下
	m/n 0/1	—	—	
トリクロロエチレン	最大値 ND	—	—	0.03 以下
	m/n 0/1	—	—	
テトラクロロエチレン	最大値 ND	—	—	0.01 以下
	m/n 0/1	—	—	
1,3-ジクロロプロパン	最大値 ND	—	—	0.002 以下
	m/n 0/1	—	—	
チウラム	最大値 ND	—	—	0.006 以下
	m/n 0/1	—	—	
シマジン	最大値 ND	—	—	0.003 以下
	m/n 0/1	—	—	
チオベンカルブ	最大値 ND	—	—	0.02 以下
	m/n 0/1	—	—	
ベンゼン	最大値 ND	—	—	0.01 以下
	m/n 0/1	—	—	
セレン	最大値 ND	—	—	0.01 以下
	m/n 0/1	—	—	
硝酸性窒素及び 亜 硝 酸 性 窒 素	最大値 0.89	—	—	10 以下
	m/n 0/4	—	—	
フッ素	最大値 0.07	—	—	0.8 以下
	m/n 0/2	—	—	
ほう素	最大値 0.12	—	—	1.0 以下
	m/n 0/2	—	—	

(資料:国土交通省九州地方整備局川内川河川事所)

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/調査実施検体数

資料 5-13 河川の要監視項目に係る水質測定結果

(平成18年度)

河川	川内川	指針値
地点	斧淵	
クロロホルム	最大値 m/n	— 0.06以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	最大値 m/n	— 0.04以下
1,2-ジクロロプロパン	最大値 m/n	— 0.06以下
p-ジクロロベンゼン	最大値 m/n	— 0.3以下
イソキサチオノン	最大値 m/n	<0.0008 0/1 0.008以下
ダイアジノン	最大値 m/n	<0.0005 0/1 0.005以下
フェニトロチオン	最大値 m/n	<0.0003 0/1 0.003以下
イソプロチオラン	最大値 m/n	<0.001 0/1 0.04以下
オキシン銅	最大値 m/n	<0.001 0/1 0.04以下
クロロタロニル	最大値 m/n	<0.001 0/1 0.05以下
プロピザミド	最大値 m/n	<0.0008 0/1 0.008以下

※ m/n : 環境基準に適合しない検体数/調査実施検体数

単位: mg/l

河川	川内川	指針値
地点	斧淵	
E PN	最大値 m/n	<0.0006 0/1 0.006以下
ジクロルボス	最大値 m/n	<0.001 0/1 0.008以下
フェノブカルブ	最大値 m/n	<0.001 0/1 0.03以下
イプロベンホス	最大値 m/n	<0.0008 0/1 0.008以下
クロルニトロフェン	最大値 m/n	<0.0001 0/1 —
トルエン	最大値 m/n	— — 0.6以下
キシレン	最大値 m/n	— — 0.4以下
フタル酸ジエチルヘキシル	最大値 m/n	— — 0.06以下
ニッケル	最大値 m/n	— — —
モリブデン	最大値 m/n	— — 0.07以下
アンチモン	最大値 m/n	ND 0/1 —

(資料: 国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所)

## 資料 5-14 河川のその他項目に係る水質測定結果

(平成18年度)

単位: mg/l

河川	川内川			
地點	斧渕	中郷	小倉	
全窒素	最小～最大 平均値 検体	0.64～1.10 0.90 4	0.76～1.00 0.88 4	0.82～0.99 0.90 4
	最小～最大 平均値 検体	0.040～0.055 0.046 4	0.034～0.048 0.042 4	— — —
	最小～最大 平均値 検体	5～9 8 12	7～997 189 11	709～4,590 2,567 9
塩化物イオン	最小～最大 平均値 検体	0.017～0.020 0.021 4	— — —	— — —
	最小～最大 平均値 検体	— — —	— — —	ND～<0.01 0.005 2
	最小～最大 平均値 検体	— — —	— — —	ND～<0.005 0.003 3
全有機炭素量	最小～最大 平均値 検体	— — —	— — —	— — —
	最小～最大 平均値 検体	— — —	— — —	— — —
	最小～最大 平均値 検体	— — —	— — —	— — —
電気伝導度 (単位: μS/cm)	最小～最大 平均値 検体	— — —	— — —	— — —
	最小～最大 平均値 検体	— — —	— — —	<0.02 <0.02 2
	最小～最大 平均値 検体	ND～<0.005 0.002 3	— — —	— — —
ジオスミン (単位: μg/ℓ)	最小～最大 平均値 検体	ND～<0.005 0.002 3	— — —	— — —
	最小～最大 平均値 検体	2.1～4.0 2.8 4	— — —	1.2～14.0 4.4 12
	最小～最大 平均値 検体	— — —	— — —	— — —

(資料: 国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所)

## 資料 5-15 河川の窒素・リンに係る水質測定結果

(平成18年度)

単位: mg/ ℓ

河 川		川内川		隈之城川	
地 点		開戸橋	河口大橋	仏生橋	母合橋
全窒素	最小～最大	0.87～1.0	0.97～1.4	2.7～3.0	1.3
	平均値	0.94	1.19	2.85	1.3
	検体	2	2	2	2
全リン	最小～最大	0.042～0.054	0.040～0.048	0.38～0.53	0.085～0.11
	平均値	0.048	0.044	0.455	0.098
	検体	2	2	2	2
河 川		平佐川	高城川	春田川	
地 点		日暮橋	高槻橋	須崎橋	永安橋
全窒素	最小～最大	3.3～4.4	1.0～1.3	0.89～1.4	1.7～1.9
	平均値	3.85	1.15	1.15	1.80
	検体	2	2	2	2
全リン	最小～最大	0.21～0.28	0.041～0.045	0.064～0.094	0.17～0.23
	平均値	0.245	0.043	0.079	0.200
	検体	2	2	2	2
河 川		田海川		銀杏木川	麦之浦川
地 点		田海橋	親水公園	池田橋	岩元橋
全窒素	最小～最大	0.41	0.27	3.0～3.4	0.36～0.38
	平均値	0.41	0.27	3.20	0.37
	検体	1	1	2	2
全リン	最小～最大	0.019	0.015	0.35～0.47	0.038～0.049
	平均値	0.019	0.015	0.410	0.044
	検体	1	1	2	2
河 川		五反田川		樋脇川	久富木川
地 点		下野下	本庵橋	元村橋	市之瀬
全窒素	最小～最大	0.56	1.1	0.9	1.0
	平均値	0.56	1.1	0.9	1.0
	検体	1	1	1	1
全リン	最小～最大	0.012	0.070	0.033	0.12
	平均値	0.012	0.070	0.033	0.12
	検体	1	1	1	1

(参考)

全窒素 1.0 mg/ ℓ以下…農業用水基準

全リン 0.1 mg/ ℓ以下…水産環境水質基準

## 資料 5-16 工場・事業場排水測定結果

(平成18年度)

事 業 場		中越パルプ工業 (パルプ・製紙)	京セラ (特殊セラミック)	鹿児島くみあいチキンフーズ (ブロイラー)	ヤマカ (水産食料品)
p H	最小～最大	6.4～7.0	6.8～7.3	7.3	7.0～7.1
	平均値	6.7	7.1	7.3	7.1
	検体	3	2	2	2
	協 定 値	5.8～8.6	6.2～8.2	6.2～8.0	6.2～8.0
	排水基準	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
B O D (mg/l)	最小～最大	38～56	2.4～3.8	3.8～5.7	1.3～8.3
	平均値	47	3.1	4.8	4.8
	検体	3	2	2	2
	協 定 値	60(80)	20	20	20(30)
	排水基準	60(80)	30(40)	20(25)	30(40)
S S (mg/l)	最小～最大	11～20	2～5	2	<1～6
	平均値	17	4	2	4
	検体	3	2	2	2
	協 定 値	60(80)	20	20	30(40)
	排水基準	70(90)	40(60)	30(40)	40(60)
大腸菌群数 (個/cm³)	最小～最大	0～27	0～22	0	230～1,700
	平均値	96	11	0	965
	検体	3	2	2	2
	協 定 値	—	1,000	1,000	1,000
	排水基準	3,000	3,000	3,000	3,000

事 業 場		鹿児島県酪農乳業 (乳業)	山元酒造 (焼酎)	焼酎粕飼料化工場 (飼料)	
p H	最小～最大	7.2～7.8	7.5～7.6	7.3～8.1	
	平均値	7.5	7.6	7.7	
	検体	2	2	2	
	協 定 値			6.2～8.0	
	排水基準	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	
B O D (mg/l)	最小～最大	7.4～8.1	1.2～1.4	1.1～1.3	
	平均値	7.8	1.3	1.2	
	検体	2	2	2	
	協 定 値			15(20)	
	排水基準	30(40)	30(40)	30(40)	
S S (mg/l)	最小～最大	2～4	1～14	<1～1	
	平均値	3	8	1	
	検体	2	2	2	
	協 定 値			30(40)	
	排水基準	40(60)	40(60)	40(60)	
大腸菌群数 (個/cm³)	最小～最大	0～8,800	0	0	
	平均値	4,400	0	0	
	検体	2	2	2	
	協 定 値			1,000	
	排水基準	3,000	3,000	3,000	

※ 排水基準、協定値は許容限度。ただし、( )書きの項目については「日間平均(最大値)」

資料 5-17 工場・事業場排水水質経年変化（年平均値）

事業場		中越パルプ工業	京セラ	鹿児島くみあいチキンフーズ	ヤマカ
pH	H14	6.7	7.0	6.7	7.2
	H15	6.7	7.0	7.0	5.2
	H16	6.9	7.2	7.2	6.7
	H17	6.7	7.2	7.3	7.0
	H18	6.7	7.2	7.3	7.1
	協定値	5.8～8.6	6.2～8.2	6.2～8.0	6.2～8.0
	排水基準	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	H14	45	2.0	2.6	7.8
	H15	49	0.9	3.4	0.6
	H16	45	2.9	4.1	2.2
BOD (mg/l)	H17	47	2.5	4.6	5.7
	H18	47	2.6	4.8	4.8
	協定値	60(80)	20	20	20(30)
	排水基準	60(80)	30(40)	20(25)	30(40)
	H14	31	<5	<5	7
	H15	26	<5	<5	<5
	H16	21	<5	<5	6
	H17	25	2	2	6
	H18	17	4	2	3
	協定値	60(80)	20	20	30(40)
SS (mg/l)	排水基準	70(90)	40(60)	30(40)	40(60)
	H14	310	62	1	0
	H15	60	44	0	4
	H16	206	26	0	0
	H17	293	0	0	225
	H18	13	11	0	965
	協定値	—	1,000	1,000	1,000
	排水基準	3,000	3,000	3,000	3,000
	H14	7.7	7.5	—	
	H15	7.6	7.4	—	
大腸菌群数 (個/cm³)	H16	7.7	7.5	7.5	
	H17	7.8	7.6	7.8	
	H18	7.5	7.6	7.7	
	協定値	—	—	6.2～8.0	
	排水基準	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	

事業場		鹿児島県酪農乳業	山元酒造	焼酎粕飼料化工場	
pH	H14	7.7	7.5	—	
	H15	7.6	7.4	—	
	H16	7.7	7.5	7.5	
	H17	7.8	7.6	7.8	
	H18	7.5	7.6	7.7	
	協定値	—	—	6.2～8.0	
	排水基準	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	
BOD (mg/l)	H14	12	3.0	—	
	H15	6.4	0.9	—	
	H16	7.9	2.5	2.1	
	H17	5.6	1.7	2.4	
	H18	7.8	1.3	1.2	
	協定値	—	—	15(20)	
	排水基準	30(40)	30(40)	30(40)	
SS (mg/l)	H14	6	5	—	
	H15	7	<5	—	
	H16	10	30	5	
	H17	6	2	8	
	H18	3	8	1	
	協定値	—	—	30(40)	
	排水基準	40(60)	40(60)	40(60)	
大腸菌群数 (個/cm³)	H14	1	47	—	
	H15	2	0	—	
	H16	0	720,000	0	
	H17	0	0	0	
	H18	4,400	0	0	
	協定値	—	—	1,000	
	排水基準	3,000	3,000	3,000	

※ 排水基準、協定値は許容限度。ただし、( )書きの項目については「日間平均(最大値)」

資料 5-18 工場・事業場排水の重金属等測定結果

(単位: mg/ℓ)

事業場名	採水年月日	カドミウム	鉛	全水銀	ヒ素	銅	亜鉛	全クロム	ニッケル	シアン
中越パルプ工業 川内工場	H18.7.19	—	<0.005	0.0005	<0.001	—	—	<0.03	—	—
	H19.1.11	—	<0.005	<0.0005	<0.001	—	—	<0.03	—	—
京セラ 鹿児島川内工場	H18.9.5	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.001	0.02	0.02	<0.03	0.28	<0.1
	H19.1.11	<0.001	<0.005	<0.0005	<0.001	0.05	0.03	<0.03	0.5	<0.1
排水基準		0.1	0.1	0.005	0.1	3	5	2	—	1

資料 5-19 トリクロロエチレン等に係る地下水調査結果

(単位: mg/ℓ)

調査年月日	井戸数	物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	
H18.9.27	7	基準超過井戸	0	1	0	
		基準以下検出	2	3	0	
		検出限界未満	5	3	7	
H19.1.23	7	基準超過井戸	0	2	0	
		基準以下検出	3	2	0	
		検出限界未満	4	3	7	
検出値		最大値	0.005	0.087	<0.001	
		最小値	<0.001	<0.0005	<0.001	
地下水の水質汚濁に係る環境基準			0.03	0.01	1	

〈樋脇地域〉

(単位: mg/ℓ)

調査年月日	井戸数	物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	
H18.9.27	3	基準超過井戸	0	0	0	
		基準以下検出	1	0	0	
		検出限界未満	2	3	3	
H19.1.23	3	基準超過井戸	0	0	0	
		基準以下検出	1	0	0	
		検出限界未満	2	3	3	
検出値		最大値	0.007	0.0006	<0.001	
		最小値	<0.001	<0.0005	<0.001	
地下水の水質汚濁に係る環境基準			0.03	0.01	1	

## 資料5－20 ゴルフ場排水水質調査結果

(平成18年度)

	農薬名	宮元川下流 (mg/l) (樋脇地域)	矢筈野地内 (mg/l) (樋脇地域)	武田地内 (mg/l) (樋脇地域)	赤仁田地内 (mg/l) (入来地域)	内之尾地内 (mg/l) (入来地域)	指針値 (mg/l)
殺虫剤	1 アセフェート	—	—	—	—	—	0.8
	2 イソキサチオン	—	—	—	—	—	0.08
	3 イソフェンホス	—	—	—	—	—	0.01
	4 エフェンプロックス	—	—	—	—	—	0.8
	5 クロルピリホス	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.004	<0.004	0.04
	6 ダイアジノン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	0.05
	7 チオジカルブ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.8
	8 トリクロホルン(DEP)	—	—	—	—	—	0.3
	9 ピリダフェンチオン	—	—	—	<0.0002	<0.0002	0.02
	10 フェニトロチオン(MEP)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03
殺菌剤	11 アゾギストロビン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	5
	12 イソプロチオラン	—	—	—	—	—	0.4
	13 イプロジオシン	—	—	—	—	—	3
	14 ミノクタジン酢酸塩	—	—	—	<0.001	<0.001	0.06
	15 エトリジアゾール	—	—	—	—	—	0.04
	16 オキシン銅(有機銅)	—	—	—	—	—	0.4
	17 キャプタン	—	—	—	—	—	3
	18 クロロタミル(TNP)	—	—	—	—	—	0.4
	19 クロロネブ	—	—	—	<0.001	<0.001	0.5
	20 チウラム	—	—	—	—	—	0.06
除草剤	21 トルクロホスメチル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.8
	22 フルトラニル	—	—	—	—	—	2
	23 プロピコナゾール	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.5
	24 ペンシクロン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.4
	25 ホセチル	—	—	—	—	—	23
	26 ポリカーボメート	—	—	—	—	—	0.3
	27 メタラキシル	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	0.5
	28 メプロニル	—	—	—	—	—	1
	29 アシュラム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	2
	30 ジチオピル	—	—	—	—	—	0.08
剤	31 シデュロン	—	—	—	—	—	3
	32 シマジン(CAT)	—	—	—	—	—	0.03
	33 テルブカルブ(MBPMC)	—	—	—	—	—	0.2
	34 トリクロピル	—	—	—	—	—	0.06
	35 ナプロパミド	—	—	—	—	—	0.3
	36 ハロスルロンメチル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.3
	37 ピリブチカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	0.2
	38 ブタミホス	—	—	—	—	—	0.04
	39 フラザフルスロン	—	—	—	—	—	0.3
	40 プロビザミド	—	—	—	—	—	0.08
41 ベンスリド(SAP)	—	—	—	—	—	—	1
	42 ペンディメタリン	—	—	—	—	—	0.5
	43 ベンフルラリン	—	—	—	—	—	0.8
	44 メコプロップ	—	—	—	—	—	0.05
	45 メチルダイムロン	—	—	—	—	—	0.3

(平成18年度)

	農薬名	岩下地内 (mg/l) (入来地域)	滝間地内 (mg/l) (祁答院地域)	馬頸尾地内 (mg/l) (祁答院地域)	谷丸地内 (mg/l) (祁答院地域)	的場迫用水路 (mg/l) (祁答院地域)	指針値 (mg/l)
殺虫剤	1 アセフェート	—	—	—	—	—	0.8
	2 イソキサチオン	—	—	—	—	—	0.08
	3 イソフェンホス	—	—	—	—	—	0.01
	4 エフェンプロックス	—	—	—	—	—	0.8
	5 クロルピリホス	<0.0004	—	—	—	—	0.04
	6 ダイアジノン	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.05
	7 チオジカルブ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.8
	8 トリクロホルン(DEP)	—	—	—	—	—	0.3
	9 ピリダフェンチオノン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02
	10 フェニトロチオノン(MEP)	<0.0003	—	—	—	—	0.03
殺菌剤	11 アゾギストロビン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.4
	12 イソプロチオラン	—	—	—	—	—	0.4
	13 イプロジオノン	—	—	—	—	—	3
	14 バイカジン酢酸塩	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.06
	15 エトリジアゾール	—	—	—	—	—	0.04
	16 オキシン銅(有機銅)	—	—	—	—	—	0.4
	17 キャプタン	—	—	—	—	—	3
	18 クロタニル(TNP)	—	—	—	—	—	0.4
	19 クロロネブ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.5
	20 チウラム	—	—	—	—	—	0.06
	21 トルクロホスメチル	<0.001	—	—	—	—	0.8
	22 フルトラニル	—	—	—	—	—	2
	23 プロピコナゾール	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.5
	24 ペンシクロン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.4
	25 ホセチル	—	—	—	—	—	23
	26 ポリカーバメート	—	—	—	—	—	0.3
	27 メタラキシル	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.5
	28 メプロニル	—	—	—	—	—	1
除草剤	29 アシュラム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	2
	30 ジチオピル	—	—	—	—	—	0.08
	31 シデュロン	—	—	—	—	—	3
	32 シマジン(CAT)	—	—	—	—	—	0.03
	33 テルブカル(MBPMC)	—	—	—	—	—	0.2
	34 トリクロピル	—	—	—	—	—	0.06
	35 ナプロパミド	—	—	—	—	—	0.3
	36 ハロスフルメンメチル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.3
	37 ピリブチカルブ	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2
	38 ブタミホス	—	—	—	—	—	0.04
	39 フラザフルスロン	—	—	—	—	—	0.3
	40 プロピザミド	—	—	—	—	—	0.08
	41 ベンスリド(SAP)	—	—	—	—	—	1
	42 ベンディメタリン	—	—	—	—	—	0.5
	43 ベンフルラリン	—	—	—	—	—	0.8
	44 メコプロップ	—	—	—	—	—	0.05
	45 メチルダイムロン	—	—	—	—	—	0.3

資料5－21 木場茶屋一般廃棄物最終処分場の処理水に係る水質測定結果

測定項目		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
総水銀 (mg/l) ※0.005	最小～最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	平均値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	検体	1	1	1	1	1
亜鉛水銀 (mg/l) ※検出されないこと	最小～最大	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	平均値	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	検体	1	1	1	1	1
カドミウム (mg/l) ※0.1	最小～最大	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	平均値	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	検体	1	1	1	1	1
鉛 (mg/l) ※0.1	最小～最大	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	平均値	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	検体	1	1	1	1	1
ジアン (mg/l) ※1	最小～最大	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	平均値	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	検体	1	1	1	1	1
鉄 (mg/l) ※10	最小～最大	1.7	<0.05	<0.05	—	—
	平均値	1.7	<0.05	<0.05	—	—
	検体	1	1	1	—	—
pH ※5.8～8.6	最小～最大	7.4～7.7	7.2～7.7	7.4～7.9	7.6～7.7	7.5～7.8
	平均値	7.5	7.6	7.6	7.6	7.6
	検体	12	12	12	12	12
生物学的酸素要求量 (mg/l) ※120(160)	最小～最大	<0.5～3.3	1.2～3.8	<0.5～3.6	<0.5～11	1.3～<5
	平均値	1.7	2.1	1.5	3.2	2.3
	検体	12	12	12	12	12
化学的酸素要求量 (mg/l) ※120(160)	最小～最大	13～18	10～16	12～15	11～14	9.7～13
	平均値	15.8	14.3	13.3	12.7	10.9
	検体	12	12	12	12	12
浮遊物質量 (mg/l) ※150(200)	最小～最大	<5～34	<5	<5	<5	<5
	平均値	7	<5	<5	<5	<5
	検体	12	12	12	12	12
大腸菌群数 (個/cm3) ※3,000	最小～最大	0～14	0～3	0	0	0～38
	平均値	1.6	0.3	0	0	3
	検体	12	12	12	12	12
全窒素 (mg/l) ※120(160)	最小～最大	110～130	93～140	89～110	91～110	87～110
	平均値	124	117.8	101.9	102.8	95.6
	検体	5	12	12	12	12

※ 測定項目欄の数字等は、排水基準であり、( )書きの項目については、「日間平均（最大値）」

資料5－22 木場茶屋一般廃棄物最終処分場に係る河川（都川）の水質測定結果

【都川上流】…都川と同処分場方面からの排水合流地点から約250m上流地点

測定項目		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
総水銀 (mg/l)	最小～最大	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
	平均値	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
	検体	2	2	2	2	2
アルキル水銀 (mg/l)	最小～最大	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	平均値	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	検体	2	2	2	2	2
カドミウム (mg/l)	最小～最大	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	検体	2	2	2	2	2
鉛 (mg/l)	最小～最大	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	検体	2	2	2	2	2
ジン (mg/l)	最小～最大	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	平均値	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	検体	2	2	2	2	2
鉄 (mg/l)	最小～最大	0.11～0.19	0.12～0.16	0.10～0.13	0.06～0.15	0.07～0.08
	平均値	0.15	0.14	0.11	0.10	0.07
	検体	2	2	2	2	2
pH	最小～最大	7.6～7.8	7.2～7.4	7.3～7.6	7.2～7.9	7.7～7.8
	平均値	7.7	7.3	7.4	7.5	7.7
	検体	2	2	2	2	2
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	最小～最大	<0.5～0.5	<0.5～0.7	<0.5～0.7	<0.5	0.6～0.8
	平均値	0.5	0.6	0.6	<0.5	0.7
	検体	2	2	2	2	2
化学的酸素要求量 (mg/l)	最小～最大	1.5～3.6	1.6	1.3～1.7	1.2～1.7	1.4～1.6
	平均値	2.5	1.6	1.5	1.4	1.5
	検体	2	2	2	2	2
溶存酸素 (mg/l)	最小～最大	8.2～11.5	10.9	8.8～11.7	9.1～10.4	9.2～11.3
	平均値	9.8	10.9	10.2	9.7	10.2
	検体	2	1	2	2	2
浮遊物質量 (mg/l)	最小～最大	<2	<2～2	2	<2	<1
	平均値	<2	2	2	<2	<1
	検体	2	2	2	2	2
大腸菌群数 (MPN/100ml)	最小～最大	7,900～33,000	3,300～4,900	3,300～4,900	3,300～31,000	7,900～49,000
	平均値	20,450	4,100	4,100	17,150	28,450
	検体	2	2	2	2	2

【都川合流点】…都川と同処分場方面からの排水合流地点

測定項目		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
総水銀 (mg/l)	最小～最大	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
	平均値	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
	検体	2	2	2	2	2
亜鉛水銀 (mg/l)	最小～最大	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	平均値	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	検体	2	2	2	2	2
カドミウム (mg/l)	最小～最大	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	検体	2	2	2	2	2
鉛 (mg/l)	最小～最大	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	検体	2	2	2	2	2
ジン (mg/l)	最小～最大	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	平均値	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	検体	2	2	2	2	2
鉄 (mg/l)	最小～最大	0.43～0.61	1.0～1.3	0.47～0.50	0.46～0.59	0.42～0.68
	平均値	0.52	1.1	0.48	0.52	0.55
	検体	2	2	2	2	2
pH	最小～最大	7.5	7.6～7.7	7.5～7.7	7.4～7.6	7.7
	平均値	7.5	7.6	7.6	7.5	7.7
	検体	2	2	2	2	2
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	最小～最大	1.1～4.6	1.5～8.2	0.9～4.5	1.7～2.3	2.3～8.9
	平均値	2.8	4.8	2.7	2.0	5.6
	検体	2	2	2	2	2
化学的酸素要求量 (mg/l)	最小～最大	3.8～5.3	4.6～6.5	2.3～2.7	1.8～3.6	2.4～3.0
	平均値	4.5	5.5	2.5	2.7	2.7
	検体	2	2	2	2	2
溶存酸素 (mg/l)	最小～最大	7.8～11.1	10.4	8.2～11.2	8.1～10.3	8.2～10.0
	平均値	9.4	10.4	9.7	9.2	9.1
	検体	2	1	2	2	2
浮遊物質量 (mg/l)	最小～最大	<2	<2～6	2～4	<2～5	1～5
	平均値	<2	4	3	3	3
	検体	2	2	2	2	2
大腸菌群数 (MPN/100ml)	最小～最大	3,300～22,000	7,000～7,900	3,300～33,000	3,300～23,000	7,900～170,000
	平均値	12,650	7,400	18,150	13,150	88,950
	検体	2	2	2	2	2

【都川下流】…都川合流点から約600m下流地点（講神橋付近）

測定項目		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
総水銀 (mg/l)	最小～最大	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
	平均値	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
	検体	2	2	2	2	2
亜鉛水銀 (mg/l)	最小～最大	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	平均値	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	検体	2	2	2	2	2
カドミウム (mg/l)	最小～最大	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	検体	2	2	2	2	2
鉛 (mg/l)	最小～最大	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	検体	2	2	2	2	2
ジン (mg/l)	最小～最大	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	平均値	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	検体	2	2	2	2	2
鉄 (mg/l)	最小～最大	0.32～0.69	0.48～0.78	0.48～0.53	0.46～0.55	0.51～0.80
	平均値	0.50	0.63	0.50	0.50	0.65
	検体	2	2	2	2	2
pH	最小～最大	7.6	7.6～7.7	7.3～7.5	7.3～7.5	7.5～7.6
	平均値	7.6	7.6	7.4	7.4	7.5
	検体	2	2	2	2	2
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	最小～最大	2.3～13	1.7～5.4	1.4～3.3	2.4～2.9	2.8～6.7
	平均値	7.6	3.5	2.3	2.6	4.7
	検体	2	2	2	2	2
化学的酸素要求量 (mg/l)	最小～最大	2.5～5.7	2.5～5.1	2.1～2.7	1.9～4.0	2.8～3.4
	平均値	4.1	3.8	2.4	2.9	3.1
	検体	2	2	2	2	2
溶存酸素 (mg/l)	最小～最大	7.8～11.2	10.5	7.3～11.2	8.0～10.0	8.7～9.7
	平均値	9.5	10.5	9.2	9.0	9.2
	検体	2	1	2	2	2
浮遊物質量 (mg/l)	最小～最大	<2～3	<2～5	<2～3	2～6	1～12
	平均値	2	3	2	4	6
	検体	2	2	2	2	2
大腸菌群数 (MPN/100ml)	最小～最大	4,900～33,000	4,900～7,900	4,900～79,000	11,000～130,000	13,000～49,000
	平均値	18,950	6,400	41,950	70,500	31,000
	検体	2	2	2	2	2

資料5-23 川内クリーンセンター一般廃棄物最終処分場の処理水に係る水質測定結果

測定項目		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
カドミウム (mg/l) ※0.1	最小～最大	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	平均値	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	検体	1	1	1	1	1
ジアン (mg/l) ※1	最小～最大	検出されず	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	平均値	検出されず	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
	検体	1	1	1	1	1
有機リン (mg/l)	最小～最大	<0.005	<0.005	<0.005	<0.1	<0.1
	平均値	<0.005	<0.005	<0.005	<0.1	<0.1
	検体	1	1	1	1	1
鉛 (mg/l) ※0.1	最小～最大	<0.01	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005
	平均値	<0.01	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005
	検体	1	1	1	1	1
六価鉻 (mg/l)	最小～最大	<0.04	<0.04	<0.04	<0.05	<0.05
	平均値	<0.04	<0.04	<0.04	<0.05	<0.05
	検体	1	1	1	1	1
ヒ素 (mg/l)	最小～最大	<0.01	<0.01	<0.01	<0.001	<0.001
	平均値	<0.01	<0.01	<0.01	<0.001	<0.001
	検体	1	1	1	1	1
総水銀 (mg/l) ※0.005	最小～最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	平均値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	検体	1	1	1	1	1
アルキル水銀 (mg/l) ※検出されないこと	最小～最大	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	平均値	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	検体	1	1	1	1	1
ボリ塩化ビフェニル (mg/l)	最小～最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	平均値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	検体	1	1	1	1	1
ジクロロメタン (mg/l)	最小～最大	<0.02	<0.02	<0.02	<0.002	<0.002
	平均値	<0.02	<0.02	<0.02	<0.002	<0.002
	検体	1	1	1	1	1
四塩化炭素 (mg/l)	最小～最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002
	平均値	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002
	検体	1	1	1	1	1
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	最小～最大	<0.004	<0.004	<0.004	<0.0004	<0.0004
	平均値	<0.004	<0.004	<0.004	<0.0004	<0.0004
	検体	1	1	1	1	1
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	最小～最大	<0.02	<0.02	<0.02	<0.002	<0.002
	平均値	<0.02	<0.02	<0.02	<0.002	<0.002
	検体	1	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	最小～最大	<0.04	<0.04	<0.04	<0.004	<0.004
	平均値	<0.04	<0.04	<0.04	<0.004	<0.004
	検体	1	1	1	1	1
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	最小～最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001
	平均値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001
	検体	1	1	1	1	1

※測定項目欄の数字等は、公害防止協定値である。

測定項目		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1.1.2-トリクロロエタン (mg/l)	最小～最大	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	平均値	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	検体	1	1	1	1	1
トリクロロエチレン (mg/l)	最小～最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001
	平均値	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001
	検体	1	1	1	1	1
テトラクロロエチレン (mg/l)	最小～最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	平均値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	検体	1	1	1	1	1
1.3-ジクロロプロパン (mg/l)	最小～最大	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002
	平均値	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002
	検体	1	1	1	1	1
チカラム (mg/l)	最小～最大	<0.006	<0.006	<0.006	<0.0006	<0.0006
	平均値	<0.006	<0.006	<0.006	<0.0006	<0.0006
	検体	1	1	1	1	1
シマゾン (mg/l)	最小～最大	<0.003	<0.003	<0.003	<0.0003	<0.0003
	平均値	<0.003	<0.003	<0.003	<0.0003	<0.0003
	検体	1	1	1	1	1
チオペンカルゴ (mg/l)	最小～最大	<0.02	<0.02	<0.02	<0.002	<0.002
	平均値	<0.02	<0.02	<0.02	<0.002	<0.002
	検体	1	1	1	1	1
ベンゼン (mg/l)	最小～最大	<0.01	<0.01	<0.01	<0.001	<0.001
	平均値	<0.01	<0.01	<0.01	<0.001	<0.001
	検体	1	1	1	1	1
セレン (mg/l)	最小～最大	<0.01	<0.01	<0.01	<0.002	<0.002
	平均値	<0.01	<0.01	<0.01	<0.002	<0.002
	検体	1	1	1	1	1
ナトリウム (mg/l)	最小～最大	0.3	0.3	0.3	0.21	0.20
	平均値	0.3	0.3	0.3	0.21	0.20
	検体	1	1	1	1	1
フッ素 (mg/l)	最小～最大	<0.5	<0.5	<0.5	<0.1	<0.1
	平均値	<0.5	<0.5	<0.5	<0.1	<0.1
	検体	1	1	1	1	1
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸酸化化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	最小～最大	5.8	5.1	7.3	7.8	4.1
	平均値	5.8	5.1	7.3	7.8	4.1
	検体	1	1	1	1	1
pH	最小～最大	7.2～8.0	6.9～8.0	7.8～8.1	7.3～7.8	7.5～8.0
	平均値	7.6	7.5	7.9	7.5	7.6
	検体	12	12	12	12	10
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	最小～最大	<0.5～4.4	<0.5～3.0	<0.5～1.6	0.5～2.7	0.6～2.8
	平均値	1.5	1.4	0.9	1.7	1.8
	検体	12	12	12	12	10
化学的酸素要求量 (mg/l)	最小～最大	1.6～13	5.0～14.0	0.6～6.7	1.6～9.1	4.3～13.0
	平均値	7.8	9.0	4.3	5.3	8.0
	検体	12	12	12	12	10
※20	最小～最大	<0.5～4.4	<0.5～3.0	<0.5～1.6	0.5～2.7	0.6～2.8
	平均値	1.5	1.4	0.9	1.7	1.8
	検体	12	12	12	12	10
※120	最小～最大	1.6～13	5.0～14.0	0.6～6.7	1.6～9.1	4.3～13.0
	平均値	7.8	9.0	4.3	5.3	8.0
	検体	12	12	12	12	10

※測定項目欄の数字等は、公害防止協定値である。

測定項目		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
浮遊物質量 (mg/ℓ) ※20	最小～最大	<5～6.0	<5	<5	<1～2.0	<1～1.0
	平均値	5.0	<5	<5	1.0	<0.006
	検体	12	12	12	12	10
大腸菌群数 (個/cm³) ※1,000	最小～最大	0～27	0～14	0～7	0～27	0～4
	平均値	2.25	1.9	0.8	2.25	0.4
	検体	12	12	12	12	10
塩素イオン (mg/ℓ)	最小～最大	3,500～10,000	4,600～7,800	2,300～4,000	2,800～7,100	2,800～5,600
	平均値	7,475	6,033	3,291	4,300	4,150
	検体	12	12	12	12	10
加水分量 (mg/ℓ)	最小～最大	6.8～490.0	6～370	5.4～25	7.7～73	10～19
	平均値	82.7	49.7	8.5	20.2	13
	検体	12	12	12	12	10
ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	最小～最大	<2.5	<2.5	<2.5	<0.5	<0.5
	平均値	<2.5	<2.5	<2.5	<0.5	<0.5
	検体	1	1	1	1	1
フェノール類 (mg/ℓ)	最小～最大	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	平均値	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	検体	1	1	1	1	1
銅 (mg/ℓ)	最小～最大	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	0.01
	平均値	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	0.01
	検体	1	1	1	1	1
亜鉛 (mg/ℓ)	最小～最大	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	平均値	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	検体	1	1	1	1	1
溶解性鉄 (mg/ℓ)	最小～最大	<0.05	<0.05	<0.05	<0.01	0.04
	平均値	<0.05	<0.05	<0.05	<0.01	0.04
	検体	1	1	1	1	1
溶解性マグネシウム (mg/ℓ)	最小～最大	<0.05	<0.05	<0.05	<0.01	<0.01
	平均値	<0.05	<0.05	<0.05	<0.01	<0.01
	検体	1	1	1	1	1
全カルシウム (mg/ℓ)	最小～最大	<0.04	<0.04	<0.04	<0.03	<0.03
	平均値	<0.04	<0.04	<0.04	<0.03	<0.03
	検体	1	1	1	1	1
全窒素 (mg/ℓ)	最小～最大	15	9.4	9.1	8.1	12.0
	平均値	15	9.4	9.1	8.1	12.0
	検体	1	1	1	1	1
全リン (mg/ℓ)	最小～最大	0.01	0.01	0.01	0.006	0.012
	平均値	0.01	0.01	0.01	0.006	0.012
	検体	1	1	1	1	1

※測定項目欄の数字等は、公害防止協定値である。

資料5－24 川内クリーンセンター一般廃棄物最終処分場に係る河川（小倉川）の水質測定結果

【川口橋下流】

測定項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
アン (mg/l)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
有機リン (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.1	<0.1
鉛 (mg/l)	<0.001	0.001	<0.001	<0.005	<0.005
六価鉄 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ヒ素 (mg/l)	0.001	<0.001	0.003	<0.001	<0.001
総水銀 (mg/l)	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀 (mg/l)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
ジクロロメタン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チラム (mg/l)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン (mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルバ (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002
ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002
トリ素 (mg/l)	0.4	<0.1	0.5	0.02	0.05
フッ素 (mg/l)	0.11	<0.08	0.19	<0.1	<0.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	<0.05	0.27	0.11	0.6	<0.1
pH	7.0	7.0	7.2	7.0	7.4
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	1.5	0.8	3.1	0.7	1.2
化学的酸素要求量 (mg/l)	8.1	4.7	9.8	4.7	5.0
浮遊物質量 (mg/l)	14	5	42	4	3
大腸菌群数 (MPN/100ml)	3,300	4,900	13,000	2,400	1,100
ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
フェノール類 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.01	<0.01
銅 (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
亜鉛 (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
溶解性鉄 (mg/l)	<0.05	0.36	<0.05	0.25	0.05
溶解性マンガン (mg/l)	0.07	0.07	0.12	<0.01	<0.01
全加ム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.03	<0.03
全窒素 (mg/l)	0.64	0.6	1.4	0.84	0.37
全リン (mg/l)	0.12	0.008	0.30	0.099	0.062

【雨水調整池地下排水路】

測定項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
アン (mg/l)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
有機リン (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.1	<0.1
鉛 (mg/l)	<0.001	<0.001	0.003	<0.005	<0.005
六価クロム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ヒ素 (mg/l)	0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001
総水銀 (mg/l)	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.0005	<0.0005
アルカリ水銀 (mg/l)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
ジクロロメタン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ジス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2,2-テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チラム (mg/l)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
ジマシン (mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
オベンカルブ (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002
ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002
ナトリウム (mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	0.03	0.03
フッ素 (mg/l)	<0.08	0.15	0.18	<0.1	<0.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸酸化物及び硝酸化合物 (mg/l)	0.21	0.34	0.33	0.1	0.2
pH	7.4	6.9	7.5	6.9	7.3
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	0.8	1.1	3.4	1.1	0.8
化学的酸素要求量 (mg/l)	5.4	6.1	15	5.7	3.8
浮遊物質量 (mg/l)	16	4	108	4	3
大腸菌群数 (MPN/100ml)	9,400	17,000	130,000	11,000	1,400
ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
フェノール類 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.01	<0.01
銅 (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
亜鉛 (mg/l)	<0.01	<0.01	0.03	<0.01	<0.01
溶解性鉄 (mg/l)	0.09	<0.05	0.30	0.35	0.05
溶解性マンガン (mg/l)	<0.01	1.9	1.5	0.28	0.20
全加ム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.03	<0.03
全窒素 (mg/l)	0.58	1.1	2.0	0.51	0.52
全リン (mg/l)	0.049	0.036	0.27	0.11	0.034

## 【国道3号線下流】

測定項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
アン (mg/l)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
有機リン (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.1	<0.1
鉛 (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005
六価クロム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ヒ素 (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀 (mg/l)	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.0005	<0.0005
アルカリ水銀 (mg/l)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
ジクロロメタン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ジス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チラム (mg/l)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
ジマシン (mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
オベンカルブ (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002
ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002
ナトリウム (mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	0.02	<0.02
フッ素 (mg/l)	<0.08	<0.08	<0.08	<0.1	<0.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	0.11	0.25	0.08	0.4	0.2
pH	7.5	7.2	7.1	7.3	7.6
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
化学的酸素要求量 (mg/l)	2.7	2.3	3.5	2.1	2.5
浮遊物質量 (mg/l)	<2	<2	7	<1	<1
大腸菌群数 (MPN/100ml)	4,900	13,000	33,000	22,000	7,900
ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
フェノール類 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.01	<0.01
銅 (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
亜鉛 (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
溶解性鉄 (mg/l)	<0.05	0.13	0.35	0.13	0.13
溶解性マンガン (mg/l)	<0.01	0.03	0.11	<0.01	0.02
全クロム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.03	<0.03
全窒素 (mg/l)	0.28	0.43	0.31	0.45	0.31
全リン (mg/l)	0.038	0.027	0.056	0.029	0.036

## 【平川橋下流】

測定項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
カドミウム (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
アン (mg/l)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
有機リン (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.1	<0.1
鉛 (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005
六価クロム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素 (mg/l)	0.002	<0.001	0.002	<0.001	<0.001
総水銀 (mg/l)	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.0005	<0.0005
アルカリ水銀 (mg/l)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
ジクロロエタン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チカラム (mg/l)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン (mg/l)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
オベンカルブ (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002
ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002
ほう素 (mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	0.02	0.03
ふつ素 (mg/l)	0.15	<0.08	0.08	<0.1	<0.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	0.21	0.21	<0.05	0.5	<0.1
pH	7.4	7.1	7.5	7.1	7.1
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	1.6	0.8	1.3	<0.5	1.1
化学的酸素要求量 (mg/l)	7.5	4.7	7.6	4.7	5.2
浮遊物質量 (mg/l)	10	8	4	4	4
大腸菌群数 (MPN/100ml)	170	16,000	14,000	3,500	330
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
フェノール類 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.01	<0.01
銅 (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
亜鉛 (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
溶解性鉄 (mg/l)	<0.05	0.32	0.13	0.24	0.12
溶解性マンガン (mg/l)	<0.01	0.1	<0.01	<0.01	<0.01
全クロム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.03	<0.03
全窒素 (mg/l)	0.46	0.6	0.53	0.72	0.34
全リン (mg/l)	0.17	0.091	0.25	0.072	0.11

#### (4) 届出状況

資料 5-25 水質汚濁防止法に基づく特定施設

(平成19年3月31日現在)

業種	特定事業場数	排水基準適用事業場数 (50m <sup>3</sup> /日以上)	備考
鉱業	2	2	
畜産農業	34		
畜産食料品製造業	9	2	
水産食料品製造業	15		
保存食料品製造業	2		
みそ・しょうゆ等製造業	1		
パン・製あん等製造業	4		
飲料製造業	9	3	
めん類製造業	3		
豆腐製造業	11		
冷凍調理食品製造業	2	1	
紡績業・繊維製品加工業	1		
一般製材業又は木材チップ製造業	1		
木材薬品処理業	1		
パルプ・紙・加工品製造業	1	1	
新聞・出版・印刷業	4		
セメント製品製造業	14		
生コンクリート製造業	20	4	
碎石業	2		
砂利採取業	2	1	
金属製品・機械器具製造業	2	1	
水道・工業用水道・自家用工業水道の浄水施設	1		
酸又はアルカリによる表面処理施設	3		
旅館業	39	14	
共同調理場等	1	1	
弁当仕出し屋又は弁当製造業(360m <sup>2</sup> 以上)	3	1	
飲食店	1	1	
洗たく業	17		
写真現像業	8		
自動車分解整備業	1		
自動式車両洗浄施設	25		
試験研究機関	6		
一般廃棄物処理施設の焼却施設	3		
産業廃棄物処理施設	1		
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	6		
し尿処理施設	28	25	
下水道終末処理施設	2	2	
特定事業場からの排出水の処理施設	1	1	
計	286	60	

資料 5-26 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設

(平成19年3月31日現在)

特 定 施 設	特定事業場数	備考
ドラム缶製造業		
自動車整備業	12	
砂ろ過施設を有する上水道	1	
計	13	

## (5) 生活排水対策

資料 5-27 生活排水処理形態別人口及び収集量

処理形態別人口及び収集量

区分	年 度	単位	実 績				
			H14	H15	H16	H17	H18
行政区域内人口		人	104,979	104,547	103,862	103,015	102,397
計画処理区域内人口		人	104,979	104,547	103,862	103,015	102,397
非水洗化人口		人	46,647	44,545	42,201	39,136	36,503
計画収集人口		人	46,141	44,334	42,054	39,017	36,384
自家処理人口		人	506	211	147	119	119
水洗化人口		人	58,332	60,002	61,661	63,879	65,894
公共下水道人口		人	471	561	1,197	1,545	3,552
コミュニティ・プラント人口		人	1,192	1,178	1,148	1,144	1,166
浄化槽人口		人	56,669	58,263	59,316	61,190	61,176
合併処理浄化槽人口		人	30,077	32,842	34,380	36,115	37,456
農業・漁業集落排水人口		人	1,276	1,617	2,069	2,447	2,861
単独処理浄化槽人口		人	25,316	23,804	22,867	22,628	20,859
生活排水処理率		%	31.5%	34.6%	37.4%	40.0%	44.0%
年間収集量		KL/年	76,530	77,990	78,731	76,913	76,511
し尿		KL/年	34,843	33,872	31,630	29,985	28,992
%		%	45.5%	43.4%	40.2%	39.0%	37.9%
浄化槽汚泥		KL/年	41,687	44,118	47,101	46,928	47,519
%		%	54.5%	56.6%	59.8%	61.0%	62.1%
日平均収集量		KL/日	209.67	213.67	215.11	210.72	209.62
し尿		KL/日	95.46	92.80	86.42	82.15	79.43
浄化槽汚泥		KL/日	114.21	120.87	128.69	128.57	130.19
前年比収集量		%	—	101.9%	100.7%	98.0%	99.5%
年比し尿		%	—	97.2%	93.1%	95.1%	96.7%
比浄化槽汚泥		%	—	105.8%	106.5%	99.9%	101.3%
1人1日平均 排 出 量	し尿	L/人・日	2.07	2.09	2.06	2.11	2.18
	浄化槽汚泥	L/人・日	1.97	2.03	2.14	2.06	2.09

(各年度3月末日現在)

※ 生活排水処理率：行政区域内人口に占める、し尿及び生活雑排水をあわせて処理している人口割合。

$$\text{生活排水処理率} = \frac{\text{公共下水道人口} + \text{コミュニティ・プラント人口} + \text{合併浄化槽人口} + \text{農業・漁業集落排水人口}}{\text{行政区域内人口}}$$

※ 1人1日平均排出量

$$\text{し尿} = \frac{\text{し尿収集量(KL/年)} \times 1,000}{\text{計画収集人口} \times 365(\text{日})} \quad \text{浄化槽汚泥} = \frac{\text{浄化槽汚泥収集量(KL)} \times 1,000}{(\text{浄化槽人口} + \text{コミュニティ・プラント人口}) \times 365(\text{日})}$$

※ 浄化槽汚泥量にはコミュニティ・プラント及び農業・漁業集落排水施設の汚泥を含む。

資料 5-28 小型合併処理浄化槽設置整備補助金

年 度	補助基数(基)			補助額 (千円)	財 源(千円)			備考	
	人 槽		計		国庫補助金	県補助金	一般財源		
	5	6~7	8~10						
平成18年度	327	165	10	(28)	188,763	61,978	38,700	(2,800) 88,085	

※ ( )内は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替者に対する上乗せ補助

(参考) 補助額

単位: 円

5人槽	6~7人槽	8~10人槽	上乗せ補助
354,000	411,000	519,000	100,000

※ 上乗せ補助は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替者に対するもの

## 6 ダイオキシン類

### (1) 環境基準・規制基準

資料 6-1 ダイオキシン類に係る環境基準

種類	環境基準
大気	0.6pg - TEQ/m <sup>3</sup> 以下 (年平均値)
水質 (水底の底質を除く)	1 pg - TEQ/L 以下 (年平均値)
水底の底質	150pg - TEQ/g 以下
土壤	1,000pg - TEQ/g 以下

- ※ 1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
 2 水質の汚濁（水質の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
 3 水質の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
 4 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。

資料 6-2 ダイオキシン類に係る排出基準

#### ① 排ガスに係る特定施設及び排出基準

(単位: ng-TEQ/m<sup>3</sup>)

種類	施設規模	新設施設基準*	既設施設基準	
			H13.1～H14.11	H14.12～
廃棄物焼却炉 (焼却能力 50kg/時以上又は火床面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上)	4t/時以上	0.1	80	1
	2t/時以上 4t/時未満	1		5
	2t/時未満	5		10
製鋼用電気炉	0.5	20	5	
鉄鋼業焼結施設	0.1	2	1	
亜鉛回収施設	1	40	10	
アルミニウム合金製造業	1	20	5	

\* 新設施設は、平成12年1月15日以降に設置したもの

② 排水に係る特定施設及び排出基準

(単位: pg-TEQ/L)

特 定 施 設 の 種 類	排出基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設</li> <li>・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設</li> <li>・硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</li> <li>・アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</li> <li>・担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設</li> <li>・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設</li> <li>・カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・ジオキサンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設</li> <li>・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</li> <li>・亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</li> <li>・担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・廃棄物焼却炉(火床面積0.5m<sup>2</sup>以上又は焼却能力50kg/h以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設</li> <li>・廃P C B等又はP C B処理物の分解施設及びP C B汚染物又はP C B処理物の洗浄施設及び分離施設</li> <li>・フロン類(C F C及びH C F C)の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</li> <li>・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設</li> <li>・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設</li> </ul>	10

※ 注1) 及び注2) の既設施設は、ダイオキシン類対策特別措置法の施工後3年間(平成15年1月14日まで)暫定基準値(20pg-TEQ/L及び50pg-TEQ/L)が適用されていた。

③ 廃棄物処理に係るばいじん等の処理基準

区 分	施設
ばいじん、燃え殻等を埋立処分することのできる基準	3ng-TEQ/g <sup>注1)</sup>
廃棄物最終処分場の放流水に係る水質排出基準	10pg-TEQ/L

※ 注1) セメント固化、薬剤処理、酸抽出を行っているものは基準を適用しない。

## (2) 測定結果

資料6-3 ダイオキシン類濃度の環境測定結果

	区分	調査地点	調査機関	年度	検体	濃度範囲	年平均値	環境基準
環境大気 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	一般環境	川内南中学校 (平佐町)	旧川内市	15	2	0.011~0.039	0.025	0.6
			薩摩川内市	16	2	0.043~0.066	0.055	
			薩摩川内市	17	2	0.0074~0.012	0.0097	
			薩摩川内市	18	2	0.021~0.040	0.031	
	発生源付近	水引小学校(水引町)	旧川内市	14	2	0.011~0.014	0.013	
			薩摩川内市	15	2	0.029~0.30	0.1645	
			薩摩川内市	16	2	0.049~0.091	0.070	
			薩摩川内市	17	2	0.008~0.017	0.0125	
			薩摩川内市	18	2	0.016~0.026	0.021	
			鹿児島県	14	4	0.010~0.024	0.019	
	沿道	国道3号線 (御陵下町)	鹿児島県	15	4	0.012~0.031	0.018	
			鹿児島県	16	4	0.0082~0.037	0.017	
			鹿児島県	17	2	0.026~0.051	0.039	
			鹿児島県	18	2	0.028~0.044	0.036	
			鹿児島県	14	1	-	0.37	
公共用水域 (pg-TEQ/L)	一般環境	川内川(小倉)	旧川内市	15	1	-	0.082	1
			薩摩川内市	16	1	-	0.11	
			薩摩川内市	17	1	-	0.11	
			薩摩川内市	18	1	-	0.073	
		隈之城川(母合橋)	旧川内市	14	1	-	0.49	
			薩摩川内市	15	1	-	0.10	
			薩摩川内市	16	1	-	0.094	
			薩摩川内市	17	1	-	0.19	
			薩摩川内市	18	1	-	0.28	
地下水 (pg-TEQ/L)	一般環境	大小路町	鹿児島県	16	1	-	0.024	1
		東郷町斧渕		14	1	-	0.036	
		樋脇町塔之原		16	1	-	0.036	
		入来町浦之名		15	1	-	0.040	
		入来町副田		14	1	-	0.038	
		祁答院町下手		17	1	-	0.042	
		里町里蘭上		14	1	-	0.023	
		上甑町平良		15	1	-	0.029	
		下甑町手打		14	1	-	0.023	
		鹿島町蘭牟田		14	1	-	0.021	
				14	1	-	0.030	
				14	1	-	0.042	

	区分	調査地点	調査機関	年度	検体	濃度範囲	年平均値	環境基準
土壤 (pg-TEQ/g)	一般環境	川内南中学校（平佐町）	旧川内市	14	1	-	0.054	
				15	1	-	0.053	
			薩摩川内市	16	1	-	0.24	
				17	1	-	0.019	
				18	1	-	0.043	
		向田公園（神田町）	鹿児島県	17	1	-	0.022	
		鉄道公園（樋脇町）		17	1	-	0.52	
		副田小学校（入来）		17	1	-	0.015	
		東郷小学校（東郷町）		17	1	-	0.65	
		大裏小学校（祁答院町）		17	1	-	1.6	
		里小学校（里町）		14	1	-	0.38	
		平良小学校（上齋町）		14	1	-	0.11	
		長浜小学校（下齋町）		14	1	-	0.14	
		鹿島小学校（鹿島町）		14	1	-	0.053	
		発生源付近	旧川内市	14	1	-	0.55	
				15	1	-	0.11	
			薩摩川内市	16	1	-	0.65	
				17	1	-	0.4	
				18	1	-	0.25	

(鹿児島県測定分 資料:鹿児島県環境管理課)

1,000

資料 6-4 ダイオキシン類濃度の自主測定結果（薩摩川内市内の各クリーンセンター）

① 排出状況

測定項目	年度	川内クリーンセンター	上甑島クリーンセンター	下甑島クリーンセンター	鹿島クリーンセンター	排出基準（処理基準）
排ガス (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	14	0.855	0.48	0.860	0.032	川内：5 (80) 上甑島・下甑島： 鹿島：10
	15	0.113	0.11	0.027	0.016	
	16	0.2035	3.3	0.17	0.038	
	17	0.000355	0.14	0.36	0.059	
	18	0.00435	1.5	0.2	0.059	
処理水（放流水） (pg-TEQ/L)	14	0.34	—	—	—	10
	15	0.012	—	—	—	
	16	0.069	—	—	—	
	17	0.037	—	—	—	
	18	0.0001	—	—	—	
飛灰 (ng-TEQ/g)	14	*3.7	*0.58	*0.700	*0.300	3 (セメント固化は基準適用外)
	15	*0.815	*1.4	*0.0000077	*3	
	16	*1.8	*1.5	*0.34	*1.8	
	17	*0.21	*2.5	*1.4	—	
	18	*0.37	*0.57	*1.4	—	
焼却灰 (ng-TEQ/g)	14	0.0168	*0.046	0.0062	0.0055	3 (セメント固化は基準適用外)
	15	0.0064	*0.036	0.35	0.017	
	16	0.000095	*0.033	0.026	0.0016	
	17	0.0000215	*0.017	0.013	0.0013	
	18	0.00715	*0.037	0.011	—	

※1 ( ) 内の排出基準は、平成14年11月以前の暫定排出基準

2 \*印については、平成12年1月14日以前に設置された施設で、セメント固化、薬剤処理等を行っている施設については、飛灰、焼却灰の基準は適用されない。

② 周辺環境の状況（川内クリーンセンター）

測定項目	測定地點	年度	測定値	環境基準
環境大気 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	工場棟屋上	15	0.010	0.6
		16	0.035	
		17	0.029	
		18	0.017	
	最終処分場調整池横	15	0.0088	
		16	0.025	
		17	0.022	
		18	0.019	
公共用水域 (pg-TEQ/L)	平川橋・越下橋中点 (小倉川)	15	0.088	1
		16	0.11	
		17	0.14	
		18	0.092	
土壌 (pg-TEQ/g)	小倉グランドゴルフ場	15	0.25	1,000
		16	0.12	
		17	1.5	
		18	0.56	
	最終処分場調整池横	15	0.94	
		16	0.72	
		17	1.7	
		18	2.0	

## 7 原子力

### (1) 本調査

資料 7-1 3か月間(91日換算)積算線量(モニタリングポイント)

(単位:mGy)

測定地点			平成18年度の 積算線量範囲	前年度までの 積算線量範囲	調査実施 区分
地点名	地点番号	地区名			
小平	K-1	薩摩川内市	久見崎町	0.12	0.11~0.14
境界北	P-1	〃	〃	0.10~0.11	0.10~0.13
北門北	P-2	〃	〃	0.12	0.11~0.14
北門南	P-3	〃	〃	0.12	0.11~0.14
平尾	P-4	〃	〃	0.12	0.12~0.15
境界東	P-5	〃	〃	0.13	0.12~0.15
山仁田	P-6	〃	〃	0.10	0.09~0.12
正門西	P-7	〃	〃	0.12~0.13	0.11~0.15
片平山	P-8	〃	〃	0.10	0.09~0.13
境界南	P-9	〃	〃	0.10~0.11	0.10~0.12
上浜	P-11	〃	〃	0.12	0.11~0.14
本馬場	P-12	〃	〃	0.13	0.12~0.16
宮山池	P-13	〃	〃	0.11	0.10~0.13
京泊	K-31	〃	港町	0.12	0.10~0.14
庵之平	K-32	〃	久見崎町	0.11	0.10~0.13
水ヶ段	K-33	〃	寄田町	0.13	0.12~0.15
吹揚	K-34	〃	〃	0.12	0.11~0.14
漁協東	P-31	〃	港町	0.13	0.12~0.15
岩下	P-32	〃	〃	0.12~0.13	0.11~0.14
倉浦	P-33	〃	久見崎町	0.14	0.13~0.17
上野	P-34	〃	寄田町	0.13~0.14	0.12~0.16
西池	P-35	〃	〃	0.13	0.12~0.15
唐山	K-51	〃	港町	0.10	0.10~0.12
浜田	K-52	〃	水引町	0.12	0.10~0.13
池之段	K-53	〃	寄田町	0.12~0.13	0.11~0.15
公園	P-51	〃	網津町	0.13	0.11~0.14
平島	P-52	〃	湯島町	0.13	0.11~0.15
瀬戸地	P-53	〃	高江町	0.12	0.11~0.15
毎床	P-54	〃	〃	0.12~0.13	0.10~0.14
土川	P-55	〃	寄田町	0.12	0.11~0.14
神田	K-72	〃	高江町	0.14	0.12~0.17
山神田	K-73	〃	〃	0.12~0.13	0.12~0.15
小ヶ倉	K-74	いちき串木野市	羽島	0.12	0.11~0.14
砂岳	K-75	薩摩川内市	湯田町	0.14~0.15	0.13~0.16
西方小	K-101	〃	西方町	0.11~0.12	0.11~0.14
小園	K-102	〃	陽成町	0.13	0.12~0.15
妹背	K-103	〃	高城町	0.14~0.15	0.13~0.16
別府	K-104	〃	宮内町	0.13	0.12~0.15
木場谷	K-105	〃	青山町	0.12~0.14	0.11~0.15
羽島浜	K-106	いちき串木野市	羽島	0.12	0.10~0.13
監視センター	K-107	薩摩川内市	若松町	0.14	0.12~0.16
大河内	K-108	いちき串木野市	荒川	0.13	0.11~0.15
市民会館	K-110	阿久根市	波留	0.13	0.12~0.15
東郷中	K-111	薩摩川内市	東郷町斧渕	0.13~0.14	0.12~0.16
水源地	K-112	薩摩川内市	樋脇町塔之原	0.13~0.14	0.11~0.16
消防署	K-114	いちき串木野市	昭和通	0.14	0.12~0.16
里支所	K-115	薩摩川内市	里町里	0.13~0.14	0.12~0.15
積算線量範囲				0.10~0.15	0.09~0.17

資料 7-2 線量率(モニタリングステーション、モニタリングポストにおける連続測定)

【シンチレーション検出器】

(単位: nGy/h)

測定地點	平成18年度の線量率範囲		前年度までの線量率範囲		調査実施区分
	平均値	範囲	平均値	範囲	
境界北局 (PC-1)	29～30	26～81	28～36	25～144	九電
港局 (KC-1)	34～35	31～80	31～38	29～110	県
久見崎局 (KC-2)	27～28	24～83	25～31	23～112	県
北門南局 (S-1)	39～40	36～87	37～45	34～120	九電
境界東局 (PC-2)	30～31	28～76	30～36	27～102	九電
小平局 (KS-1)	34～35	32～86	31～37	27～109	県
正門西局 (S-2)	36～37	33～83	35～40	32～131	九電
上野局 (KC-3)	35～37	33～85	33～39	29～113	県
境界南局 (PC-3)	28～29	26～84	27～34	24～101	九電
寄田局 (KC-4)	30～31	27～77	29～35	26～124	県
高江局 (KC-5)	36～37	32～78	34～41	30～114	県
監視センター局 (KC-6)	45～46	41～95	41～48	37～105	県
線量率範囲	27～46	24～95	25～48	23～144	

資料 7-3 環境試料の放射能

試料名	核種名	単位	核種分析					
			平成18年度調査結果		平成16, 17年度調査結果		前年度までの調査結果	
			試料数	測定値	試料数	測定値	試料数	測定値
海 洋 試 料	魚類	Bq/kg 生	9	ND～0.12	17	ND～0.12	243	ND～0.53
			9	ND	17	ND	243	ND
			7	ND	13	ND	197	ND～0.58
			2	ND	4	ND	42	ND
	軟体類・棘皮類	Bq/kg 生	8	ND～0.03	18	ND～0.03	253	ND～0.28
			8	ND	18	ND	253	ND
			2	ND	4	ND～0.03	78	ND～0.77
			1	ND	2	ND	32	ND
	藻類	Bq/kg 生	4	ND	8	ND～0.08	146	ND～0.23
			4	ND	8	ND	146	ND
			4	ND～0.05	8	ND～0.08	107	ND～0.38
			4	ND	8	ND	146	ND
	海水	mBq/L	6	1.6～2.1	12	1.6～2.6	152	ND～13
			6	ND	12	ND	152	ND
			2	ND, 1.7	4	ND～1.7	52	ND～10
			6	ND	12	ND	152	ND
	海底土	Bq/kg 乾土	6	1.7～2.3	12	1.6～2.4	152	ND～9.6
			6	ND	12	ND	152	ND
			2	1.6, 1.9	4	ND～1.9	52	ND～7.8
			6	ND	12	ND	152	ND

試 料 名	核種名	単 位	核 種 分 析					
			平成18年度調査結果		平成16, 17年度調査結果		前年度までの調査結果	
			試料数	測 定 値	試料数	測 定 値	試料数	測 定 値
植物	穀類 (米)	Bq/kg 生	4	ND~0.18	8	ND~0.18	105	ND~2.5
			4	ND	8	ND	105	ND
			2	ND	4	ND	55	ND~0.16
			2	ND	4	ND	52	ND
	葉菜類	Bq/kg 生	4	ND	8	ND~0.01	106	ND~0.52
			4	ND	8	ND	106	ND
			2	0.05, 0.07	4	0.05~0.13	56	0.05~0.95
			4	ND	8	ND	103	ND
	根菜類	Bq/kg 生	2	ND	4	ND~0.02	50	ND~0.12
			2	ND	4	ND	50	ND
			—	—	—	—	1	0.07
	豆類	Bq/kg 生	1	ND	2	ND	24	ND~0.20
			1	ND	2	ND	24	ND
			1	ND	2	ND	24	ND
陸上試料	いも類	Bq/kg 生	3	ND, 0.09	6	ND~0.16	80	ND~0.37
			3	ND	6	ND	80	ND
			2	0.14, 0.24	4	0.09~0.24	56	0.07~0.94
	工芸作物 (茶)	Bq/kg 生	2	0.04, 0.11	4	0.04~0.13	53	0.03~3.4
			2	ND	4	ND	53	ND
			2	0.36, 0.96	4	0.36~0.96	53	0.27~4.2
			2	ND	4	ND	53	ND~53
	果樹 (みかん)	Bq/kg 生	2	ND, 0.01	4	ND~0.02	50	ND~0.19
			2	ND	4	ND	50	ND
			1	0.04	2	0.02, 0.07	26	0.02~0.73
			2	ND	4	ND	50	ND
	牧草	Bq/kg 生	1	0.14	2	ND, 0.33	25	ND~0.52
			1	ND	2	ND	25	ND
			—	—	—	—	1	0.66
			1	ND	2	ND	25	ND
畜産物	松葉	Bq/kg 生	8	ND~0.14	16	ND~0.27	203	ND~2.1
			8	ND	16	ND	203	ND
			2	0.16, 1.2	4	0.16~1.8	54	0.25~24
			8	ND	16	ND	203	ND~0.79
	(牛乳)	Bq/L	8	ND	11	ND~0.026	200	ND~0.31
			8	ND	11	ND	200	ND
			2	0.025	3	ND~0.018	55	ND~0.082
			8	ND	11	ND	200	ND~3.4
	陸水	mBq/L	20	ND	40	ND	483	ND~16
			20	ND	40	ND	483	ND
			6	ND~1.6	12	ND~1.7	151	ND~11
			20	ND	40	ND	477	ND
陸土	Cs-137	Bq/kg 乾土	12	ND~13	24	ND~14	311	ND~110
			12	ND	24	ND	311	ND
			4	0.4~1.0	8	0.4~1.0	114	ND~13
浮遊じん	Cs-137	mBq/m <sup>3</sup>	24	ND	47	ND	451	ND~1.9
			24	ND	47	ND	451	ND
降下物	Cs-137	MBq/km <sup>2</sup> ・月	24	ND	48	ND~0.12	476	ND~9.8
	Co-60	MBq/km <sup>2</sup> ・月	24	ND	48	ND	476	ND

\* - : 未測定 ND : 未検出

## (2) 補助的調査

資料 7-4 線量率(モニタリングステーション, モニタリングポストにおける連続測定)

【電離箱検出器・県実施】

(単位: nGy/h)

測定地点	平成18年度の線量率範囲		前年度までの線量率範囲	
	平均値	範囲	平均値	範囲
港局(KC-1)	68～69	65～109	64～69	61～125
久見崎局(KC-2)	58～60	55～108	57～62	55～129
小平局(KS-2)	62～64	60～107	61～66	59～123
上野局(KC-3)	68～70	62～114	67～71	61～139
寄田局(KC-4)	60～62	56～104	59～65	56～129
高江局(KC-5)	67～70	64～109	67～71	62～133
監視センター局(KC-6)	76～79	73～120	76～82	71～135
唐山局(KP-1)	78～79	72～122	76～80	71～132
網津局(KP-2)	89～90	83～126	88～93	83～146
水引小局(KP-3)	85～87	81～124	84～87	76～137
港体育館局(KP-4)	78～81	73～121	78～83	74～135
船間島局(KP-5)	92～93	87～131	89～93	84～151
湯島局(KP-6)	69～71	64～113	68～73	64～137
河口大橋局(KP-7)	83～84	79～136	81～84	77～157
山神田局(KP-8)	75～77	71～127	74～77	69～138
毎床局(KP-9)	82～83	75～136	80～84	74～142
寄田小局(KP-10)	85～87	81～119	83～87	77～133
下山局(KP-11)	76～77	71～127	74～78	69～135
土川局(KP-12)	86～87	82～123	84～90	78～131
羽島局(KP-13)	75～78	68～118	74～79	68～118
大川中局(KP-14)	90～91	84～138	88～91	83～132
里局(KP-15)	80～81	76～110	79～82	75～117
線量率範囲	58～93	55～138	57～93	55～157

資料 7-5 計数率(放水口ポストにおける連続測定)

【九電実施】

(単位: cpm)

測定地点	平成18年度の計数率範囲		前年度までの計数率範囲	
	平均値	範囲	平均値	範囲
放水口局	470～510	450～1,240	450～560	400～4,710

資料 7-6 線量率（サーベイポイントにおける定期測定）  
【シンチレーション検出器（モニタリングカー）】

(単位: nGy/h)

測定地点			平成18年度の 積算線量範囲	前年度までの 積算線量範囲	調査実施 区分
地点名	地点番号	地区名			
境界北	P-1	薩摩川内市	久見崎町	27～32	27～32
北門北	P-2	〃	〃	32～35	30～35
北門南	P-3	〃	〃	34～41	32～43
平尾	P-4	〃	〃	32～35	30～37
境界東	P-5	〃	〃	33～36	28～36
山仁田	P-6	〃	〃	28～34	27～35
正門西	P-7	〃	〃	32～36	28～36
片平山	P-8	〃	〃	30～33	28～33
境界南	P-9	〃	〃	25～29	23～29
上浜	P-11	〃	〃	38～42	38～42
本馬場	P-12	〃	〃	39～43	38～50
宮山池	P-13	〃	〃	25～28	25～28
漁協東	P-31	〃	港町	33～35	30～35
岩下	P-32	〃	〃	33～36	31～36
倉浦	P-33	〃	久見崎町	42～46	42～51
上野	P-34	〃	寄田町	36～40	34～40
西池	P-35	〃	〃	39～44	37～46
公園	P-51	〃	網津町	36～39	35～44
平島	P-52	〃	湯島町	34～43	34～47
瀬戸地	P-53	〃	高江町	36～39	32～40
毎床	P-54	〃	〃	30～34	29～34
土川	P-55	〃	寄田町	32～36	31～36
砂岳	K-75	〃	湯田町	47～57	41～57
西方小	K-101	〃	西方町	36～41	31～53
小園	K-102	〃	陽成町	31～37	25～51
妹背	K-103	〃	高城町	42～46	38～55
別府	K-104	〃	宮内町	42～47	38～56
木場谷	K-105	〃	青山町	36～40	31～59
大河内	K-108	いちき串木野市	荒川	44～47	36～61
線量率範囲				25～57	23～61

資料 7-7 大気中放射性ダスト（サーベイポイントにおける定期測定）

[県実施]

(単位: Bq/m³)

測定地点			平成18年度の 濃度範囲	前年度までの 濃度範囲
地点名	地点番号	地区名		
小平	K-1	薩摩川内市	久見崎町	1.5～2.6
京泊	K-31	〃	港町	2.1～9.1
庵之平	K-32	〃	久見崎町	1.8～4.5
水ヶ段	K-33	〃	寄田町	0.3～2.9
吹揚	K-34	〃	〃	1.6～2.9
神田	K-72	〃	高江町	1.2～11
監視センター	K-107	〃	若松町	1.8～4.6
濃度範囲				0.3～11
				ND～26

資料 7-8 大気中放射性ヨウ素（サーベイポイントにおける定期測定）

[県実施]

(単位: Bq/m<sup>3</sup>)

測定地点			平成18年度の濃度範囲	前年度までの濃度範囲	
地点名	地点番号	地区名			
小平	K-1	薩摩川内市久見崎町	ND	ND	ND
京泊	K-31	〃港町	ND	ND	ND
庵之平	K-32	〃久見崎町	ND	ND	ND
水ヶ段	K-33	〃寄田町	ND	ND	ND
吹揚	K-34	〃〃	ND	ND	ND
神田	K-72	〃高江町	ND	ND	ND
監視センター	K-107	〃若松町	ND	ND	ND
濃度範囲			ND	ND	ND

資料 7-9 海水・陸水中のトリチウム (<sup>3</sup>H)

(単位: Bq/l)

試料名		採取地点	測定部位	平成18年度測定値	平成16,17年度の範囲		前年度までの範囲		調査実施区分
試料数	測定値				試料数	測定値	試料数	測定値	
海水	放水口側	放水口	表層水	ND	8	ND	82	ND~6.6	県九電
	取水口側	取水口	表層水	ND	8	ND	82	ND~6.9	県九電
陸水	寄田久見崎地区簡易水道原水	寄田町	表層水	ND	8	ND	97	ND~2.4	県
	薩摩川内市上水道浄水場原水	田海町	表層水	ND~0.4	8	ND~0.4	61	ND~0.7	県
	羽島地区簡易水道原水	いちき串木野市	表層水	ND~0.3	8	ND~0.4	67	ND~1.7	九電
	井戸水	久見崎町	表層水	ND	4	ND	33	ND~0.6	九電
	川内川水	高江町	表層水	ND	4	ND	33	ND~1.0	九電
	宮山池水	宮山池	表層水	ND~0.4	4	0.3~0.5	33	ND~1.2	九電

資料 7-10 3か月間(91日換算)積算線量(防波堤)

(単位: mGy)

測定地点	平成18年度の積算線量範囲	前年度までの積算線量範囲	調査実施区分
K-2S(北防波堤)	0.12	0.11~0.14	県
P-14S(北防波堤)	0.11	0.10~0.13	九電
P-15S(南防波堤)	0.11	0.10~0.14	九電
線量率範囲	0.11~0.12	0.10~0.14	

資料 7-11 線量率(防波堤における定期測定)

(単位: nGy/h)

測定地点	平成18年度の線量率範囲	前年度までの線量率範囲	調査実施区分
K-2S(北防波堤)	38~42	30~48	県
P-14S(北防波堤)	34~41	32~48	九電
P-15S(南防波堤)	37~43	37~50	九電
積算線量範囲	34~43	30~50	

資料 7-12 線量率(防波堤における連続測定)

(単位: nGy/h)

測定局名	平成18年度の線量率範囲		前年度までの線量率範囲		調査実施区分
	平均値	範囲	平均値	範囲	
海側ポスト(PR-S)	23~24	21~56	21~25	20~62	九電

## 8 廃棄物

資料 8-1 ごみの排出・収集状況

<収集・処分の推移>

区分				平成16年度	平成17年度	平成18年度
人口	人		105,136	103,015	102,397	
世帯数	世帯		44,786	44,623	44,740	
収集所数	可燃		箇所	1,386	1,392	1,408
	不燃		箇所	903	885	865
	資源		箇所	750	742	749
委託収集	可燃		t	18,938.2	19,024.9	18,952.9
	不燃		t	913.3	825.1	914.3
	粗大		t	139.8	172.5	318.1
	資源	紙類	新聞・雑誌	t	2,269.4	2,249.9
			紙製容器	t	0.0	0.0
			紙パック	t	4.5	5.8
			ダンボール	t	345.3	317.4
		缶類	アルミ	t	148.4	106.5
			スチール	t	187.7	184.1
		ピン類	生きビン	t	155.0	144.6
直接搬入			ワンウェイビン	t	776.5	736.4
			ペットボトル	t	165.4	160.1
		プラスチック類	トレイ	t	51.5	50.1
			プラ	t	569.1	534.1
			小計	t	4,672.8	4,489.0
			合計	t	24,664.1	24,511.5
						24,465.1
	可燃		t	6,091.9	6,214.1	5,608.6
	不燃		t	597.3	444.9	933.1
	粗大		t	727.4	734.1	757.9
資源	資源	紙類	新聞・雑誌	t	367.1	94.8
			紙製容器	t	0.0	0.0
			紙パック	t	0.4	0.2
			ダンボール	t	201.5	154.4
		缶類	アルミ	t	2.9	0.5
			スチール	t	5.2	0.6
		ピン類	生きビン	t	4.8	1.9
			ワンウェイビン	t	83.6	73.3
			ペットボトル	t	18.5	13.3
		プラスチック類	トレイ	t	0.6	1.5
合計			プラ	t	147.0	129.9
			小計	t	831.6	470.5
			合計	t	8,248.2	7,683.6
						7,645.7
可燃	可燃		t	25,030.1	25,239.0	24,561.5
	不燃		t	1,510.6	1,270.0	1,847.4
	粗大		t	867.2	906.6	1,076.0
	資源	紙類	新聞・雑誌	t	2,636.5	2,344.7
資源			紙製容器	t	0.0	0.0
			紙パック	t	4.9	6.0
			ダンボール	t	546.8	471.8
		缶類	アルミ	t	151.3	107.0
			スチール	t	192.9	184.7
		ピン類	生きビン	t	159.8	146.5
			ワンウェイビン	t	860.1	809.7
			ペットボトル	t	183.9	173.4
		プラスチック類	トレイ	t	52.1	51.6
			プラ	t	716.1	664.0
合計			小計	t	5,504.4	4,959.5
			合計	t	32,912.3	32,375.1
						32,110.8

<各単位当たりごみ排出量>

区 分		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
市民一人当たり年間ごみ排出量	可燃ごみ	238.074		245.000		239.865	
	不燃ごみ	14.368		12.328		18.041	
	粗大ごみ	8.248		8.801		10.508	
	資源ごみ	52.355		48.143		45.178	
	合計	313.045		314.275		313.592	
市民一人当たり日間ごみ排出量	可燃ごみ	0.652		0.671		0.657	
	不燃ごみ	0.039		0.034		0.049	
	粗大ごみ	0.023		0.024		0.029	
	資源ごみ	0.143		0.132		0.124	
	合計	0.858		0.861		0.859	
世帯当たり年間ごみ排出量	可燃ごみ	558.882		565.605		548.983	
	不燃ごみ	33.729		28.461		41.291	
	粗大ごみ	19.363		20.317		24.050	
	資源ごみ	122.904		111.142		103.399	
	合計	734.878		725.524		717.723	
世帯当たり日間ごみ排出量	可燃ごみ	1.531		1.550		1.504	
	不燃ごみ	0.092		0.078		0.113	
	粗大ごみ	0.053		0.056		0.066	
	資源ごみ	0.337		0.304		0.283	
	合計	2.013		1.988		1.966	

資料 8-2 ごみ減量再資源化補助金

区 分	資 源 回 収 施 設			リサイクル推進員		資 源 回 収		収 集 施 設	
	申 請 件 数	補 助 施 設 数	補 助 金 額 (円)	申 請 件 数	補 助 金 額 (円)	申 請 件 数	補 助 金 額 (円)	申 請 件 数	補 助 金 額 (円)
平成 16 年度	13	18	1,459,300	424	6,360,000	236	8,451,968	7	327,500
平成 17 年度	23	23	2,027,300	732	10,980,000	118	1,188,000	25	1,131,200
平成 18 年度	21	21	1,845,600	730	10,950,000	115	1,180,300	29	1,222,300

資料 8-3 生ごみ処理機器購入補助金

区 分	生ごみ処理機器		備 考
	件 数	金 額 (円)	
平成 16 年度	216	4,332,200	
平成 17 年度	131	2,306,000	
平成 18 年度	98	1,339,100	

## 9 環境衛生

### (1) 薬剤散布

資料 9-1 薬剤散布の実施状況

区分		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
実施自治会数		58	52	51	36	47
延べ実施自治会数		79	71	63	36	56
延べ実施戸数(戸)		5,686	5,494	4,712	2,348	4,777
薬剤 剤 量	油剤18ℓ	148	140	104	86	70
	乳剤0.5ℓ	75	61	68	60	60
	乳剤18ℓ	94	95	103	73	81
機械保有台数(台)		62	62	59	56	42

### (2) 墓地・火葬場

資料 9-2 年度別市営墓地使用状況

#### ① 川内芸ノ尾第1墓地

年度	区画数	使用開始	返還	使用区画	残区画数	備考
14	325	0	0	315	10	
15		0	6	309	16	
16		0	0	309	16	
17		0	2	307	18	
18		0	3	304	21	

#### ② 川内芸ノ尾第2墓地

年度	区画数	使用開始	返還	使用区画	残区画数	備考
14	201	9	0	143	58	
15		6	0	149	52	
16		11	0	160	41	
17		4	0	164	37	
18		5	0	169	32	

#### ③ 入来向山墓地

年度	区画数	使用開始	返還	使用区画	残区画数	備考
14	90	1	0	20	70	
15		2	0	22	68	
16		1	0	23	67	
17		2	0	25	65	
18		1	0	26	64	

#### ④ 里蘭上墓地

年度	区画数	使用開始	返還	使用区画	残区画数	備考
14	249	0	0	224	25	
15		0	0	224	25	
16		0	1	223	26	
17		2	0	225	24	
18		0	0	225	24	

⑤ 里園下墓地

年度	区画数	使用開始	返還	使用区画	残区画数	備考
14	179	0	0	157	22	
15		0	0	157	22	
16		0	0	157	22	
17		1	0	158	21	
18		0	0	158	21	

⑥ 里觀農墓地

年度	区画数	使用開始	返還	使用区画	残区画数	備考
14	271	0	0	203	68	
15		0	0	203	68	
16		0	0	203	68	
17		0	3	200	71	
18		1	2	199	72	

⑦ 里寺山墓地

年度	区画数	使用開始	返還	使用区画	残区画数	備考
14	51	0	0	43	8	
15		0	0	43	8	
16		0	0	43	8	
17		0	0	43	8	
18		0	0	43	8	

⑧ 鹿島小牟田墓地

年度	区画数	使用開始	返還	使用区画	残区画数	備考
14	84	0	0	80	4	
15		0	0	80	4	
16		0	0	80	4	
17		1	0	81	3	
18		0	3	78	6	

資料 9-3 共同墓地特別災害復旧補助状況

年度	共同墓地の崩土除去 又は敷地復旧	共同墓地の崩壊による墓石 又は納骨堂の移設	補助金交付額(円)
14	3件	0件	2,806,000
15	2件	0件	2,084,000
16	4件	0件	1,235,000
17	1件	0件	735,000
18	2件	0件	1,153,000

資料 9-4 葬斎場の年度別利用状況

## ① 川内葬斎場「やすらぎ苑」

年度	火葬件数				その他			施設使用件数			
	大人	小人	死産	計	改葬骨	汚物	計	斎場	通夜	安置室	計
14	833	3	18	854	5	48	53	19	21	0	40
15	829	2	14	845	38	49	87	21	21	0	42
16	941	6	6	953	20	76	96	20	19	1	40
17	870	5	18	893	14	84	98	18	18	0	36
18	914	4	10	928	10	84	94	21	25	0	46

## ② 上甑島葬斎場

年度	火葬件数				その他			施設使用件数			
	大人	小人	死産	計	改葬骨	汚物	計	斎場	通夜	安置室	計
14	41	0	0	41	0	0	0	0	0	0	0
15	52	0	0	52	0	0	0	0	0	0	0
16	49	0	0	49	0	0	0	0	0	0	0
17	52	0	0	52	1	0	1	0	0	0	0
18	48	0	0	48	0	0	0	0	0	0	0

## ③ 下甑島葬斎場

年度	火葬件数				その他			施設使用件数			
	大人	小人	死産	計	改葬骨	汚物	計	斎場	通夜	安置室	計
14	50	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0
15	28	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0
16	43	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0
17	35	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0
18	44	0	0	44	1	0	1	0	0	0	0

## ④ 鹿島葬斎場

年度	火葬件数				その他			施設使用件数			
	大人	小人	死産	計	改葬骨	汚物	計	斎場	通夜	安置室	計
14	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0
15	15	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0
16	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0
17	13	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0
18	10	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0

## (3) 狂犬病予防対策

資料 9-5 畜犬登録及び狂犬病予防注射実施状況

年度	畜犬登録頭数	狂犬病予防注射実施頭数	注射実施率	備考
16	6,985	5,668	81.1%	
17	6,907	5,485	79.4%	
18	7,027	5,375	76.5%	

## 10 苦情処理

資料 10-1 苦情の処理状況

種類別の苦情申立状況

公 告 の 種 類		16 年 度	17 年 度	18 年 度	備 考
典 型 七 公 害	大気汚染	21	52	26	
	水質汚濁	4	5	6	
	土壤汚染	0	0	0	
	騒 音	12	14	18	
	振 動	1	0	0	
	地盤沈下	0	0	0	
	悪 臭	12	17	12	
(小 計)		(50)	(88)	(62)	
上 記 以 外	産業廃棄物	1	1	4	
	一般廃棄物	43	31	61	
	日 照	0	0	0	
	通 風	0	1	0	
	そ の 他	19	55	35	
(小 計)		(63)	(87)	(100)	
年 度 合 計		113	175	162	

発生源別の申立状況

発 生 源		16 年 度	17 年 度	18 年 度	備 考
製 造 業	食 料 品	3	7	4	
	木 材 ・ 木 製 品	0	0	0	
	紙 ・ パ ル ブ 製 品	1	0	0	
	化 学 工 業 ・ 石 油 ・ 石 炭 製 品	0	0	0	
	窯 業 ・ 土 石 製 品	0	0	0	
	金 属 製 品	0	1	0	
	そ の 他 の 製 造 業	2	2	3	
(小 計)		6	10	7	
修 理 工 場		0	1	0	
建 設 ・ 土 木 工 事		6	7	9	
交 通 機 関		2	1	3	
畜 産 業 ・ 農 業		9	8	5	
家 庭 生 活		5	8	2	
そ の 他		81	138	131	
不 明		4	2	5	
年 度 合 計		113	175	162	

## 用語説明

### あ行

#### 悪臭物質

悪臭防止法では「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれがある物質であつて政令で定めるもの」を悪臭物質といい現在22物質が指定されている。においに対しては個人差があるが、大多数の人々（70%または3分の2）に不快感を与えるにおいを悪臭と呼ぶ。特有のにおいをもつ化合物は約40万種に達すると言われている。

#### 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）

二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、無水硫酸（SO<sub>3</sub>）が主なものであるが、二酸化硫黄は、重油中の硫黄分の燃焼に伴つて発生するガスで、ほとんどが工場やビルなどの固定発生源から排出され、呼吸器管に対し長期的、短期的影響を与え、他のガスとの相乗効果も大きい。

#### 一酸化炭素（CO）

酸素不足の状態で、燃料が燃焼するとき発生する無色、無臭のガスで、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の補給を阻害し、ひどいときは窒息にまでいたる。現在、一番多量の発生源は、自動車排ガスである。

### か行

#### 化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物など水質汚濁の原因物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量で、水質汚濁の程度を示す指標。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

#### カドミウム（Cd）

亜鉛に伴つて産出される物質で、メッキ工場や電気機器工場でメッキの電解液や部品として使用されている。慢性中毒になると肝臓障害を起こし、カルシウム不足となり、骨軟化症を起こす。イタイイタイ病の原因とも考えられている。

#### 環境基準

環境基本法第16条により「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、政府が定める基準をいう。

### 環境放射線

人間を含めた生物の生活環境内にある放射線のこととで、空間放射線及び環境試料の放射能の総称。

### 規制基準

公害を防止するため工場や事業場等が遵守すべき基準で、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染の原因となる物質の排出に関する許容限度や、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭についての発生許容限度をいう。

### 空間放射線

空間に存在する放射線。私たちのまわりには、大地、大気からの放射線や、宇宙線などによる自然放射線が存在しており、自然放射線の量は、地質や地形の違いなどにより場所毎に違った値をとる。また、同じ場所であっても気象条件により変動する。特に雨による影響が大きく、雨が降ると一時的に高くなることから、地点毎の測定データは一定の値ではなく範囲をもつ。空間放射線の測定は、3か月間積算線量（単位：mGy）及び線量率（単位：nGy/h）で行う。

### グレイ（Gy）

物質における放射線のエネルギー吸収量を表す単位で、空間放射線の量を表す単位として、X線及び gamma線の空気吸収線量が用いられる。物質1kgあたり1ジュール（J）のエネルギー吸収があるときの放射線量を1グレイ（Gy）という。

### 光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物・炭化水素などが、強い紫外線によって光化学反応を起こすことにより二次的に生成される物質の総称。主としてオゾン（O<sub>3</sub>）が大部分で、目、喉頭、呼吸器に影響を及ぼす。

### 光化学スモッグ

自動車の排ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線でオキシダントとなり、オゾンを主体にスモッグを形成したものといわれている。この現象は、日ざしの強い夏の間に多く発生して、目を刺激し、呼吸困難を起こし、植物の葉を白く枯らしたりする。

### 公害防止協定

公害防止を目的として、地方公共団体又は住民と企業の間で、または地方公共団体相互間で締結される協定をいう。法律・条例による規制基準よりきびしくそれぞれの地域に応じた公害防止の目標値を設定し、具体的な公害対策の明示などを内容としている。

## コバルトー60 (<sup>60</sup>Co)

原子炉の中で、安定元素である<sup>59</sup>Coに放射線の一種である中性子が吸収されて生成する放射性物質。半減期約5年、ベータ線とガンマ線を出す。

## さ行

### サーベイポイント

モニタリングカーや、可搬型放射線測定装置で空間放射線量を測定する地点。

### シアノ (CN)

青酸カリ等で知られる人の健康に有害な物質。メッキの電解液などに多く用いられ、猛毒である。

### シンチレーションサーベイメータ

放射線を測定する携帯用の測定器をサーベイメータといい、シンチレーションサーベイメータはその一つの方式。

### 水銀 (Hg)

常温で液体の金属で、金属水銀の害は少ないと、その蒸気は非常に有害である。水銀化合物には有機水銀化合物と無機水銀化合物があり、有機水銀は毒性が強く神経系をおかし、知覚、聴力、言語等の障害・手足のマヒなどを起こす。代表的な症状として水俣病がある。

### 水素イオン濃度 (pH)

水質の酸性、あるいはアルカリ性の程度を示す指標。中性の水ではpHは7となり、酸性の溶液はpHが7より小さく、アルカリ性の溶液では7より大きくなる。環境保全の面からは、pH6.5から8.5まであれば問題ないと考えられている。

### ストロンチウムー90 (<sup>90</sup>Sr)

ウランなどの核分裂で生成する放射性物質。半減期約29年、ベータ線を出す。地上にあるほとんどは、過去の原水爆実験で発生したものである。

### 生物化学的酸素要求量 (BOD)

河川水や排水中の有機物は、水中の微生物により酸化分解されるが、この微生物が水中の有機物をエサとして分解するために消費する酸素量で水質汚濁の程度を示す指標。普通5日間のBODをもって指標とする。BODが高ければその水中には腐敗性物質が多いことを意味し、溶存酸素を異常に消費して魚介類に影響を及ぼすなどの原因となる。

## 積算線量

空間積算線量のこと。通常3か月間の空間放射線の積算量。mGyで表す。

## セシウムー137 (<sup>137</sup>Cs)

ウランなどの核分裂で生成する放射性物質。半減期約30年、ベータ線とガンマ線を出す。地上にあるほとんどは過去の原水爆実験で発生したものである。

## 線量率

空間放射線量率のこと。単位時間当たりの空間放射線量。通常1時間あたりの放射線量nGy/hで表す。

## た行

### 炭化水素 (HC)

主に自動車排ガスに含まれており、それ自体の濃度では問題にならないが、窒素酸化物と共に、太陽の照射により光化学スモッグを生成する場合は、少量でも有害である。

### ダイオキシン類

一般に、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいる。ダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD及びPCDFにコプラナーPCBを含めて「ダイオキシン類」と定義されている。ダイオキシン類は水にはほとんど溶けず、脂肪に溶けやすい性質があり、一旦体内に取り込まれると排出に時間がかかる。動物実験では、ダイオキシン類の中で最も毒性の強いといわれる2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの発がん性が示されており、人への影響も危惧されている。

## 大腸菌群数

主に人及び動物の腸内に寄生し、水、土壤など広く自然界にも分布する細菌の総称。大腸菌自体の数が多いということはそれだけ人畜のし尿などにより汚染が進んでいることを示す。大腸菌群数は公共用水域の場合、MPN/100mℓ、事業場排水の場合、個/cm<sup>3</sup>で表わす。

### 窒素酸化物 (NOx)

一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)が主なものであるが、このうち最も毒性が強く、大気汚染で問題になるのは、茶かつ色の刺激性ガスの二酸化窒素である。石油、石炭の燃焼に伴って発生し、工場・ビル・自動車などから排出される。窒素酸化物は燃焼状態が良好なとき、効率よく燃焼しているときに発生する。

## TEQ

毒性等量。ダイオキシン類の濃度を調べるとき、化合物によって毒性の強さが違うと評価が難しくなるため、測定した化合物の濃度に TEF（毒性等価係数）をかけ、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算して表したもの。

## 等価騒音レベル (Leq)

等価騒音レベルとは、一定時間内に測定された騒音をエネルギー量として平均し、その平均値から騒音の大きさを求めたものであり、中央値 ( $L_{50}$ ) が同一であってもピーク騒音が大きいか頻回であるほど Leq は高くなる。

## トリチウム ( $^{3}\text{H}$ )

宇宙線や原子炉内の核分裂などによって生成する放射性物質。半減期約 12 年、ベータ線を出す。宇宙線によっても生成されるので自然界にも存在する。

## な行

### 鉛 (Pb)

水銀などと並んでもっとも毒性の強いものの一つであり、印刷業、塗料業、電池工場などで、鉛化合物による中毒が見受けられる。ガソリンに添加されている 4 エチル鉛及び 4 メチル鉛は猛毒である。

## は行

### ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称。

### ばいじん

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、燃料などの燃焼や電気炉などの使用に伴って発生するススなどを指す。

### ヒ素 (As)

猛毒であり、以前は殺虫剤として農薬に多く用いられていた。ヒ素化合物は体内に入ると排出されにくく、少量ずつ長期にわたって摂取すると慢性中毒となり、知覚障害・貧血等を起こし循環障害で死亡する場合がある。高千穂町土呂久公害の原因となっている。

### 非メタン炭化水素

炭化水素の中でも光化学反応速度の非常に遅いメタ

ンを除いたものをいう。

主に塗装、印刷等の作業工程と石油精製、石油化学等の製造、貯蔵及び出荷工程等から排出される。

また、自動車排出ガスの中にも含まれている。

## 浮遊物質量 (SS)

水中に浮遊する物質の量。水の濁りの指標となるもので、地表から流出した粘土、有機物、プランクトンのほか工場排水や家庭排水中の懸濁性の物質からなる。

## 浮遊粒子状物質

浮遊粉じんのうち、粒径 10 ミクロン以下の粒子状の物質で、主として燃焼施設や自動車から排出される。90%が燃えかすの炭素で微細重金属も多いことから視程障害の原因となる。また、それ自体が有害なため、硫黄酸化物と相まって、呼吸器系疾患をもたらす。

## 粉じん

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、ものの破碎、選別などの機械的な処理やたい積に伴って発生したり飛散したりするもの。

## Bq (ベクレル)

放射能の強度又は放射性物質の量を表す単位。1 秒間に 1 個の原子核が崩壊して放射線を出す物質の放射能の強度、又は放射性物質の量を 1 ベクレル (Bq) という。

## 放射線

放射性物質から出てくるアルファ線、ベータ線、ガンマ線及びエックス線等を総称している。

## 放射能

原子核がアルファ線、ベータ線、ガンマ線等の放射線を出す性質をいい、その強さをベクレル (Bq) で表す。

## 放水口ポスト

発電所放水口の海水中の放射線量（計数率）を測定するための自動連続測定装置を備えた野外固定施設。

## ポリ塩化ビフェニル (PCB)

熱に対して安定な油で、水に不溶であり、熱媒体・印刷インク・絶縁油やコンデンサー油などに使用されている。PCB の毒性は、カネミ油症事件で知られているように、いったん体内に入ると体内で分解しがたく、残留性が強い。現在、国内生産は中止されている。

## ま行

### モニタリングカー

モニタリングステーション、モニタリングポスト等の固定施設に対して、いつでも必要な場所に移動して空間放射線量等の測定を行える移動測定車。

### モニタリングステーション

空間放射線量自動連続測定装置、大気中浮遊じん連続捕集装置等を備えたモニタリングポストより重装備の野外固定施設。

### モニタリングポイント

蛍光ガラス線量計という積算型の放射線測定器を備えた、3か月間の積算線量を測定するための野外固定施設。

### モニタリングポスト

空間放射線量自動連続測定装置等を備えた野外固定施設。

## や行

### ヨウ素—131 (<sup>131</sup>I)

ウランなどの核分裂で生成する半減期約8日、ベータ線とガンマ線を出す放射性物質。

### 溶存酸素量 (DO)

水に溶けている酸素量。水温・気圧・塩分などでその値は異なるが、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素の量は少なくなる。清浄な水は19°C、1気圧で約9mg/lである。

## ら行

### ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。イランのラムサールで採択されたことから「ラムサール条約」とよばれる。水鳥の保全のみだけでなく、広く生態系の保全のための重要な湿地を保全する条約であり、湿地の「賢明な利用(ワイスユース)」も提唱している。

### 6価クロム (Cr<sup>6+</sup>)

水溶液は一般に黄～赤色であり、金属の洗浄、メッキなどに用いられる。3価クロムに比べて毒性は強く、消化器、肺などから吸収されると浮腫、かゆみなどを生じる。

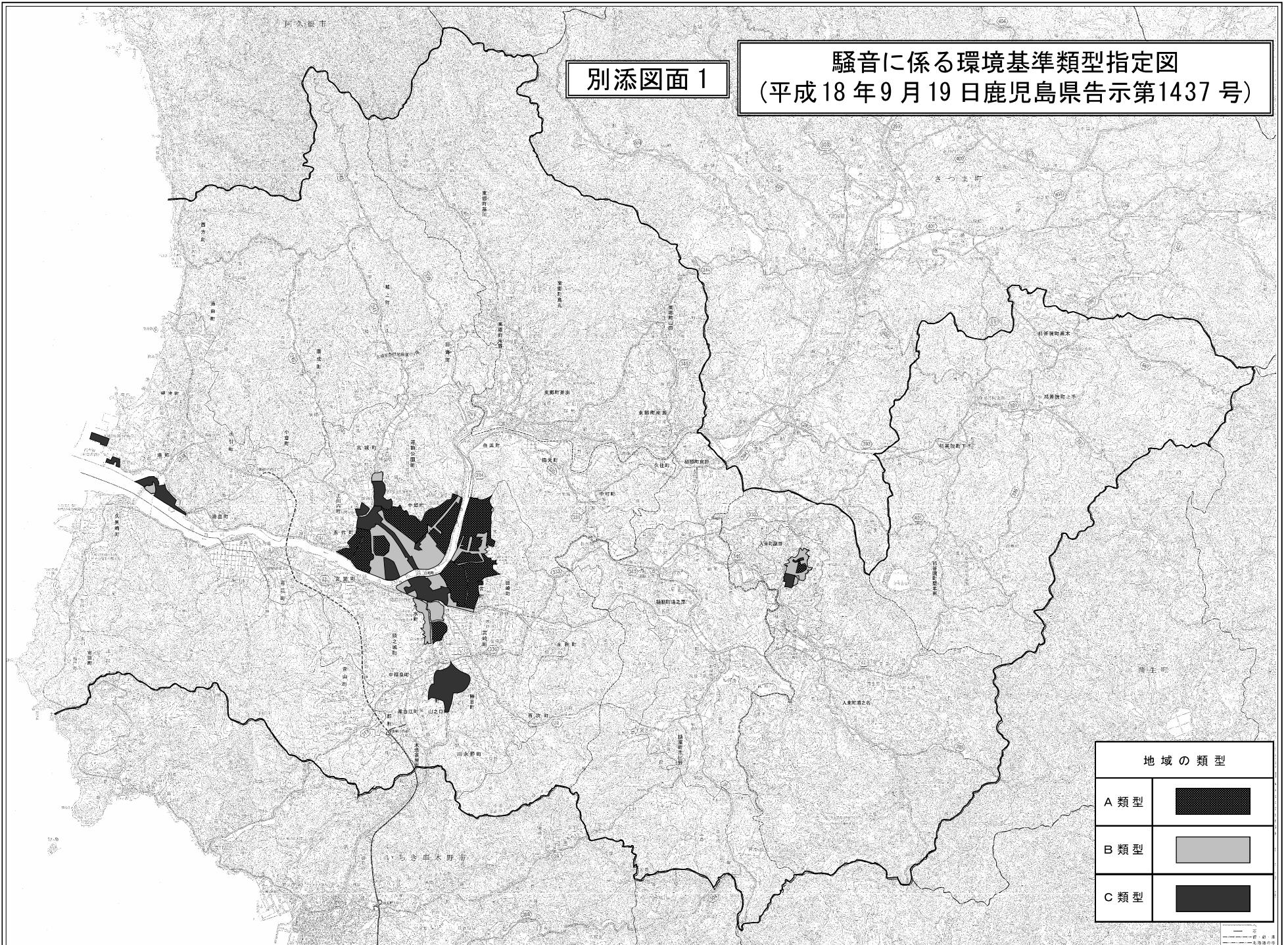
## 略字

As	→ ヒ素
BOD	→ 生物化学的酸素要求量
<sup>60</sup> Co	→ コバルト-60
CN	→ シアン
CO	→ 一酸化炭素
COD	→ 化学的酸素要求量
Cd	→ カドミウム
Cr <sup>6+</sup>	→ 6価クロム
<sup>137</sup> Cs	→ セシウム-137
DO	→ 溶存酸素量
<sup>3</sup> H	→ トリチウム
HC	→ 炭化水素
Hg	→ 水銀
<sup>131</sup> I	→ ヨウ素-131
Leq	→ 等価騒音レベル
NOx	→ 極素酸化物
Ox	→ 光化学オキシダント
PCB	→ ポリ塩化ビフェニル
pH	→ 水素イオン濃度
Pb	→ 鉛
SOx	→ 硫黄酸化物
SS	→ 浮遊物質量
<sup>90</sup> Sr	→ ストロンチウム-90

## 単位の説明

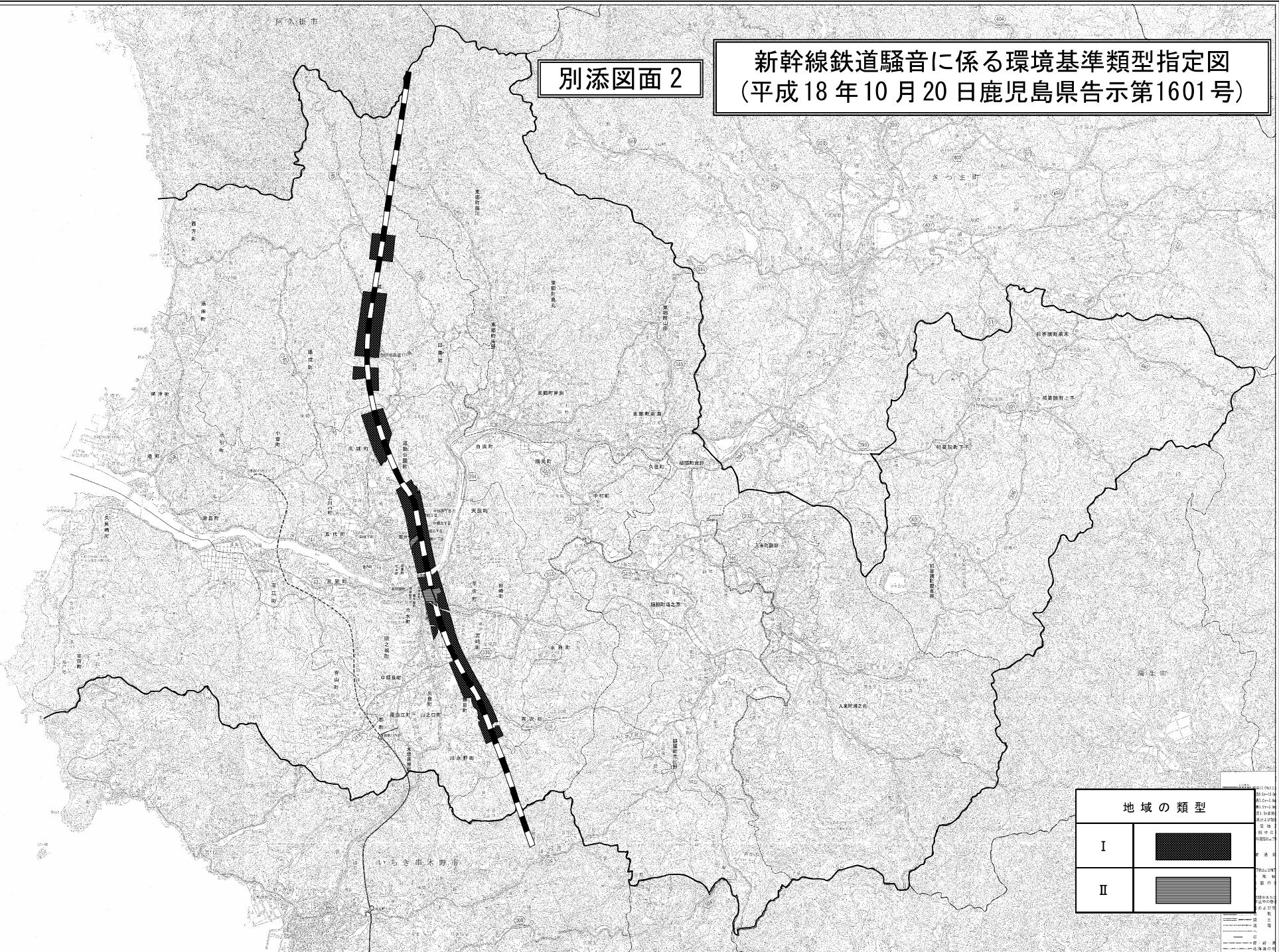
単位	よみ	換算	
T	テラ	$10^{12}$	一兆倍
G	ギガ	$10^9$	十億倍
M	メガ	$10^6$	百万倍
K	キロ	$10^3$	千倍
d	デシ	$10^{-1}$	十分の1
c	センチ	$10^{-2}$	百分の1
m	ミリ	$10^{-3}$	千分の1
$\mu$	マイクロ	$10^{-6}$	百万分の1
n	ナノ	$10^{-9}$	十億分の1
p	ピコ	$10^{-12}$	一兆分の1

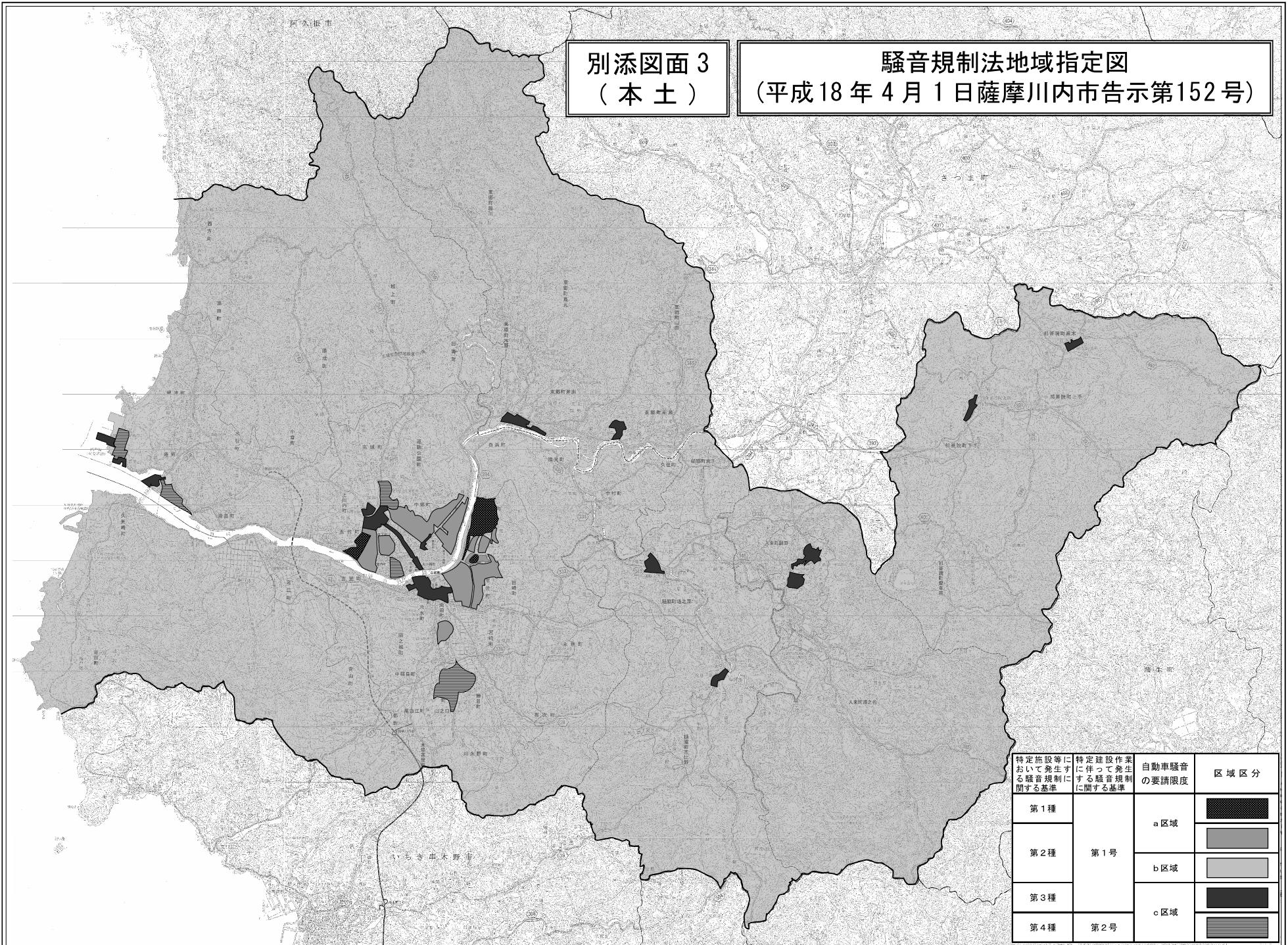
%	→ 百分率
ppm	→ 百万分率
cpm	→ 1分間あたりのカウント数



別添図面2

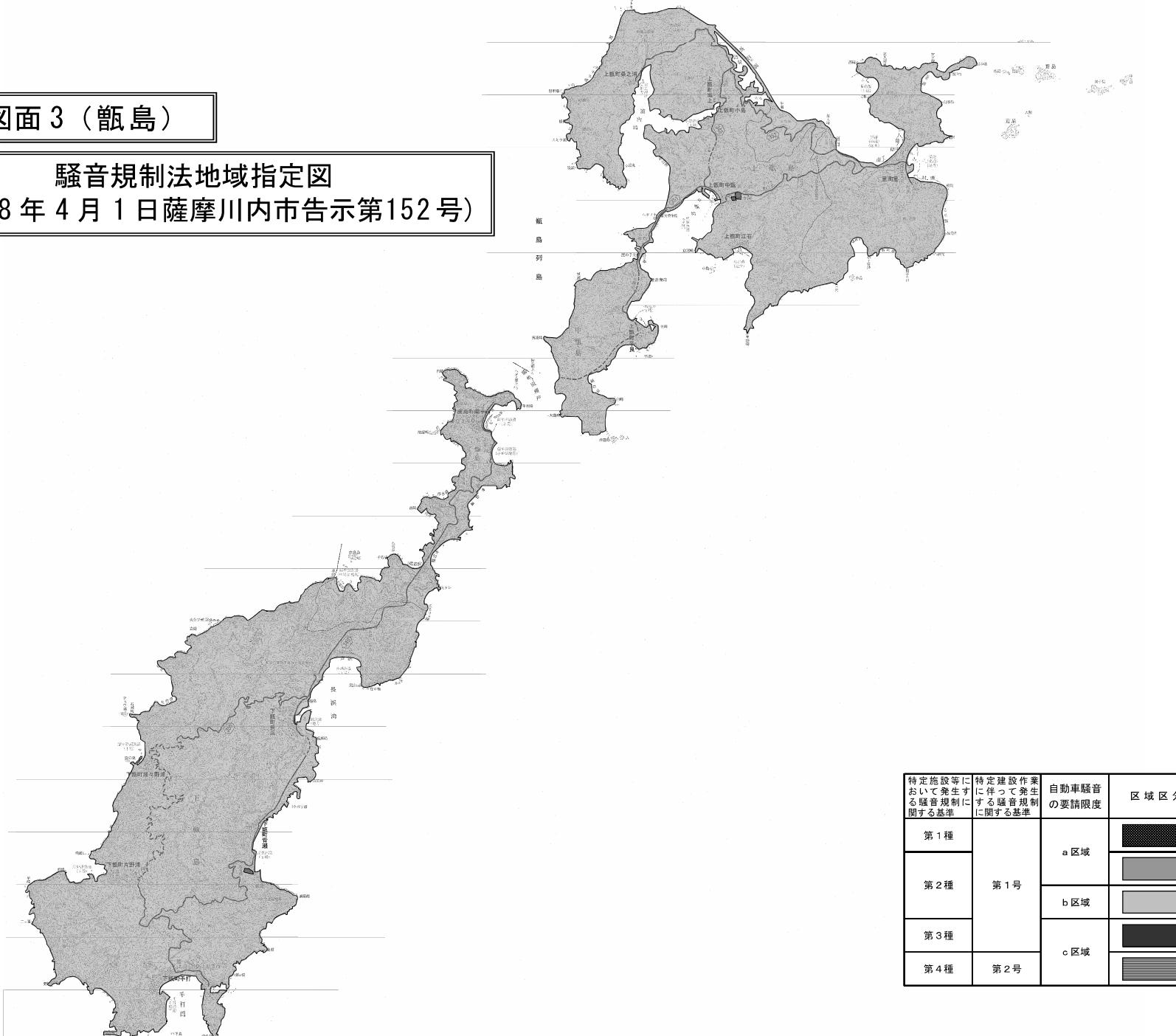
# 新幹線鉄道騒音に係る環境基準類型指定図 (平成18年10月20日鹿児島県告示第1601号)





別添図面3（甑島）

騒音規制法地域指定図  
(平成18年4月1日薩摩川内市告示第152号)



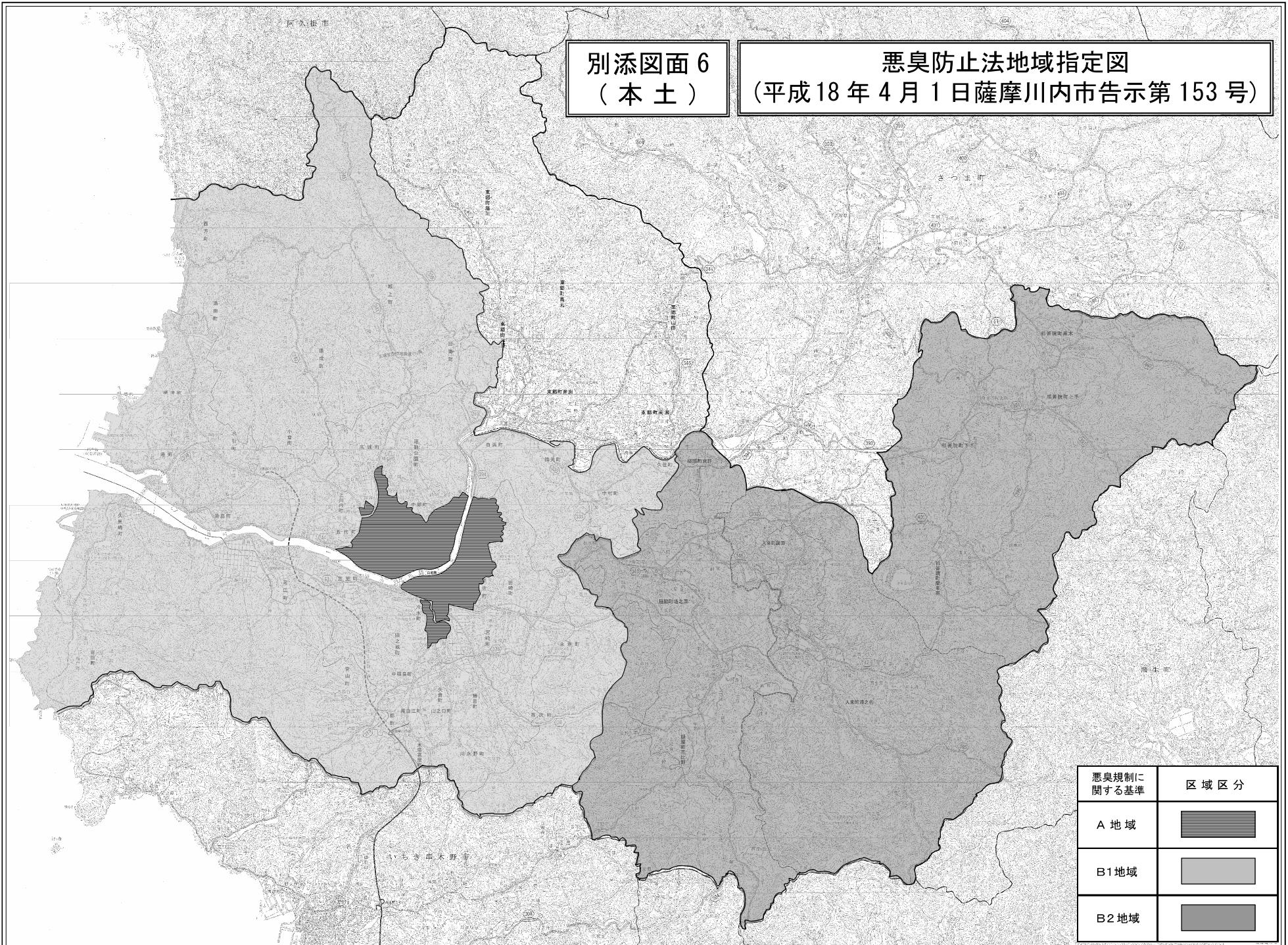
別添図面 4

## 音響機器の使用に係る規制区域図 (平成18年9月19日鹿児島県告示第1438号)

規制を受ける区域

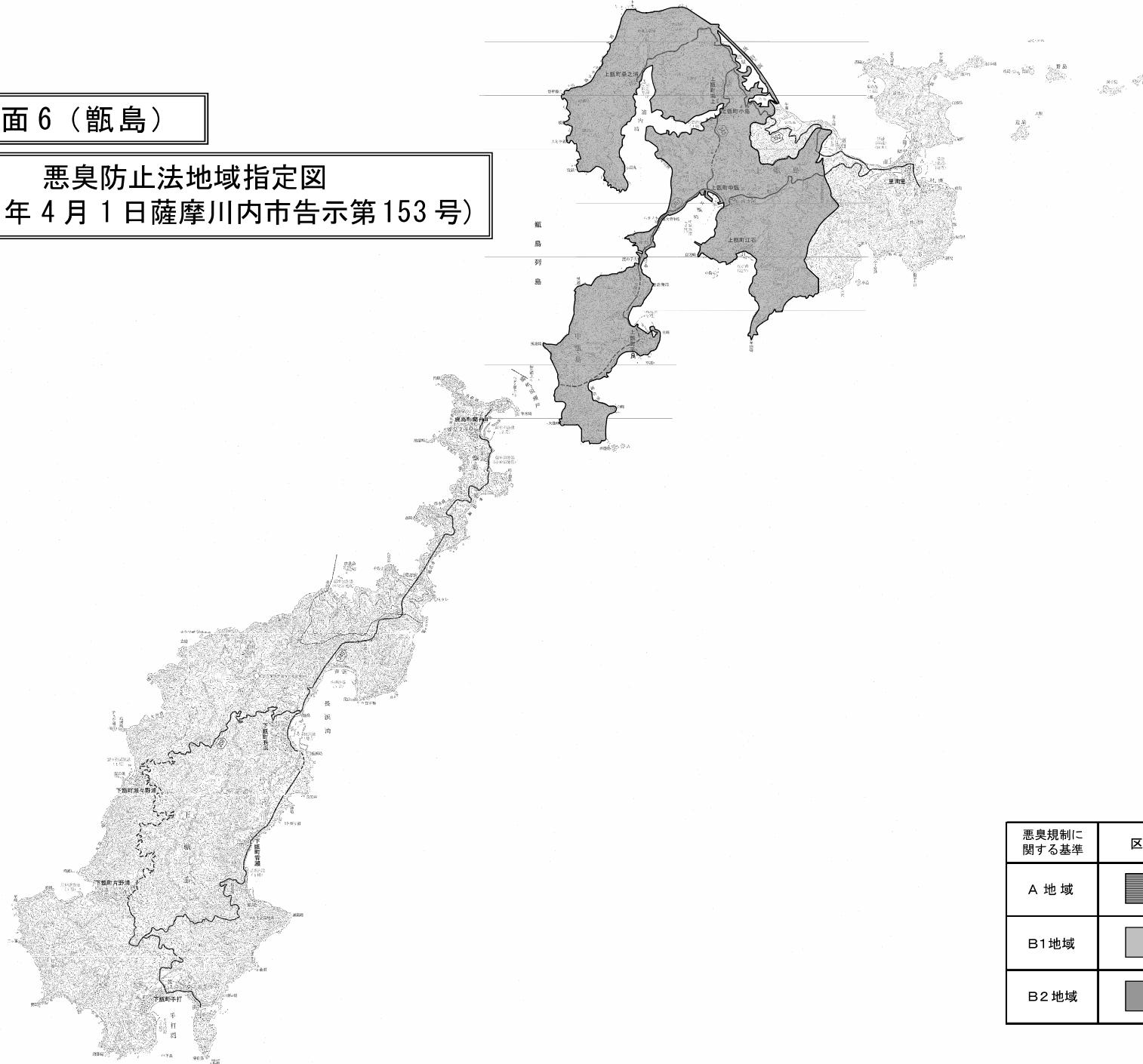






別添図面 6 (甑島)

悪臭防止法地域指定図  
(平成18年4月1日薩摩川内市告示第153号)



## **薩摩川内市の環境**

平成19年度版（平成18年度報告）  
(第3号)

平成20年2月発行

編集・発行／薩摩川内市 市民福祉部 環境課

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号  
TEL(0996)23-5111 FAX(0996)20-5570  
<http://www.city.satsumasendai.kagoshima.jp>  
e-mail:hozen@city.satsumasendai.lg.jp